

個人・集団・社会の相互作用を考慮した
犯罪予防行動の規定因

2021年 9月

讚井 知

個人・集団・社会の相互作用を考慮した
犯罪予防行動の規定因

讃井 知

システム情報工学研究科

筑波大学

2021年 9月

第1章 序論	3
1.1 背景.....	4
1.2 犯罪予防行動の整理.....	6
1.2.1 犯罪予防行動の概念.....	6
1.2.2 我が国の犯罪予防活動の特性.....	7
1.3 問題の所在.....	10
1.4 本研究の目的.....	11
1.5 本研究のアプローチ.....	13
1.5.1 個人・集団・社会の相互作用を考慮した犯罪予防行動の促進.....	13
1.5.2 本研究の構成.....	14
第2章 本研究で扱う犯罪予防行動の理論的位置づけ	15
2.1 本章の目的.....	16
2.2 特殊詐欺について.....	17
2.2.1 特殊詐欺の被害およびその対策.....	17
2.2.2 本研究で扱う特殊詐欺抑止に対する犯罪予防行動.....	21
2.2.3 特殊詐欺における犯罪予防行動を規定する要因.....	22
2.3 再犯抑止について.....	24
2.3.1 更生支援の重要性およびその対策.....	24
2.3.2 本研究で扱う再犯抑止に対する犯罪予防行動.....	25
2.3.3 再犯抑止における犯罪予防行動を規定する要因.....	27
2.4 本研究で扱う犯罪予防行動の位置づけ.....	28
2.5 行動を規定する社会システムとの関係性.....	30
2.5.1 システム論に基づく介入検討の背景.....	30
2.5.2 特定個人との二者関係.....	31
2.5.3 地域との関わり.....	33
2.5.4 公的部門および社会との関わり.....	34
2.6 既往研究の批判的検討.....	36
2.7 本章のまとめ.....	39
第3章 二者関係における犯罪予防行動	41
3.1 本章の目的.....	42
3.1.1 本章の目的および仮説モデル.....	42
3.2 方法.....	43

3.3 結果.....	45
3.4 議論とまとめ.....	52
第4章 地域における犯罪予防行動.....	56
4.1 本章の目的.....	57
4.1.1 本章の目的および仮説モデル.....	57
4.2 方法.....	58
4.3 結果.....	59
4.4 議論とまとめ.....	63
第5章 公的部門および社会との関わりと犯罪予防行動.....	66
5.1 本章の目的.....	67
5.2 公的機関および制度に対する評価と一般市民の態度.....	67
5.2.1 本節の目的と仮説モデル.....	67
5.2.2 方法.....	68
5.2.3 結果.....	69
5.2.4 議論とまとめ.....	74
5.3 公的機関が発する情報への接触が態度に与える影響.....	79
5.3.1 本節の目的と仮説モデル.....	79
5.3.2 方法.....	79
5.3.3 結果.....	81
5.3.4 議論とまとめ.....	87
第6章 総合論議.....	89
6.1 本研究で明らかになったこと.....	90
6.1.1 実証研究の概要.....	90
6.1.2 社会システムの相互作用と犯罪予防行動.....	91
6.1.3 本研究を踏まえた実務への含意.....	92
6.2 本研究の課題.....	96
謝辞.....	97
引用文献.....	101
本研究に関する報告.....	116

第1章

序論

1.1 背景

市民による犯罪予防行動に対する期待

犯罪の発生は被害者に心身や経済的な損失を与えるだけでなく、一般市民に広く不安感を与え、犯罪の取り締まりや処遇を行う刑事司法システムにおける経済的コストを生じさせることから、未然に防ぐことが望まれる。近代では犯罪者の私的制裁は禁止されており、犯罪発生後の取り締まりや刑事司法手続きは公的機関に担われるが、その未然予防に関しては、一般市民の私的な取組みが担う部分大きい。身近な他者や地域の防犯性の向上にむけては、任意の集団である防犯団体や個人による犯罪予防行動が取り組まれている。

犯罪予防行動が活発となった背景には、平成8年から14年にかけて刑法犯認知件数が増加傾向となり戦後最多となったことや、マスメディアをはじめとし、子どもを狙った犯罪が社会的に大きく取り上げられていたために、犯罪被害に遭うというリスク認知が高まったことが挙げられる。また、犯罪発生の原因として規範意識の低下や地域社会における住民相互の人間関係の希薄化が指摘されたことから（警察庁，2004），自主防犯団体をはじめとする地域における防犯活動が活発化した（小俣・島田，2011）。犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年）」（首相官邸，2003）では、「治安回復のための3つの視点」の一つ目として「国民が自らの安全を確保するための活動の支援」をあげており、官民が協働して防犯活動を行っていく土壌が醸成された。

このような社会的背景を受け、集団で犯罪予防行動を行う団体数は46,135団体にのぼり（構成員2,503,358人），犯罪の認知件数の減少傾向にも関わらず平成15年の調査開始以降急速に増加している（警察庁，2021）（Figure1-1）。活動内容としては、徒歩による防犯パトロールや子どもの保護・誘導（通学路）が中心であり、その他危険箇所の点検や通学路以外の子どもの保護・誘導、防犯広報等が行われている。

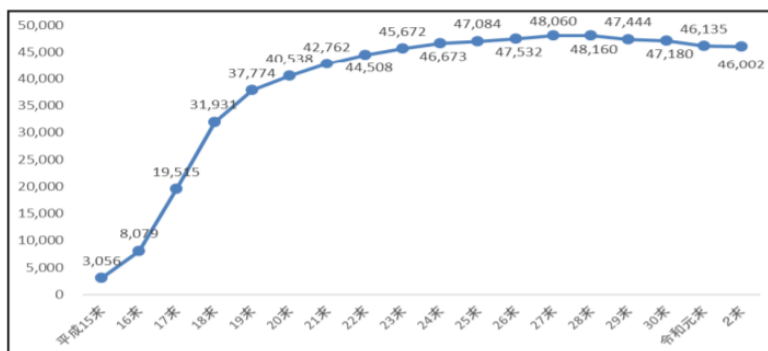


Figure 1-1. 防犯団体数の推移（警察庁，2021）

個人による犯罪予防行動も被害抑止において重要な役割を担っている。個人単位の活動のうち、最も身近な犯罪予防行動としては、通勤通学時における送迎や家族のために防犯グッ

ズを購入することなど家族を守るための行動が挙げられる。また、昨今は個人単位で行う地域の見守り活動（樋野，2011；沖縄県，2020；秋田県警察，2019）やパトロール活動（つくば市，2018；名古屋市，2019；長久手市，2020）も注目を集めている。

さらに、個人が公的アクターと連携して行う犯罪予防行動は、歴史的に日本にとって重要な役割を果たしてきた。その例として、加害者に対する立ち直り支援が挙げられる。加害者の立ち直り支援を実質的に担う保護司は、明治時代の篤志家による活動に端を発し、現在でも一般市民のボランティアによって担われている。保護司は自分の担当する保護観察対象者を見守り、就職先や居住地などの生活調整等の支援を行うことから、特に少年の保護観察対象者は保護司を親切で身近なおじさんやおばさんのように見ているということや、数年ごとに異動する公的機関の職員と異なり、時には監督期間を越えて支えることがあるため、地域への定着支援に大きな貢献をしていることが指摘されている（Watson，2019）。

情報発信による犯罪予防行動促進

地域における自主防犯活動の重要性の高まりとともに、市民の犯罪予防行動に対する理解や行動促進にむけた具体的な方法として、犯罪に関する情報の活用に注目が集まっている。従来型の広報誌による情報発信に加え、現在では、インターネットを活用したウェブサイトや Twitter，Face book，LINE 等の SNS の活用，Web-GIS の技術を応用して犯罪の発生状況を伝える「犯罪発生マップ」の提示やメールの配信などが全国規模で行われている。

このような流れを受け、2016 年、全国ではじめての情報の発信・共有に焦点をあてた検討会である「情報の発信・共有に関する検討会」が東京都に設置され、市民の犯罪予防行動促進にむけた議論が行われた（情報の発信・共有に関する検討会，2016）。加えて、2020 年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、対面で実施される防犯教室や街頭キャンペーンの実施が困難であったことから、各県警が YouTube 番組を開設し、広報啓発動画を作成し発信している。10 代 20 代の情報収集活動はテレビよりインターネットが上回っており、また他の年代においてもメディア利用におけるインターネットの活用が年々増えていることから（総務省，2020），ラジオ，テレビといったマスメディアに留まらず、今後も犯罪予防にむけた多様な情報が発信され、その役割は大きくなっていくものと考えられる。

1.2 犯罪予防行動の整理

本節では、本研究のテーマである犯罪予防行動について概念的な整理 (1.2.1 項) をした後、我が国の犯罪予防行動の特性を概観し、促進が望まれる犯罪予防行動の今後の方向性についてまとめる (1.2.2 項)。

1.2.1 犯罪予防行動の概念

犯罪予防については Brantingham & Faust (1976) が「犯罪行為を不可能にするための公的・私的に個人または集団が実施する活動」と定義を行っており、その行動主体として、警察や法務執行機関等の公的主体、私的主体 (一般市民) およびそれらの協働を想定している。本研究ではこの定義に則ったうえで、犯罪予防の主体として一般市民に焦点をあてる。

一次予防・二次予防・三次予防

予防の概念については、公衆衛生・健康分野にルーツがある。Caplan (1964) は、予防を一次予防～三次予防の3つに分類した。一次予防は、問題発生前に介入を行うことで、未然に防ぎ健康状態を保つことを指し、二次予防は、問題の早期発見・初期介入を目指すものであり、問題の重症化を防ぐことに資する。三次予防は問題発生後に、可能な限り社会復帰を円滑に行うためのリハビリテーションを行うことであり、また社会復帰を受け入れる地域社会の体制を整えることも含まれる。この予防の概念を犯罪分野に導入したものとして Brantingham & Faust (1976) がある。犯罪の文脈における一次～三次予防の具体例については Table 1-1 に示す。

Table 1-1. 公衆衛生と犯罪分野における予防の類型とその具体例

	介入時期	公衆衛生	犯罪
一次予防	問題発生前	手洗いうがい 予防接種 生活習慣	(こども等) 見守り 防犯教室 防犯グッズ
二次予防	問題発生初期	早期治療	警戒地域のパトロール 少年補導 通報
三次予防	問題発生後	機能訓練	更生支援 被害者支援

さらに Cowen (1996) は、一次予防の概念について介入の目的の違いから二つに分けることを提案している。一次予防の目的の一つ目は、リスク要因を減らすことで問題の発生を防ぐというものであり、二つ目は保護要因を増やし高めることで防御力を高めるというものであ

る。つまり犯罪の三類型は介入の時期の視点から分類を行ったのに対し、Cowen は介入の対象・目的の視点から犯罪予防行動の分類を提案したといえる。

1.2.2 我が国の犯罪予防活動の特性

集団による犯罪予防行動

我が国の一般市民による犯罪予防行動のうち、集団で行うもの（防犯活動）については、警察庁の『自主防犯ボランティア活動支援サイト』にまとめられている。我が国で行われている犯罪予防活動の特性について明らかにするために、自主防犯活動事例に掲載されている計 307 団体を対象に、(2018 年 12 月時点) 団体が第一に掲げる活動内容と団体名から推測される活動方針別に 4 種に団体をわけて整理した。

その結果、①子どもを守ろうとするものが 98 団体、②非行少年の健全育成を目的とするものが 14 団体、③高齢者の被害防止を行うものが 2 団体、④それらの複数を対象とするか、地域そのものを犯罪から守るといふ問題意識で行う団体 193 団体にわけられた。次に、活動の内容の動向を探るために、活動事例を紹介する Web ページのテキスト分析を行った。団体名、スローガン、結成の経緯、活動内容、活動目的、必要物品について掲載された文字情報に対して形態素解析を行い、抽出された言葉の単語数からこれまでの活動がどのような言葉で語られてきたのかについて明らかにした。分析には TinyTextMiner (松村・三浦, 2009) を使用した。その結果、団体名とスローガンでともに使われる件数が 10 位以内に入る単語と結びつく活動内容の件数から、子どもと、地域のつながりを守ることが動機付けとなっていた可能性が示唆された (Table 1-2)。

Table 1-2. 団体名とスローガンの上位語と団体種別

	①こども	②少年	③高齢者	④地域
見守る／みまもる	18	0	0	6
守る／まもる	5	0	0	4
安全	4	0	0	4
安心	3	0	0	17
パトロール	31	2	0	47

これらのことを予防の三類型の枠組みと照らして考えると、介入タイミングとしては一次予防や二次予防が中心であり、三次予防に関するものは少ない事が分かった。

個人による犯罪予防行動

一方で、近年個人単位で行う犯罪予防行動の重要性がますます高まっている。それは、集

合的な犯罪予防行動を行う自主防犯団体の高齢化や活動負担の偏り、対象とする罪種の偏りといった制度疲労が指摘される一方で、個人による犯罪予防行動はこれらの問題を克服する可能性があるからである。例えば、現在多くの自治体で取り組まれている「ジョギングパトロール (ジョグパト)」は、市民が日常の個人的なジョギングやウォーキングを行う際に合わせてパトロールを行う取り組みで、活動者のライフスタイルに応じて実施することが可能である (つくば市, 2018 ; 名古屋市, 2019 ; 長久手市, 2020) ことから、これまで自主防犯団体の活動で参加が少なかった若年層や務め人を取り込む効果があったことが報告されている (つくば市, 2020) 。また、各家庭にフラワーポットを配布し、水やり等の際に公共空間における自然な監視力となることを期待している取り組みである「見守りフラワーポット大作戦」 (樋野, 2011) も無理のない継続性のある活動として各自治体 (沖縄県, 2020) や県警察 (秋田県警察, 2019) において広がりを見せている。

また、集団による犯罪予防行動 (犯罪予防活動) は公共空間における活動が中心となる一方で、個人単位の犯罪予防行動は、私的空間で発生する犯罪の予防に寄与が期待されるものもある。例えば通報・通告、関係機関への情報提供などは、私的空間における犯罪の二次予防に資する。子どもの虐待については、児童福祉法第 25 条や児童虐待の防止等に関する法律第 6 条において通告義務が定められていることや、特殊詐欺と思わしき事案が発生した場合に、だまされたふりをして逆に加害者の情報を聞き出し警察に報告する「だまされたふり作戦」への協力が各県警から呼びかけられていることから、一般市民による情報提供行動が犯罪予防の文脈において期待されている。また、一般市民からなる民生委員が高齢者虐待の発見と公的機関への働きかけを迅速に進めることにより、早期解決に資することも報告されている (佐佐木ら, 2008) 。

さらに、犯罪の三次予防のような介入の対象者が限られている分野において、個人単位の活動は介入対象者のニーズや状態に応じた柔軟な対応が可能である。加害者の立ち直りを助ける活動に保護司による更生支援ボランティアがあるが、保護司は一人ひとりの対象者の人間性に寄り添い、時には監督期間を越えて支える効果があることが指摘されている (Watson, 2019) 。

しかし、個人単位の犯罪予防行動は新しい取り組みも多く、その成果や参加意図の向上にむけた検討は十分ではない。個人による犯罪予防行動は、活動者にとっても自由度が高く、集団による犯罪予防行動では対処が難しい三次予防への対応や、私的空間で発生する犯罪予防へ寄与する可能性を秘めていることから、今後は個人による犯罪予防行動の促進にむけた検討が重要性を増すであろう。

まとめ

本節でまとめたように、犯罪予防行動はその介入タイミングにより整理されてきた。現在日本で行われている犯罪予防行動をそれらに当てはめて考えると、集団による犯罪予防行動

は一次予防や二次予防が中心に行われていることについて言及した。また、個人による犯罪予防行動は近年注目が集まっている新しい活動形式であり、活動者にとっての活動負荷の低減や、集団による活動では難しい三次予防や、私的空間で発生する犯罪への対応に資する可能性を秘めていると言える。

1.3 問題の所在

一般市民による犯罪予防行動に対する期待が高まる一方で、現行の犯罪予防行動やその促進にむけた情報発信についていくつか問題点が挙げられている。本節では、現在の犯罪予防行動の内容に関する課題と、犯罪予防行動の喚起に関する介入上の課題について、本研究が焦点を当てる論点をまとめる。

《喚起する行動の内容に関する課題》

①対象とする罪種や予防行動の偏り

現在行われている犯罪予防行動の課題として、前節でまとめた通り、罪種や介入タイミングに偏りが生じていることが挙げられる。罪種についてみると、集団による犯罪予防行動は活発に行われているが、子どもを守る活動に偏っていることを1.2.2項において指摘した。しかし、犯罪情勢別にみると未だ高水準で被害が発生しており、対応が必要なものがある。例えば、高齢者を狙った特殊詐欺の被害に対する不安感が高く（日工組社会安全研究財団，2019）、被害も甚大である（警察庁，2019）ことから超高齢社会である日本において特殊詐欺の対策は喫緊の社会的課題となっている。しかし、特殊詐欺の被害予防の文脈においては自身の心がけに依る対策が主であり、地域での共助による被害予防の取組は行われていない。また、特殊詐欺は私的空間で発生する犯罪であるため、不特定多数の構成員で行う集団による犯罪予防行動（防犯活動）では対応に限界があると言える。

介入タイミングの側面から考えた際にも、犯罪の三次予防の促進が望まれる。日本は検挙者のうち再犯者が占める割合である再犯者率や、再非行少年率が年々上昇し続けている（法務省，2020）にもかかわらず、再犯者に特化した犯罪の三次予防は一般市民の認知が低く（讃井・上市，2019）、人員不足や、活動に対する周囲の理解不足が課題となっている（Akashi，2018; Watson, 2019; Minoura, 2018）。

これらのことを踏まえると、高齢者を狙った特殊詐欺といった私的空間で発生する犯罪の予防や犯罪の三次予防が今後必要であると考えられ、それらを担う個人による犯罪予防行動の喚起が必要であると言える。

《行動喚起に関する介入上の課題》

②喚起する行動と介入対象を絞った方策の必要性

現在の犯罪に関する情報発信内容をみると、犯罪発生状況や犯罪の手口についての内容を、不特定多数にむけて発信しているものが多い。しかし、情報発信による行動変容を考える際には、促そうとする行動やその行動主体が現在おかれた実状への配慮が重要である。研究知見を実社会における日常生活で活かすための方法論について扱った実装科学の手引書においては（Peters et.al., 2013）、促進する行動やその行動主体を明確にすることや、行動主体がお

かれている社会的・文化的背景を考慮することの重要性が指摘されている。

犯罪予防行動が対象とする罪種や行動はともに多様であり、必要とする時間的・経済的・身体的コストの内容や程度に違いが存在する。それは、市民の活動を物理的に阻むものであるだろう。興味や活動動機があったとしても、平日の日中の防犯活動では会社勤めの方は物理的に参加できないことや、屋外での活動を行うものは、高齢にともなう自身の体力的心配から断念するケースがこうした例に当てはまる。

このように犯罪予防活動の特性の違いは、一般市民の活動参加に直接的に影響するものであり、活動内容によって活動に影響を与える心理要因や意思決定プロセスが異なる可能性がある。これらのことをふまえると、罪種の手口を単に一律に伝えるだけではなく、喚起する犯罪予防行動の特性や想定する行動主体の実態を把握し、その特性を考慮した情報発信が効果的であると考えられる。

③行動主体が置かれている文脈を考慮する必要性

犯罪予防行動は誰かを犯罪被害から守る行動であるため、行動が対象とする被保護者との関係性によりニーズや動機が異なることが考えられる。例えば犯罪予防行動が子どもや、老人を守る内容であった場合、自分自身にも子どもや年老いた家族がある場合とそうではない場合の当事者意識は異なり、犯罪予防行動の必要性や問題意識に影響を及ぼすことが考えられるだろう。つまり、犯罪予防行動のニーズや動機には個人の生来持つ特性（個人特性）だけでなく、置かれた文脈が強く影響することが考えられる。

しかし、従来の犯罪予防行動の喚起にあたっては、先述したように犯罪発生情報や手口を伝え、個人のリスク認知を高める介入が中心であり、個人が置かれた文脈を考慮していない。研究場面においても、犯罪予防行動の規定因として過去の犯罪被害経験や被害リスク認知、犯罪不安（島田, 2021）といった個人に帰属する要因が主に検討されており、個人がおかれた文脈への介入はこれまで扱われてこなかった。

一方で、犯罪以外の分野では、個人がおかれた文脈への介入が行われてきた。個人の問題の解決に対する家族療法の臨床場面においては、問題を抱えた当人だけではなくその家族に対する介入が行われてきた（中釜, 2020）。また、より広い社会的な問題の解決にむけて、心理学の知見に基づく介入方策と戦略を検討する分野としてはコミュニティ心理学があり（安藤, 1979）、人間の行動を生態学およびシステム論の視点からとらえるコミュニティ心理学においては、個人のすべての行動は行動者が置かれている環境との相互作用の上に成り立つ（Levin, 1951）とし、その適合性を高めるための介入を行ってきた。コミュニティ心理学における介入の特徴として、臨床的な治療から組織改革、都市計画等の制度設計まで幅広く扱い、その状況に応じて個人や個人が置かれた環境のどちらか、もしくはその双方にアプローチすることがあげられる。このアプローチは、行動主体のニーズに応じた能動的な行動の設計につながる可能性がある点で、犯罪予防の分野においても有益であると考えられる。

さらに、個人がおかれた文脈は、動的な要因として個人の行動意図に影響を与える可能性がある。社会心理学では、伝統的に対人的関係における相互作用や相乗効果について検討してきた。社会的手抜きや傍観者効果 (Latane & Darley, 1970) , 社会的促進 (Triplet, 1898) 等は他者の存在の有無や状況変数が行動に与える影響を検討しており、これらの理論を基にいじめに対する第三者の介入や (藤野・長沼, 2013) , 環境配慮行動 (松村・谷村, 2005) 等の向社会的行動の文脈で検証されている。情動感染 (Hatfield et al., 1994) や行動感染 (Grosser et al., 1951) に関する研究では、他者の感情や行動の影響を無意識的に受けることを、集団行動や消費者行動場面で確認している。また、行動主体とその周囲の人との関係性が、行動に異なる影響を与えることも示されている。特に親密な二者関係では感情や行動の影響を受けやすいことや (Lewin, 1947) 動機付けについて社会的な文脈の影響の視点からまとめたレビュー論文で、関係が親密になるほど、感情や行動の協調可能性が高くなることが指摘されている (Fishbach ら, 2016) 。

これらの知見は、個人と個人が置かれた社会システムとの関係性が行動意図に影響を与える可能性を示唆しており、犯罪予防行動の促進においても援用可能であると考えられる。つまり、想定する行動主体が持つ社会システムの有効活用を検討することにより、行動を喚起するための直接的なメッセージに加えて、その周囲の他者からの影響 (および相互作用) が期待できる方策を提案することが可能となる。

1.4 本研究の目的

1.3 節で指摘した問題点を踏まえ、本研究では、現在必要とされる個人による犯罪予防行動の促進にむけて、想定される行動やその主体を明確にし、実証研究に基づき行動の規定因を検討する。その際、従来犯罪予防行動の規定因として指摘されてきたものに加えて、行動主体と、行動が作用する社会システム（個人・集団・社会）の普段の関係性が行動意図に与える影響を明らかにすることを目的とする。

1.5 本研究のアプローチ

1.5.1 個人・集団・社会の相互作用を考慮した犯罪予防行動の促進

本研究では、1.3 節で示した3つの課題の解決にむけて、行動主体と社会システムの相互作用を踏まえ、犯罪予防行動意図の規定因を検討する。社会システムの整理の枠組みとして、本研究では Figure 1-2 を提案する。

本研究で扱う犯罪予防行動は自分の被害を防ぐ自己防衛ではなく、他者を犯罪被害から守る援助行動や向社会的な行動であるという側面を持つことから、援助行動や向社会的な行動に関する社会心理学、コミュニティ心理学の知見が援用可能である。援助や向社会的な行動はその行為が作用する対象により喚起が異なることが心理学研究により指摘されていることおり（高木，2005），犯罪以外の日常生活の文脈における普段の社会システムとの関係性が、犯罪予防の文脈の行動にも影響を与える可能性があることが理論的に想定される。そこで、本研究では犯罪予防行動によって最終的に利益を得る者（＝行動により犯罪被害から守られる対象）の関係性が犯罪予防行動に与える影響を検討する。

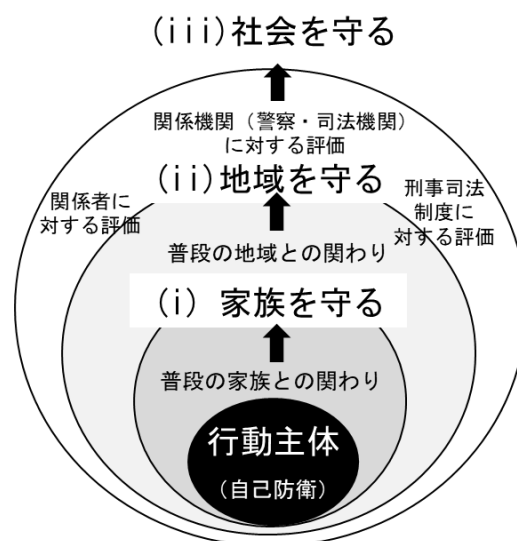


Figure 1-2. 犯罪予防行動に関する行動主体と社会システムの整理

1.5.2 本研究の構成

本章では、1.1 節において、一般市民による他者の被害を抑止するための犯罪予防行動とその促進にむけた情報提供・注意喚起方策の重要性について述べた。1.2 節では犯罪予防行動の概念的な整理を行い、1.3 節で現状の課題と視座を整理し、1.4 節で研究の目的を述べた。

第 2 章では、本研究で扱う具体的な犯罪予防行動の行動意図に関連する背景理論についてまとめ、本研究の犯罪予防および社会心理学における実務的・学術的な位置づけと、既存研究の批判的検討を示す。まず 2.1 節から 2.4 節では、本研究で扱う犯罪予防行動の社会的な位置づけと想定する犯罪抑止プロセスを提示する。2.5 節では、システム論に基づく介入方策の検討の背景と、本研究で扱う具体的な犯罪予防行動の規定因になると考えられる行動主体と社会システムの関係について関連する研究を概観する。2.6 節および 2.7 節ではこれらを踏まえて第 3 章～第 5 章での検証に向けた論点の整理および本研究を通じて検証する仮説をまとめる。

第 3 章～第 5 章では、第 2 章で導かれた仮説を元に社会調査に基づく計量的な分析により、犯罪予防行動の行動意図を規定する意思決定モデルの構築を行い、心理要因が行動意図に与える影響について実証的に検討する。第 3 章では二者間における個人的な関係性、第 4 章では個人と地域社会との関係性、第 5 章では公的部門および社会との関わりが犯罪予防行動に与える影響を検討する。

第 6 章では、第 3～5 章で扱った社会調査の結果をふまえて総合論議を行う。

第2章

本研究で扱う犯罪予防行動の理論的位置づけ

2.1 本章の目的

本章では、本研究で扱う具体的な犯罪予防行動の行動意図に関連する背景理論についてまとめ、本研究の犯罪予防および社会心理学における実務的・学術的な位置づけを示し、本研究の具体的な仮説を提示する。まず 2.2 節および 2.3 節では、本研究で扱う犯罪予防行動の社会的な位置づけと、行動の規定因になると考えられる要因についてまとめる。2.4 節では各犯罪予防行動の実務的・学術的な位置づけについて整理を行う。2.5 節では Figure1-2 の整理に基づき、犯罪予防行動の促進に資すると考えられる心理要因について、特に社会システムの視点から関連する研究を概観する。2.6 節では本章をふまえ、既存研究の批判的検討を行い、3 章～6 章の実証研究にむけた本研究の論点を設定し、2.7 節で本研究を通じて検証する仮説をまとめる。

本研究がアプローチする犯罪予防行動

1.2 節では、犯罪予防行動は三次予防の取組が少ない事、子どもの見守りに関わる活動が中心的で、高齢者の被害防止は少ない事について言及した。また、それらを踏まえて、個人による犯罪予防行動は、自主防犯団体が抱える課題を克服する可能性があることについて述べた。

そこで、本研究では、個人による犯罪予防行動のうち、一次予防～三次予防に関わる行動を包括的に扱う。特に従来型の集団による犯罪予防行動ではアプローチされてこず、社会的に重要性を増している、高齢者を狙った犯罪である特殊詐欺の抑止と、再犯抑止に関わる問題として、更生支援を扱う。

2.2 特殊詐欺について

2.2.1 特殊詐欺の被害およびその対策

まず、本研究で焦点をあてる罪種である特殊詐欺の現状についてまとめる。現在、日本では、高齢者の特殊詐欺被害が社会問題となっている。特殊詐欺とは、親族や公的機関になりすました電話を契機に、現金やキャッシュカードをだまし取る、または、現金を振り込ませるといふ犯罪である。我が国の犯罪の総数が減少傾向にある中で、特殊詐欺の警察の取り扱い件数は高水準で推移しており、その被害総額も約 350 億円と深刻である (警察庁, 2020)。また、被害者の約 8 割は 65 歳以上であり、特殊詐欺の予防は超高齢社会を迎えた我が国の重大な課題といえる (警察庁, 2020)。

犯罪被害の予防にむけては、これまで警察や自治体といった公的主体による広報や教育介入が行われてきた。これらの広報や教育介入は、受け手の被害リスク認知を高めることで犯罪予防行動を喚起させることを企図した、説得的コミュニケーションである (島田・荒井, 2012; 2017)。特殊詐欺の被害予防についても、発生件数や手口の情報を伝えて被害リスク認知を高めることで、詐欺電話を受けた時に、詐欺を自ら看破できるようにする (自己看破) ための広報や教育介入が行われている (Figure 2-1)。

しかし、警察庁 (2019) によると、特殊詐欺の被害者の 9 割以上は被害に遭う前にすでに詐欺の手口についての知識を有しており、その割合は被害に至らなかった人と比べても顕著な差が見られなかった。このことから、手口に関する広報や教育介入によって被害リスク認知を高めるだけでは被害を防ぐことは困難であることが考えられる。

高齢者がなぜ特殊詐欺の被害者になり易いかについては、心理・認知的な要因からその脆弱性が指摘されている。神経科学分野の研究では、加齢による脳の形態の変化が明らかされており、その結果高齢者は日常の意思決定場面において短期的報酬の取得を目指す傾向を持つとされている (永岑ら, 2009)。また、心理学の研究においては、被害に対するリスク認知の低さ (警視庁, 2018) や、金融に対する理解力の低下 (Gamble et al., 2015)、善悪の判断基準の変動性の高さ、また社会情動的選択性理論の立場からポジティブ優位性効果により楽観的で情動的な安心感を求めることなどが、高齢者を詐欺被害に遭いやすくしていると考えられている (Carstensen et al., 1999)。こうした高齢に伴う心理・認知的な脆弱性を考慮すると、自助努力のみによる解決は困難であると考えられる。そのため周囲の人の介入等の共助の推進を含む、新しい被害予防策が必要である。

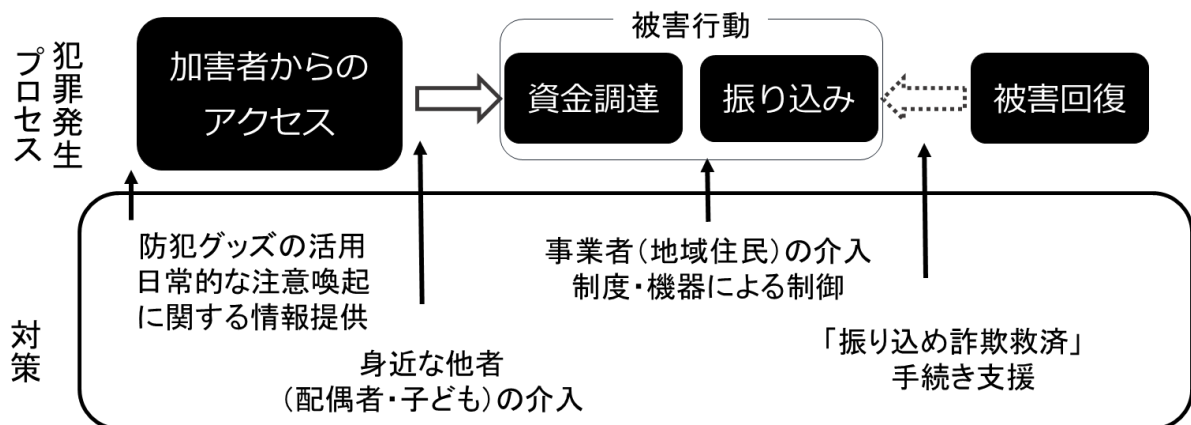


Figure 2-1. 現在行われている特殊詐欺対策と犯罪発生プロセスの関係

周囲の介入による対策

犯人からの詐欺電話等のアクセスを受けた人に対する被害の水際対策として、昨今他者の介入による被害防止に注目が集まっている。例えば、金融機関における職員の高齢顧客に対する声かけや、郵便・宅配業者・コンビニエンスストアに対する被害金がいっていると疑われる荷物の発見・通報の奨励などが挙げられ、水際作戦で被害を防いでいる（警察庁, 2020）。また、振込限度額の引き下げといった物理的な制限の設定も行われている。しかし、こうした水際対策は対症療法的な側面を持ち、手口の多様化へも対応が必要である。また今後手口の高度化が進んだ際に対応ができなくなる可能性にも留意しなければならない。

また昨今では、被害がでる直前で防ぐのではなく、加害者からのアクセスがあった時に気が付けるような注意喚起を促すために、高齢者の子どもや孫世代といった家族の縦のつながりによる介入を促す取組みが注目を集めている。例えば、茨城県では全児童を対象に、祖父母宛に特殊詐欺防止を呼びかけるメッセージカードの配布を行っており、大学生以上を対象とするものとして、企業研修の中で詐欺被害防止にむけた知識の提供や E-Learning システムを活用した教育教材の活用、お盆の帰省時期や敬老の日に合わせたキャンペーンが行われている。

そうした取り組みの成果もあり、警視庁が 2017 年に行った「特殊詐欺被害防止対策に関する調査分析報告書（警視庁, 2018）」（以下、本項では「同調査報告」と記述）によると、「犯行の手口まで細かく知っている」「聞いたことがある程度」と答えた高齢者の割合は、オレオレ詐欺で 98.3%，キャッシュカード詐欺が 96.3%，還付金詐欺では 97.5%と、高齢者の詐欺の認知状況は低くはないといえるだろう。さらに詐欺に接触する可能性として 69.5%の人は「自分に詐欺の電話かかってくることはあるかもしれないと思う」「どちらかといえば、自分に詐欺の電話がかかってくることはあるかもしれないと思う」と考えており、身近な犯罪であると感じていることが考えられる。

しかし、先述したように手口を認知しているだけでは被害を防ぐことはできない。またこうした取り組みは日常的に行うことは難しく単発的なイベントとならざるを得ないことから、介入の際に短期的に問題意識を向上させることができたとしても、その意識が日常生活の中で風化する可能性や、加害者からのアクセスがあった際に、持っていたはずの問題意識が不安感や焦燥感に負けてしまう可能性を否定することはできないだろう。以上のことをふまえると、加害者からのアクセスがあつてから被害行動（金品を失うなどの被害がでる）にいたる被害者の意思決定・行動プロセスに沿った対策を考案する必要があるといえるだろう。

配偶者の重要性

被害予防における他者からの介入を考えるにあたり、同調査報告を 1. 詐欺電話遭遇時における重要な行動、2. 介入が期待される他者の 2 点について論じたい。まず、詐欺電話遭遇時における重要な行動について、被害者と回避者の詐欺遭遇時の対処の違いについてみると、他者への相談の有無および相談相手が最も大きな違いとして挙げられる。被害者は、誰にも相談しなかった割合が 62.5%と最も高く、比率で見ると最も低いのが配偶者（18.8%）である。一方、回避者は相談相手として配偶者（59.2%）の割合が最も高く、誰にも相談しなかった者（13.3%）が比率で見ると最も低くなっている。その他の日常における詐欺被害予防対策（電話のナンバーディスプレイ機能、留守番電話機能、迷惑防止機能の活用）においては、むしろ被害者の方が活用しているという結果になっている。つまり、詐欺遭遇時において他人に相談できたかどうか、その中でも特に配偶者に相談できたかどうか、詐欺被害予防において重要であることが考えられる。

次に、介入が期待される他者について、同調査報告では、昨今注目が集まっている子ども世代との関係を問うている。同調査では、子どもの関与について「詐欺に関する情報受容手段」として「子どもとの話題」と回答した人を「子どもとの話題あり」群、その他の人を「子どもとの話題なし」群とし、子どもの関与による詐欺に対する意識・行動の違いを分析している。ここでは子どもとの話題がある人はない人に比べて、詐欺接触の可能性や被害に遭う可能性に対する意識に大きな差があるとはいえない結果になっている。また、プライベートな問題があつた場合の相談相手について、子どもと話題がある群であっても最も相談している対象は配偶者となっている。詐欺に関するものでは、他力回避者が相談時に詐欺の疑いを指摘してくれた相手として配偶者が第一位に挙げられており、子ども（22.4%）より配偶者（37.8%）の方が多。しかし、現在詐欺被害予防において配偶者の役割に焦点をあてた研究や実践はその必要性に反して行われておらず、配偶者の介入可能性とその効果に関する重要な示唆を得ることができれば、未だ高水準な認知件数を保つ特殊詐欺被害を効果的に減らすことに繋がるのが期待できる。

一方で、特に妻が配偶者に相談できない背景には日本の社会文化的な背景が存在する可能性がある。家族社会学の分野では高度経済成長が家族形態に与えた影響についてさまざまに

検討されており、父親が外で働き家庭内における存在感が希薄で母子の結びつきが過度に強くなった現象や(久徳, 1979)、女性の家事育児負担(柳下, 2019)、「ケアの責任」意識の高さが度々指摘されてきた(Fine & Carney, 2001)。特に親族話りの詐欺電話の場合は育児に対する責任意識から、自分で解決しようと女性が問題を抱え込む可能性も考えられる。

高齢夫婦のみ世帯は年々増えており(内閣府, 2021)、家族介護や同居志向が減少していることから(神原ら, 2016)、詐欺電話等の問題発生時に夫婦間での問題解決方を検討する重要性は今後ますます高まるだろう。

地域における詐欺電話接触情報の共有

ここまで、詐欺電話を受けたときに自力では看破できなかった場合の被害予防策について述べたが、詐欺接触情報の他者への共有による共助に基づく対策も昨今注目が集まっている。詐欺被害は、短期的に近距離圏で集中して発生する傾向があり(大山・雨宮, 2019)、地域社会に迅速に情報が提供されることで、地域住民全体の将来の被害を防げる可能性がある。詐欺電話に遭遇した場合、それをたとえ詐欺だと看破した後であったとしてもその情報を警察や地域に伝えると適切な情報共有行動を行うことは、当人の被害防止だけでなく、有効な注意喚起や加害者の検挙につながる可能性があるという意味で大変重要である。実際に警察庁では「だまされたふり作戦」を行っており、このような加害者からのアクセスを受けた人のみが持つ情報を適切な機関と共有・活用することで周囲の介入行動をより強化することにつながり、被害を未然に防ぐ可能性が高まると考えられている。

しかし、詐欺接触情報の届け出の実態は芳しいとはいえない。「犯罪被害に関する総合的研究—安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果—(第4回犯罪実態(暗数)調査結果)」(法務省, 2013)によると、被害にあったことを届け出た割合は振り込め詐欺の場合は約35%程度、詐欺の内容によっては5%のものもあり、暗数となっている詐欺被害も多いことが推測される。また、この調査では被害に至らなかった人の詐欺接触情報の届け出の有無については問うていないが、振り込め詐欺においては被害者の申告理由として「被害を取り戻すため」が最も多いことから、自分で看破した人など被害にあわなかった人が申告する動機はさらに低い可能性がある。これらのことから、詐欺電話接触時の情報共有を促すためには、地域の他者の犯罪被害を防ぐ文脈でのリフレーミングが必要であると考えられる。

他者の被害を防ぐための情報提供行動として通報行動がある。他者の問題発生への介入については心理学の分野では援助行動や向社会的行動の文脈で検討され、傍観者効果(Latané & Barley, 1970)や計画的行動理論(Ajen, 1985)の枠組みから、いじめ(白木, 2013; 齊藤, 2000)や内部告発(Dozier & Miceli, 1985)の場面等が取り扱われてきた。こうした他者のための行動の検討にあたっては、行動主体自らの感情や意思だけではなく、他者からの影響や状況要因等の置かれた状況や文脈が検討されている。

以上をふまえると、詐欺電話接触時の情報共有は重要性が高いものの、動機付けに関する

新たな介入なしにはその促進は見込めない状況にある。地域の他者の被害を防ぐための行動として情報共有行動を位置づけ、その行動規定因を既往の理論を基に明らかにすることは実務的有用性が高いものと考えられる。

2.2.2 本研究で扱う特殊詐欺抑止に対する犯罪予防行動

詐欺電話遭遇時の相談行動

被害リスク認知を高めるだけの広報や教育介入による被害予防が困難であることを踏まえ、詐欺電話がかかってきた時に、電話の受け手が、身近な他者である家族に対して相談するという犯罪予防行動の促進が行われている。家族に相談することは、詐欺であることを指摘される可能性や、疑うきっかけを持つ可能性を高め、被害予防に資すると考えられる。実際に、加害者から詐欺電話がかかってきた際に家族に相談し、詐欺の看破につながっていることも示されている（警視庁，2018）。しかし、そうした取り組みを支える理論的根拠は不足している。これらのことから、高齢者の詐欺被害の予防に向け、詐欺電話を受けた時の家族への相談行動に影響を与える要因を明らかにし、犯罪予防行動の1つとしての相談行動を促進することが求められる。

特殊詐欺の被害場面では、詐欺電話による被害を阻止した人として配偶者（37.8%）が第1位にあげられている（警視庁，2018）。また、先述のとおり、特殊詐欺は高齢者に好発するが（警察庁，2020），65歳以上の高齢者がいる世帯の世帯構成では夫婦のみ世帯の割合が最も高い（内閣府，2019）。このため、特に高齢夫婦間の相談行動に焦点をあてることは、社会的意義が高いものと考えられる。

詐欺電話遭遇時の情報提供行動

次に、自力で看破できた場合の詐欺電話接触情報の地域社会への提供を扱う。その際、行動主体として高齢夫婦世帯に焦点をあてる。その背景として、特殊詐欺は、高齢者の被害が顕著であり、なかでもオレオレ詐欺では子や孫といった親族を騙って電話をかけてくるため、高齢者のみ世帯のリスクは高いこと、またその一方で、内閣府（2019）によると、夫婦のみ世帯は他の世帯類型に比べ、ボランティアや社会奉仕活動といった向社会的な活動を行う割合や親しくしている友人・仲間を持っている割合、人と話をする程度が高いといった特徴を持っていることが挙げられる。つまり、高齢夫婦のみ世帯は、被害リスクが高い一方で、情報提供行動という向社会的行動をとれる可能性が高い対象であり、行動促進の余地は大きいと考えられる。

本研究が想定する特殊詐欺に対する犯罪予防プロセスについてまとめると、詐欺電話遭遇時に、詐欺を看破しなかった場合は「夫婦間の相談行動」をすることにより世帯内で被害の未然予防が行われること、詐欺電話を看破した際は地域社会（地縁組織や近隣住民）および関係機関（警察や行政）に「情報提供行動」を行うことにより、地域の詐欺被害の被害未然予防

が行われることを想定する (Figure 2-2)。

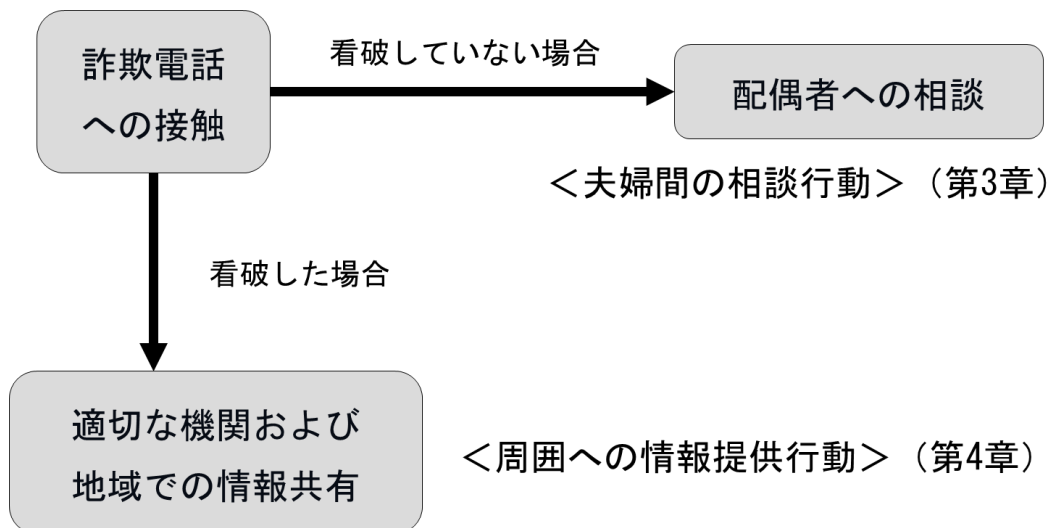


Figure 2-2. 本研究で扱う特殊詐欺における犯罪予防行動

2.2.3 特殊詐欺における犯罪予防行動を規定する要因

犯罪予防行動を促進するための介入では、犯罪被害の実態に基づいて、勧告する行動や介入対象の属性を定める必要があることが指摘されている (Sherman, 2002)。特殊詐欺には、加害者が被害者の子どもや孫を装って危機を訴え、その解決のために現金が必要だと訴える「オレオレ詐欺」、架空の事実を基に金品を請求する「架空請求詐欺」、自治体から現金が還付されるという口実で ATM に誘導し口座にお金を振り込ませる「還付金等詐欺」等の下位区分が存在する。

まず、詐欺電話を受けた時の家族への相談行動もその特殊詐欺の下位区分によって性質が異なると考えられる。「オレオレ詐欺」では子どもや孫の危機、「架空請求詐欺」では電話の受けた本人の危機が強調されるため、詐欺電話を受けた際に、現金を用意するかや対処方法について家族に相談することは、援助要請—援助授与と捉えることができる。これに対し、「還付金等詐欺」では、必ずしも危機が強調されないため、電話の受け手が援助を求める意図で家族に話をすることは必ずしも想定されない。むしろこうした詐欺の場合は、自分に起きた出来事を伝える自己開示行動と位置づけるほうが自然であると考えられる。つまり、成りすまされた本人以外に対する家族への相談行動は、援助要請と自己開示という側面を持つものと考えられる。これらのことから、詐欺電話を受けた時の相談行動には、援助要請—授与や、自己開示に関する行動意図を規定する心理要因が影響する可能性があると考えられる。

次に、詐欺電話遭遇時の地域における情報提供行動は、詐欺を看破した後に、地域のために自身の時間や労力を割いて行う行動である。情報提供行動を含む社会に利する行動は、一般的に向社会的行動と呼ばれる (Eysenck, 2000)。地域における向社会的行動の促進要因につ

いては、平時の「まちづくりへの参加」に対する意識の重要性が指摘されている。まちづくりへの参加意識はソーシャル・キャピタルの指標の一つとして、特定のまちづくりに関する施策の重要度評価 (谷口・松中・芝池, 2008) や、住民主体の交通運営 (橋本・恒藤, 2018) やその利用意識 (古川・橋本, 2010) , 地域での問題発生時への対処 (柿本・山田, 2013) といった、特定の向社会的行動に影響することが指摘されている。これらの知見を本研究の主題に当てはめると、平時のまちづくりへの参加意識が、詐欺電話等接触時という特定状況下の向社会的行動にも寄与する可能性が考えられる。

2.3 再犯抑止について

2.3.1 更生支援の重要性およびその対策

世界的に重要性を増す更生支援

次に、本研究で焦点をあてる再犯抑止に関する一般市民のボランティアである更生支援の現状についてまとめる。近年、出所者の更生支援の重要性が、国際的に高まっている。その背景として、更生支援の加害者の立ち直りや刑事施設の過剰収容への寄与が挙げられ、地域社会との連携による更生支援の効果・効用については、国際的な共通見解となっている。その中で、一般市民の刑事司法分野における多様なボランティアとしての貢献や (Tomczak & Buck, 2019) , 地域社会といった社会資本 (McNeil, 2009) の果たす役割が指摘されている。

例えばカナダから始まり、アメリカやイギリスにも広がった Circles of Support & Accountability (CoSA) を通じた性犯罪者の更生支援ボランティア(Höing et.al., 2016 ; Wilson, Cortoni & McWhinnie, 2009; Wilson, McWhinnie, Picheca, Prinzo & Cortoni, 2007) や , 日本で1880年代に始まった保護司制度 (Ellis et. Al., 2011) は、ASEAN 諸国に導入され、各国で保護司制度の運用が広がっている。

更生支援ボランティアは、加害者の再犯を抑制し (Wilson, Cortoni & McWhinnie , 2009) , 地域の安全にも寄与しうる (Wilson, Picheca & Prizo, 2007) 。Duwe & Johnson (2015) は、地域の刑事司法ボランティアの訪問が出所後の再犯を抑制することを指摘し、Tomczak & Albertson (2016) は、更生支援ボランティアは、教育機関や刑事施設の職員が与えるものとは異なるポジティブな影響を加害者に与え、その影響は長期的な効果を持つことを指摘している。多様な市民ボランティアが更生支援ボランティアとして活動を行うことにより、加害者の社会への適応性が高まり、円滑な社会復帰が実現すると考えられている。つまり、出所後に加害者をとりまくこととなる一般市民との良好な関わり合いが、加害者の再犯を抑止し、地域の安全にも寄与すると考えられている (Raynor & Robinson, 2009; Birgden, 2008; Cesaroni, 2001) 。

社会の中での更生支援を進めるためには、ボランティアの実施主体である市民側の認識を高める必要がある。しかし、刑事司法分野におけるボランティア活動については、閉鎖的なものであり一般市民の認知が欠けていることが指摘されており (讃井・上市, 2019) , さらに更生を支援する一般市民の態度形成を扱う研究はほとんどない (Willis, Levenson & Ward, 2010) 。つまり、地域における加害者の立ち直りと地域社会の安心の促進のために、一般市民が加害者や更生支援に対してどのように考えているのかを把握し、それを好意的なものに変えていく必要がある。

我が国の現状

更生支援を推し進める背景は犯罪社会学、刑事政策、法学等の様々な研究分野で論じられ

ている。我が国の検挙者のうち再犯者が占める割合の高さや再犯率の高さ、満期出所者（総務省，2014）の増加がその根拠として示されることも多いが、それだけでなく更生における効果の高さも指摘されている（岡部，2012；小長井，2009；古川，2011）。刑事施設運営においても民間資金や労働力の活用が導入され、更生の現場と一般市民の距離が近くなってきているといえる（法務省，2018a）。

こうした再犯に対する対策の必要性から、「再犯防止に向けた総合対策（平成24年犯罪対策閣僚会議）」が定められ（法務省，2012），ここ数年でその方針が活発に議論されるようになった。その中で、社会の中で加害者の立ち直りを目指す社会内処遇，とくに国民の理解と協力に基づく更生支援活動（罪を犯した人が円滑に社会復帰できるように一般市民が手助けをする活動）の重要性が指摘されている。2016年12月に公布・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においても、その基本理念として国民の理解推進の必要性（第六条）や社会内処遇の推進（第二十～二十三条）が掲げられており（法務省，2016），国と地方公共団体が協働し再犯対策および一般市民による更生支援活動の促進に取り組む動きがみられる。

更生支援に関する新しい具体的な取組みとしては、地方公共団体による協力雇用主（加害者に就労の場を提供する者）に対する優遇措置（法務省，2015）や、国が運営する自立更生促進センターにおける地域住民参加型の職業教育の実施（法務省，2017），支援者の活動拠点となる「更生保護サポートセンター」の設置（法務省，2017）などが挙げられる。また、現在支援活動を行っていない国民に対する広報施策としては、毎年7月を強化月間として行っている「社会を明るくする運動」（法務省，2021）（「全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動」）をはじめとし、矯正展の実施、矯正施設等関係施設の一般参観の推進等が行われている。また、SNSなどの新しい情報媒体の活用した広報活動も活発である。

2.3.2 本研究で扱う再犯抑止に対する犯罪予防行動

更生支援ボランティア《保護司》

こうした更生支援ボランティアを担う主体として、保護司が挙げられる。保護司とは、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識を持つ国家公務員）と関係機関の監督の下、更生支援活動を行う一般市民のボランティアである。保護司は、保護観察官をサポートするだけでなく、加害者が生活する地域社会において、犯罪者を監督し支援することで加害者の更生を促進するとともに、一般市民むけに更生支援の理解を促す講演会やイベントを催しており、加害者が地域社会に受け入れられるようにする重要な役割を担っている（Akashi, 2018; Ely, 1997）。保護司の活動の有益性から、フィリピン、タイ、ケニアなど各国において、日本の保護司制度を基にした更生支援の導入が進められている。2021年3月7日にはこの制度をさらに世界各国に普及させるために、国際連合の記念日として「世界保護司デー」の制定を目指

す京都保護司宣言が採択され、世界的にも個人単位の犯罪予防ボランティアである保護司の活動が期待されている。

しかし、現在日本では保護司の人員は不足していることが課題となっている（法務省，2017）。現在我が国は超高齢社会であり今後急速な人口減少が予測される中，平成28年6月に施行された『刑の一部執行猶予制度』導入にあたり，保護観察対象者の増加が見込まれていることから，人員確保は喫緊の課題となっているといえる。

人員確保の困難さの背景として，社会的・文化的背景として地域の結びつきが弱くなっている事も影響していると指摘されている（Akashi, 2018; Watson, 2019; Minoura, 2018）。例えばこれまで保護司の多くが宗教家（寺院関係者）や農林漁業等地縁に深い関わりのある仕事や活動を行う人が多かったが，現在はその他の職業や，無職（主婦）の方などが増えている。地縁のある人は加害者の支援においても周囲の協力を得易く，また後任者の採用についても口伝で行われることが多かったが，地域の結びつきが衰退しつつある現在，従来の支援ネットワークが機能するのが難しくなっているということが指摘されている（法務省，2005）。

さらに，保護司の時間的・労力的コストや精神的な負荷の大きさが指摘されており，一般市民の厚意に強く依拠する制度である保護司制度の継続に対する批判的な論点も存在する（産経新聞,2021）。加害者や社会全体にとって社会的に望ましい制度であったとしても，それが担い手となる一般市民の受容に対する配慮なしに持続的な制度設計をすることは困難であるだろう。

このような背景をふまえると，我が国での再犯抑止に関する一般市民による犯罪予防を考える上では，保護司制度に対する一般市民の受容を把握し，持続的なシステムとして運用してゆく基盤を整えることが重要な局面になっているといえる。

地域社会の理解

保護司になるに至らなくとも，多くの人の更生支援システムそのものに対する理解を促進することも加えて重要である。その理由として第一に，更生施設に対する反対運動や地域住民の対立が存在していることがあげられる（西日本新聞,2012；日本経済新聞,2012）。官民協働刑務所（PFI刑務所）に対する地域住民の意識に関する研究（上瀬ら,2017）では，情報提供や説明会等の催しにより一般市民の施設や受刑者一般に対する理解が促進する可能性について指摘しているが，更生支援活動そのものや自分自身が更生支援活動を行う事に焦点をあてていないものではない。また，小俣ら（2021）は，更生保護施設の建築に対する市民の態度について問うた際に，更生支援の重要性を認知していても，自分の住む地域の建設に反対する傾向があることについて報告している。

また，諸外国では保護司以外でも単発のボランティアや，社会貢献プログラムの中で，短期的に更生支援に貢献することが報告されており（Duwe & Johnson, 2015），保護司以外の多様なかかわり方が加害者の更生に寄与する可能性もある。また，加害者は地域社会から疎外

されることが円滑な社会復帰の妨げとなる可能性が指摘されていることから (小俣・島田, 2011), 社会復帰後, 雇用先や生活環境において関わりを持つことになる一般市民から, 広く理解を得ることが必要だと考えられる。なお, 現在活動を行っている保護司も周囲の理解が得られることにより, より活動が円滑に進む可能性もあるだろう。

2.3.3 再犯抑止における犯罪予防行動を規定する要因

保護司の新規人員確保や更生支援に対する地域社会の理解促進にむけては, まずは市民が更生支援に対して抱く印象を明らかにする必要がある。これまでに我が国で行われた更生に関する研究の多くは犯罪者に対する処遇の実態報告レポート, 制度の歴史の変遷や各事例に対する法律や実務的な立場からの考察等が中心的である。円滑な社会復帰には一般市民の受け入れ態度といった心理的な要素も重要な課題であることを先述したが, これまでは更生施設や居住地、雇用環境等のハード環境が課題としてあげられることが多く, 更生支援の当事者 (保護司や加害者) や, それをとりまく一般市民の心理的問題が扱われているものは限られている。一般市民を扱う研究としては, 官民協働刑務所 (PFI 刑務所) や更生支援施設に対する地域住民の意識に関する研究 (上瀬ら, 2017; 小俣, 2021) が挙げられ, 情報提供や説明会等の催しにより一般市民の施設や受刑者一般に対する理解が促進する可能性について指摘しているが, 更生支援活動そのものや自分自身が更生支援活動を行う事に焦点をあてているものではない。

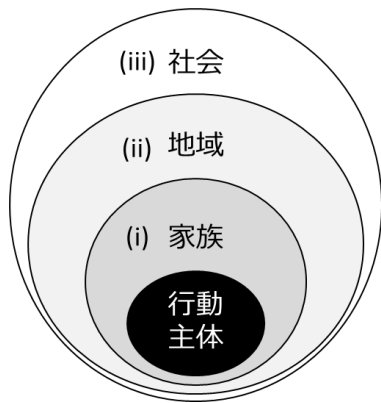
国外の研究では, 一般市民の更生支援に対する態度について, 加害者に対する態度, 更生支援や制度に対する態度およびそれらを規定する人口統計学的要因・心理的要因について社会調査をもとに検討しており (2.5.4 にて詳述), 更生支援参加意図の規定因となると考えられる。また, 一部ではあるが, 更生支援への参加意図を検討している研究があり, 例えば加害者への接触経験が更生支援への関与意図を高めることや (Glanz, 1994), 加害者に対する「性犯罪者」等の呼称 (ラベル付け) を用いて表現した際, 「性的な犯罪を行った人」といった中立的な表現を用いた場合と比較して, 共にボランティア活動をする意図が低下することを示されており (Lowe & Willis, 2019), 日本において更生支援に対する地域社会の理解や参加意図の向上に向けた検討の参考となりうる。

2.4 本研究で扱う犯罪予防行動の位置づけ

以上をふまえて、本研究では高齢者を狙った犯罪である特殊詐欺の被害を防ぐための行動として (i) 詐欺電話遭遇時の夫婦間での相談行動、(ii) 詐欺電話遭遇時の情報提供行動を、再犯抑止のための行動として (iii) 保護司としての活動への参加および更生支援に対する地域社会の理解を扱う。

これを介入の視点で考えると、(i) については、詐欺電話遭遇時に夫婦間での相談行動をとりやすいように、日ごろの関係づくりを見直すことが必要であり、犯罪の被害が起こる前に家庭内の犯罪抑止力を高めることを目指すものであることから、一次予防に分類されると考える。(ii) については、特殊詐欺における情報提供（「だまされたふり作戦」等）は加害者や受け子の検挙につなげ近接反復被害を防ぐための行動である。これは、地域のリスクの高まりに対して行われる犯罪予防であると同時に、潜在的加害者への早期介入を可能とする行動であることから、本研究においては二次予防に分類し検討する。なお、Brantingham & Faust (1976) での犯罪予防の定義においては、二次予防はリスク保有者（潜在的加害者）への早期介入であり、本研究で扱う情報提供行動はリスク保有者に対する直接的な介入行動ではない点については留意が必要である。(iii) については、更生支援は保護観察対象者に対して行われる支援であることから、三次予防であるといえる。

次に、行動主体と社会システムの関係の視点から行動規定因を検討するのに先立ち、本研究で提案する犯罪予防行動を Figure 1-2 に沿った整理を行うと Figure 2-3 が得られる。本研究で扱う犯罪予防行動 (i) では、行動主体は相談を受け、詐欺電話の看破を支援することを求められる。守護対象者は各人の配偶者であることから、夫婦の関係性が行動意図を規定すると考えられる。犯罪予防行動 (ii) では、喚起する行動は、行動主体に詐欺電話がかかってきた場合、その内容について他者に情報提供することであり、その対象としては、加害者の検挙にむけては居住地の警察や行政等の公的機関、注意喚起にむけては近隣住民や地縁組織となることから、行動主体と居住地の人や機関との関係性が行動意図に影響すると考えられる。犯罪予防行動 (iii) では、法務省等の国家機関や、地方ごとに設置される地方更生保護委員会、県ごとの保護司会連合会、県に複数箇所設置される保護観察所、保護司会等の異なる社会スケールのアクターと協働する必要があるが、保護司同士でも情報共有や協力を行うこともある。これらのことから、行動主体と刑事司法に関係する機関や関係者との関係性が行動意図の規定因となりうる。



	犯罪予防行動	本研究で扱う 犯罪予防行動	行為主体と協力・ 守護対象者の関係
(i)	家族の犯罪予防	詐欺電話遭遇時の 夫婦間での相談行動	夫婦
(ii)	地域の犯罪予防	詐欺電話遭遇時の 他者への情報提供行動	居住地域
(iii)	社会の犯罪予防	更生支援ボランティア への参加行動・理解	国・県・管区 (更生支援対象者)

Figure 2-3. 犯罪予防行動における行為主体と対象者の関係

2.5 行動を規定する社会システムとの関係性

2.5.1 システム論に基づく介入検討の背景

本研究は、犯罪予防行動の規定因として、行動主体と社会システムとの関係性を扱うが、システム論に基づく検討としては、社会学や文化人類学が、心理学より先行して家族の機能やあり方を記述してきた (Bateson, 1972; Murdock, 1949)。1950年代になるとアメリカから家族に対する臨床場面での実践と研究が始まり、個人に対する介入技法の発達とともに家族システムの理論が発展した。

家族システム論では、心理学の中では発達心理と臨床心理の分野が中心的に貢献してきた。そこでは家族システムが持つ機能と他の社会システムとの「相互作用」が検討され、配偶者、家族といった小さな社会であるサブシステム（下位システム）の安定性が、より大きな社会システム（ラージャシステム）である地域や社会全体の安定性の動因となる可能性が指摘されてきた。(Newby, 1996)。犯罪予防以外の文脈では、様々な問題発生場面における社会システムの相互作用が整理されており、問題の種類や個人が依拠する社会的文脈に応じた介入を検討する根拠となっている (平木, 2019)。加えて、農村社会学や労働社会学では、家(イエ)が地域社会(ムラ)に果たす経済・労働価値の供給等の役割について論じられていることから、犯罪予防の文脈においても、個人が依拠する社会システムに応じた介入および社会システムの相互作用を検討することは有益であると考えられる。

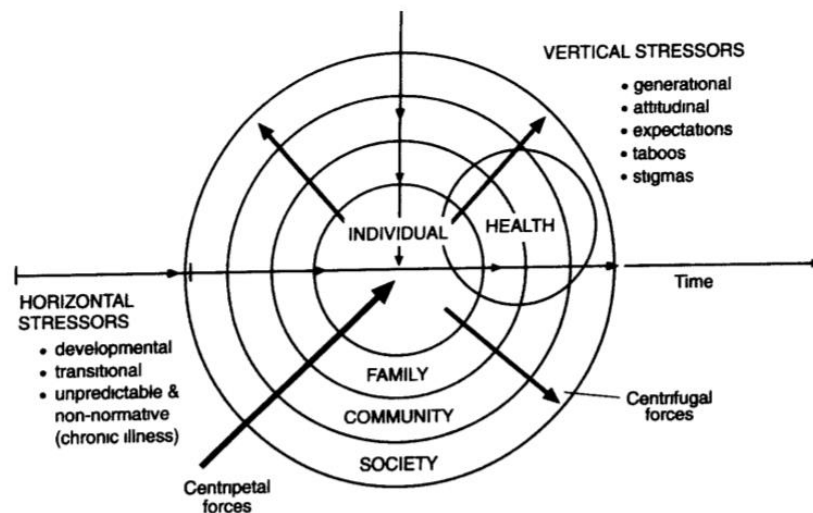


Figure 2-4. 健康問題に関する社会システムの相互作用の視点からの検討 (Newby, 1996)

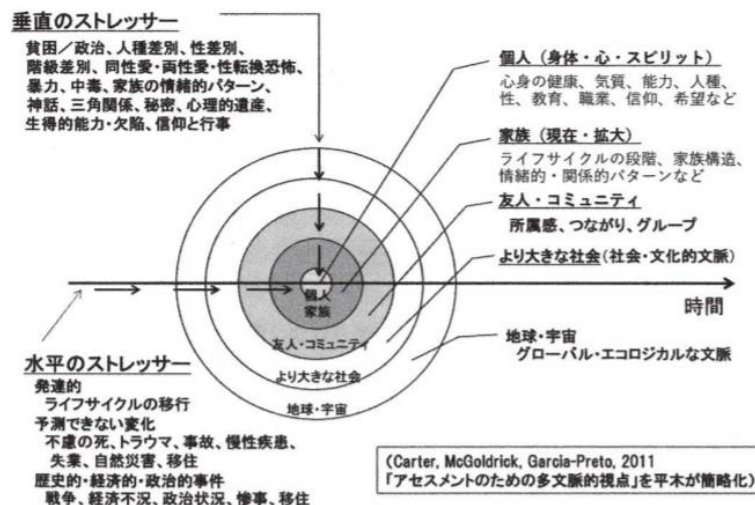


Figure 2-5. 環境と相互作用する問題発生時における社会システム（平木, 2019）

以上を踏まえて、本節では、Figure 2-3 での整理を基に、本研究で扱う犯罪予防行動について、個人、地域、社会といった社会システムとの関わりが行動意図にどのような影響を与えると考えられるのかについて、関連する心理学分野研究のレビューを基に検討を行う。

2.5.2 特定個人との二者関係

夫婦関係や交際関係といった親密な二者間の相互作用が個人の心理や行動に影響を及ぼすことは、古くから指摘されている (Lewin, 1947)。そこで本項では、夫婦関係において、相談行動を援助要請—援助授与および自己開示の二つの側面で捉えた際に相談行動に影響すると考えられる心理要因と、地域における向社会的行動に影響すると考えられる要因について既往研究をもとに検討する。

関係満足度と相談行動

まず、相談行動を援助要請—援助授与の側面で捉えた場合、夫婦間の援助行動に影響を与える要因として関係満足度が指摘されている。Verhofstadt, Buysse, Devoldre & De Corte (2007) は関係満足度が夫のポジティブな援助行動や妻の援助認知を高めていることと、性格特性といった個人要因よりも、関係満足度や親密さといった二者関係の要因が援助行動や援助認知をより説明することを指摘している。Sanford (2003) は、関係満足度が夫婦間で発生した問題と問題解決のためのコミュニケーションの関係を媒介することを示した。すなわち、夫婦間の関係満足度が高い場合は問題解決場面において建設的で丁寧な会話を促すのに対し、関係満足度が低い場合は軽蔑や批判的な会話を促していた。

また、相談行動を自己開示の側面から捉えた場合にも、関係満足度が相談行動を規定する可能性がある。夫婦間の関係満足度と自己開示との関係性は、線形関係にあることが一貫し

て指摘されている (Gilbert, 1976; Hansen & Schuldt, 1984; Jorgensen & Gaudy, 1980; Rosenfeld & Bowen, 1991)。

一方、関係満足度に影響する行動変数として、コミュニケーションと積極的な問題対処方略の重要性が指摘されている (Noller, Feeney & Peterson, 2001)。石盛・小杉・清水・藤澤・渡邊・武藤 (2017) は、夫婦間のコミュニケーション、共行動、夫婦間の問題対処方略が関係満足度と家族の安定性に与える影響を、夫婦ペアデータのマルチレベル分析で検討した。その結果、コミュニケーションや積極的な問題対処方略をとっていることを夫婦がともに認識している場合、妻と夫双方の関係満足度が高まるのに対し、夫婦外で気を紛らわせる回避的な問題対処方略をとっていることを認識している場合は、妻と夫双方の関係満足度に負の影響を与えることを明らかにしている。問題対処方略と関係満足度の関係をみた野澤 (2008) においても、問題発生時に夫婦関係内で建設的な方法で解決をしようとする積極的な問題対処方略は、関係満足度に正の影響を与えることが示されている。すなわち、コミュニケーションが活発で、積極的な問題対処方略を取る夫婦は、そうでない夫婦に比べて関係満足度が高いことが一貫して示唆されている。

これらからは、夫婦間の普段のコミュニケーションや問題対処方略が、関係満足度を媒介して、相談行動に影響を与えると予想できる。

信頼と相談行動

自己開示には、自己開示の相手に対する信頼が影響することが示されており (Steel, 1991; Wheelless & Grotz, 1977)，SNS 等のオンラインコミュニティにおける自己開示 (Krasnova, Veltri & Günther, 2012; Posey, Lowry, Roberts & Ellis, 2010)，小学生の自己開示 (Turner, Hewstone & Voci, 2007) 等の場面においても検証されている。また、オンラインでの自己開示に関する研究で Taddei & Contena (2013) は、プライバシーに対する懸念は自己開示に直接的な影響を及ぼさない一方、信頼は直接的に影響を与えることを示している。これらの研究を踏まえると、詐欺電話を受けた時の相談行動を自己開示の側面からとらえた場合、自己開示をする相手である配偶者に対する信頼が相談行動に影響することが考えられる。

一方で、夫婦関係や交際関係といった親密な二者間の信頼は、主に愛情や親密さといった関係性を規定する要因として扱われてきた。Rempel, Holmes & Zanna (1985) は既往研究の理論に基づいて信頼尺度を作成し、Larzelere & Huston (1980) は、信頼と親密さや愛情の相関の強さについて、婚約者、新婚夫婦、結婚 20 年以上の夫婦といったパートナー関係の違いごとに検討し、結婚 20 年以上の夫婦ではより相関が強くなることを示した。これらの親密な二者間の信頼に関する研究では、パートナーに対する信頼は、親密さや愛情といった夫婦の関係性と正の関係にあることが示されている。

2.5.3 地域との関わり

個人と地域社会やコミュニティの関係性について扱う分野においては、地域に対する意識が様々な個人の行動に影響する可能性を検討されている(石盛, 2010)。そこで本項では、地域との関わりと犯罪予防行動の関係についてまとめる。また、本研究では夫婦単位の行動を扱うため、夫婦関係と地域における向社会的な行動に与える影響についてもレビューを行う。

ソーシャル・キャピタルと犯罪予防行動

地域における一般市民の行動を説明する理論としてソーシャル・キャピタル論がある。住民同士のインフォーマルな繋がりであるソーシャル・キャピタルが地域社会の問題解決に果たす役割については様々な文脈で検討されているが、犯罪率の低下においても影響することが指摘されている(Putnam, 2000)。ソーシャル・キャピタルが犯罪を抑制するメカニズムの背景理論としてシステミックモデルがある。Kasarda & Janowitz (1974) は、地域における親族や友人との結びつきの強さが地域社会に対する関心と関係することを示しており、特にその地域における居住年数が強く影響することを明らかにしている。Sampson & Grows (1989) は、英国において大規模な社会調査をもとに、交友関係が希薄で地域の組織への参加が低いコミュニティでは犯罪や非行の発生が高まることを示し、Bursik & Grasmick (1993) は、住民同士の結びつきの強さがインフォーマルな社会統制として機能し、犯罪を抑制するというシステミックモデルを提案した。その後、Sampson ら (1997) は、これらの考えを基に、さらに住民の凝集性や信頼に着目して地域社会の秩序維持に資する力として集合的効力感(Collective efficacy)を提案し、それらが犯罪発生を抑制していることを示している。

現在では、犯罪予防を含む様々な社会的行動に関わる場面において、ソーシャル・キャピタルが果たす役割が検証されている。我が国においても、犯罪予防(松川・立木, 2011)、住民主体の交通運営(橋本・恒藤, 2018)やその利用意識(古川・橋本, 2010)、特定のまちづくりに関する施策の重要度評価(谷口ら, 2008)、地域での問題発生時への対処(柿本・山田, 2013)といった行動に作用することが確認されている。

夫婦関係と地域における向社会的行動

夫婦のみ世帯の行動促進を考えるうえでは、夫婦関係は重要な要因である。Lewin (1947) は、夫婦間の関係性が、夫婦個々人の心理や行動変容に影響を及ぼすことを指摘しており、近年我が国においても、夫婦、親子、恋人、友人等の親密な二者間の類似性の高さ(田淵・三浦, 2018; 敷島・安藤, 2004)や関係性が、互いの行動に影響を及ぼすことが示されている(古村, 2017; 安藤ら, 2019)。夫婦のみ世帯の情報提供行動の促進を考えるうえでも、夫婦間の関係性を考慮することが不可欠と考えられる。

夫婦関係が二者間における行動だけでなく、社会一般にも影響するメカニズムとしてShared Realityが考えられる(Echterhoff, 2012)。Shared Realityとは、身近な他者と共同で持つ

世界観をさすが、それが共通の目的の達成に向けた動機づけにつながるということが指摘されている (Hardin & Higgins, 1996)。犯罪予防の文脈においては「犯罪予防が必要である」という現実感が共有され、強固なものになることにより行動が促進されることが考えられる。Echterhoff ら (2012) は現実感の共有が生み出される動機として認識的動機と関係的動機を挙げており、認識的動機は対象となる参照物に関する不確実性を減らすことにむけて働き、関係的動機は他者と親密さや繋がりを認識することで情緒的な安定や自尊心の向上等を促すとしている。夫婦は身近な他者であり、親密関係にあることから、この現実感の共有が実現されやすく、またこの現実感の共有による社会的な行動の促進が有力であると考えられる。

2.5.4 公的部門および社会との関わり

刑事司法に関する国民の態度を扱う研究の多くは、加害者に対する態度、更生支援や制度に対する態度およびそれらを規定する人口統計学的要因・心理要因について検討している。また、刑事司法分野におけるボランティア等の協力行動においては、警察や裁判所等の刑事司法分野における公的部門に対する評価が影響することが指摘されている。本項では、更生支援ボランティアに対する一般市民の協力行動意図に影響すると考えられる要因について、これらに関係する既往研究のレビューを行う。

加害者に対する態度

加害者に対する態度は、加害者の立ち直り (再犯) の可能性に対する態度が測定されている (Sullivan, et al., 2017)。また、立ち直りの可能性を認識している人は、加害者の処遇について懲罰的な態度ではなくなることを示されている (Maruna, 2009)。加えて、加害者の立ち直り可能性については回答者の人口統計学的変数から検討もされている。Höing et al., (2016) や Brown, Deakin & Spencer, (2008) は性犯罪者に関する研究で、女性の方が男性より加害者の立ち直り可能性について否定的な態度であると示したのに対し、性別による差がないことを報告する例もあり (Rogers, Hirst & Davies, 2011)，一貫した結論は得られていない。

更生支援システムに対する態度

加害者に対して懲罰的な態度が一般的である一方で、社会復帰に関わる制度に対しては、肯定的であることが示されており (Sullivan, et. Al., 2017; Falco & Turner, 2014)，少年非行 (Piquero & Steinberg, 2010; Nagin, Piquero, Scott & Steinberg, 2006)，性犯罪といった個別の罪種の立ち直り支援を対象とした研究でも示されている。また、加害者に対する懲罰的な態度と矯正制度に対する支持が両立することも指摘されている (Cullen, Fisher & Applegate, 2000; Cook & Lane, 2009)。回答者の人口統計学的変数からの検討では、一般市民の認識に対する調査を行った研究で、女性であることが更生支援に対する好意的な態度を規定することを示した (Falco & Turner, 2014; Applegate, Cullen & Fisher, 2002; Garland, Wodahl & Cota, 2015) 一方、

男女差はないとするものもあり (Höing et.al., 2016; Rogers, Hirst & Davies, 2011) 統一見解は明らかにされていない。また、加害者が初犯の場合、懲罰よりも更生を選択することも示されており (Spiranovic et.al., 2011) , 加害者の再犯可能性の判断が社会復帰の支持に影響する可能性が指摘されている。Brown (1999) は子どもがいる人はいない人と比べて立ち直り支援に対して反対する傾向があることを示しており, Brown, Deakin & Spencer (2008) は, 再犯リスクを高く見積もる理由として, 犯罪の被害者のなりやすさや, 子どもや家族の介護責任を担っている事が影響する可能性について言及した。

公的部門に対する信頼性および正統性の認知と一般市民の社会参加

刑事司法に対する国民の態度には, 刑事司法との関わりが影響することも指摘されている。性犯罪者の立ち直りボランティアに参加している人を対象とした Kerr, Tully & Völlm (2017) では, ボランティア参加者と一般市民では態度が異なることを実証されている。また, 過去の経験による影響を検討した例としては, Höing et al., (2016) が, 犯罪被害者はそうでない人と比べて更生支援全般に対してネガティブな態度を持つ一方, 更生支援ボランティアに関しては肯定的な態度を示している。さらに子どもの頃の体罰の経験が性犯罪者の更生可能性認知に影響することや (Payne, Tewksbury & Ehrhardt, 2010) , 加害者への接触経験が更生支援への関与意図を高めること (Glanz, 1994) が示されている。これらのことを踏まえると, 刑事司法システムに対する関わりの経験が, 刑事司法に対する態度に関与するものと考えられる。

更に, 地域における刑事司法ボランティアに対する態度を規定する要因として, 警察や刑事司法機関といった統制機関に対する正統性 (Legitimacy) の認知や, 信頼 (Trust) の重要性が指摘されている (Hough, Jackson & Ben, 2013) 。正統性の認知とは, 公的組織が権限を行使する資格があるかや, それを受け入れる義務が市民にあるかに対する民衆の判断を示しており, 信頼は組織に対する正統性の認知の重要な構成要素である (Tyler & Meares, 2019) 。

警察活動や司法制度をどのように行っているのかということの一般市民の認知は, 刑事司法機関と市民の関係性を良好にすることに寄与するだけでなく, 自分とコミュニティの同一視や自己アイデンティティの確立に寄与し, その結果として制度的な正統性の支持や, 法令順守意識, 社会秩序の管理に関する自主的な協力などのコミュニティにおける様々な協働を促すことも指摘されている (Tyler & Meares, 2019; Hough et.al., 2010) 。これらからは, 刑事司法組織への信頼や正統性の認知は, 市民の情報提供, 法廷での証言, 陪審員になること, 地域防犯活動といった協力行動の意図を高めると考えられる。

日本において調査を行った Jiang et al., (2012) も, 犯罪抑止のためには市民と警察の協力関係を継続するべきであると市民が考えていることを指摘している。また, 大規模調査やレビューに基づき, 懲罰的な態度には刑事司法制度に対する信頼の欠如が影響している可能性があることや, 各国で刑事司法機関に対する信頼が国民の態度に影響することが指摘されている (Robert & Indermaur, 2009; Indermaur & Roberts, 2009) 。

2.6 既往研究の批判的検討

本項では、2.5 節で行った本研究で焦点をあてる犯罪予防行動の行動意図に関係する要因についての心理学分野の研究レビューを踏まえ、それぞれの行動促進を検討するうえで本研究において新たに扱うべき点をまとめる。

相談行動について (二者関係)

本研究で新たに扱うべき要因 二者関係における犯罪予防行動として、詐欺電話遭遇時の相談行動の規定因を検討するにあたり、以下の2点を考慮する必要があると考えられる。

一点目は、関係満足度や信頼が詐欺電話接触時という特定状況下における行動の規定因となり得るかを検討することである。レビューからは、夫婦間における相談行動を援助要請—援助授与、および自己開示の2側面からとらえた際に、関係満足度と相手に対する信頼が関係することが示唆されている。しかし、関係満足度研究においては、夫婦間の問題の解決のためのコミュニケーションとしての相談行動は扱われているものの、詐欺電話遭遇時といった二者間以外に端を発する問題解決場面は扱われていない。また、信頼研究においては、親密な二者間における信頼は主に愛情や親密さといった関係性を規定する要因として扱われてきており、信頼と相談行動は正の線形関係にあることが示唆される一方、信頼が相談行動といった行動指標に与える影響については、検討されていない。このため、詐欺電話遭遇時の夫婦間の相談行動の促進にむけては、これまでの研究で明らかにされてきた関係満足度や信頼が援助要請や自己開示に果たす役割を夫婦関係の文脈に拡張し、さらに詐欺電話遭遇時という特殊状況下における行動意図に与える影響を検討する必要がある。

二点目は、パートナーの心理要因が行動主体に与える影響を検討することが挙げられる。心理や行動を扱う研究では、既述した通り親密な二者関係における行動はその関係性の相互作用の上に成り立つものであることが指摘されていることを踏まえると、本研究においても配偶者の心理要因が行動主体の行動意図に与える影響を検討することは有益であると考えられる。夫婦関係の研究においては、関係満足度が、パートナーである配偶者の心理や行動に与える影響についても興味の対象になっており、高齢夫婦の関係満足度が抑うつ症状に及ぼす影響について検討した Wang, Wang, Li & Miller (2014) は、夫婦共に本人の関係満足度は抑うつ症状に影響せず、夫の関係満足度が妻の抑うつ症状に影響する効果があることを示している。そこで、本研究においても配偶者の関係満足度が相談行動意図に正の影響を与えると仮定し、検証することが望まれる。その際、相互役割の識別が可能なペアデータにおいて、特定の変数について個人内要因からの影響 (アクター効果) だけでなく、対となる相手からの影響 (パートナー効果) を検証することが可能である、行為者—パートナー相互依存性モデル (Actor-Partner Interdependence Model : APIM (Fitzpatrick, Gareau, Lafontaine & Gaudreau, 2016; Kenny, Kashy & Cook, 2006) を用いることが有益である。

方法上の課題 方法論上の課題としては、代表性を有するサンプルを研究対象とする必要性が挙げられる。本研究の理論的な背景となる援助要請や自己開示に関する心理学研究では、調査モニターや有意抽出によるサンプルを研究対象とすることが多かった(永井, 2013; 梅垣, 2017; 神谷, 2013; 狩野, 2018; 加藤・神谷, 2018)。しかし、社会問題の解決に資する知見を得るためには、関心のある層の代表性を有する対象にアプローチする必要があると考えられる。

情報提供行動について (地域との関わり)

本研究で新たに扱うべき要因 既往研究において、ソーシャル・キャピタルが地域における向社会的行動に及ぼす影響はこれまでに多く指摘されてきた。しかし、ソーシャル・キャピタルの醸成にむけた介入を想定し、ソーシャル・キャピタルの規定因のうち操作可能な変数を議論しているものは限られている。一方で、家族システム論や、親密な二者関係における行動変容に関する研究では、社会的な行動には身近な他者による影響が存在することが指摘されている。そこで、本研究では、研究対象とする属性である高齢者夫婦の配偶者の影響を想定したモデルの構築を行う。

方法上の課題 ソーシャル・キャピタルと地域における向社会的行動の関係を扱う研究は、完全に個人的な行動として扱われ、家族の存在による影響は検討されてこなかった。しかし、先述したようにソーシャル・キャピタルと向社会的行動の関係は個人特性からのみ規定されるものではなく、身近な他者との相互作用も存在することが考えられる。そこで本研究はマルチレベル分析を行うことにより、個人の特性と集団の特性(夫婦単位の特性)が向社会的行動に与える効果を分けて検討する。

更生支援について (公的部門および社会との関わり)

本研究で新たに扱うべき要因 刑事司法分野における一般市民の態度測定は、主に、加害者に対する態度、制度に対する態度、公的部門に対する態度が扱われてきた。しかし、本研究で焦点をあてる更生支援の参加意図を検討するうえでは、新たに以下の点を考慮する必要があると考えられる。

1点目は、介入により操作可能な心理変数を扱う必要性があげられる。過去の研究では人口統計学的な変数が刑事司法システムに対する態度に与える影響を検討しているが、人口統計学的要因は変化させることができない要因である。また、回帰分析によると、態度を規定する要因として説明力が低いことも指摘されている(Sullivan, et. al., 2017; Applegate, Cullen & Fisher, 2002)。介入を見据えて心理変数を独立変数として検討することは、実務的な貢献だけでなく、学術的にも新規性が高いと言える。

2点目として、一般市民が更生支援ボランティアを行う事のベネフィットやコストについての検討が必要だと考えられる。一般的に心理学では、リスク状況下における行動において、

それらの行動によってもたらされるベネフィット認知が行動意図を高め、行動のコスト認知が行動意図を低めることが明らかになっており (Ueichi & Kusumi, 2008) , 更生支援の文脈においても保護司活動を行う事のコストやベネフィットが活動参加意図に影響することが指摘されている (讃井・上市, 2019) 。

3 点目は、更生支援活動も地域で行う向社会的行動であり、2.5.3 項で触れた普段の地域との関わりや家族等の身近な存在の影響を受ける可能性があることである。これまでに個人が置かれた社会的な文脈を検討している研究はないが、特に保護司の活動は加害者と家で面談することもあり (法務省, 2021a), 直接的に家族にも影響を与える活動であるため、家族の意向の影響が大きい可能性もあることから、検討が望まれる。

4 点目は、更生支援に関する理解促進を目的とした情報発信の効果についてである。「社会を明るくする運動」(法務省, 2021b) をはじめとする多様な啓発が行われているものの、情報への接触が個人の態度形成に与える影響は検証されていない。とくに、新規に更生支援を担うボランティアを集めるためには、これまで更生支援に触れたことのない人達にとって有効な情報提供に関する示唆を得ることが必要であろう。

方法上の課題

情報提供によって保護司への参加や更生支援に対する地域社会の理解を測定する方法として実験や社会調査が行われてきた。しかし、アジア圏の実証研究が少ない事が課題として挙げられる。アジアで行われた研究として、Jiang, Lambert, Saito & Hara (2012) があり、フォーマルな取り締まりとインフォーマルな取り締まりに対する一般人の認識について調べたが、調査対象者が大学生に限られており、社会調査により刑事司法システムや、更生支援ボランティアの参加意向を明らかにする研究は行われていない。欧米諸国とアジア圏では、更生支援の文化や社会制度の背景が異なる部分と、更生支援が地域の有機的な繋がりの中で行われていることや 1880 年代から宗教的な地縁組織によるボランティアから派生した点など類似する部分の両方がある。京都保護司宣言の採択がされ世界的に保護司制度の在り方が問われる中で、アジアにおいて保護司に対する市民の態度を把握する重要性は高いだろう。

2.7 本章のまとめ

本章では、本研究で扱う具体的な行動が想定する犯罪予防のメカニズムを示し、実務的な位置づけを示した。また、行動意図に関連する背景理論について、普段の行動主体と社会システムとの関係性を考慮する必要性があるという問題意識から、本研究で焦点をあてる高齢夫婦の二者関係、地域との関わり、公的部門および社会との関わりの視点から行動規定因についてまとめ、本研究で焦点をあてる論点を整理した。

本研究で扱う犯罪予防行動とその規定因として検討する社会システムとの関係性の要因をまとめたものが Figure 2-6 である。本研究の主眼は、犯罪予防以外の文脈を含む普段の日常生活における各社会システムとの関係が、犯罪予防の文脈における行動に影響を与える (図中、黒四角および中抜き矢印) という視点、より小さい社会システムとの関係性に関わる要因が大きい社会システムの要因に影響を与える (図中、横線矢印) という視点といえる。

本章では、夫婦の詐欺電話遭遇時の相談行動を規定する要因として夫婦の関係満足度と信頼を、関係性を規定する要因として共行動やコミュニケーション等の行動変数について触れた。この整理に基づき構築した仮説を第 3 章で検証する。詐欺電話遭遇時の地域社会への情報提供行動を規定する要因については、ソーシャル・キャピタルについて触れた。また、夫婦の二者関係も地域における行動に波及する可能性があることについて言及した。この整理に基づき構築した仮説を第 4 章で検証する。更生支援への参加意図と更生支援に対する地域社会の理解を規定する要因については、加害者や更生支援システムの制度に対する態度、公的部門に対する信頼や正統性の認知が影響する可能性があることについて述べた。また、現在理解促進にむけた情報発信が活発に行われていることを背景に、情報への接触が与える影響についての科学的な検証の必要性や、更生支援活動が地域における向社会的行動であるという側面を持つことから身近な他者である家族の影響を受ける可能性について言及した。この整理に基づき、第 5 章にて更生支援に関わる各アクターや制度に対する態度が与える影響 (研究 3-1)、情報接触や家族の影響が与える影響 (研究 3-2) について検証を行う。

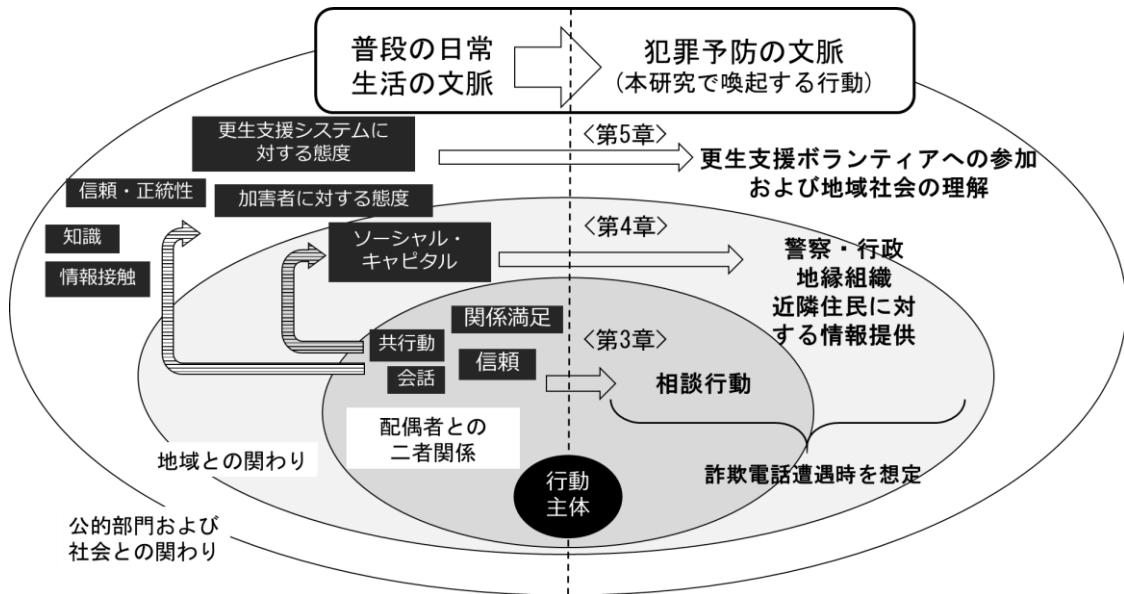


Figure 2-6. 本研究で扱う犯罪予防行動と社会システムとの関係性の要因

第3章

二者関係における犯罪予防行動

3.1 本章の目的

本章では特殊詐欺被害の未然防止にむけ、高齢夫婦のみ世帯における詐欺電話を受けた際の相談行動に影響を与える要因について検討する。その際、従来の詐欺被害予防の文脈で広報・啓発に用いられてきた被害リスク認知を高める情報に加え、普段の夫婦関係が与える影響を明らかにすることにより、詐欺電話遭遇時という特定状況下に普段どのような備えを行えばよいのか、またそのために統制機関はどのような介入を行うことができるのかについて検討する。

3.1.1 本章の目的および仮説モデル

本章では、夫婦間の関係性と、配偶者に対する相談相手としての信頼が詐欺電話を受けた時の相談行動意図に与える影響を検討することを目的とし、下記の因果モデルを想定した (Figure 3-1)。

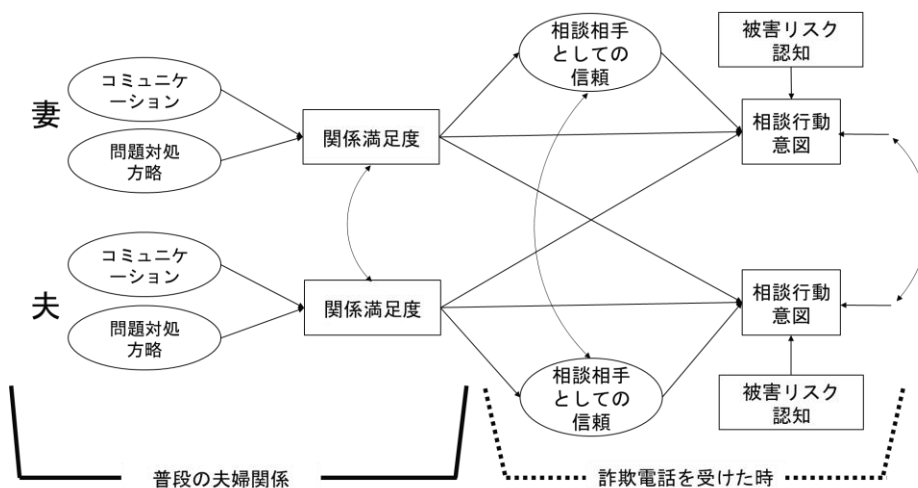


Figure 3-1. 本章における仮説モデル

(なお、円は潜在変数、四角は観測変数を示している。)

まず、詐欺電話を受けた時の配偶者への相談行動を援助要請—援助授与と自己開示の側面から捉えた場合、第二章で述べた通り、関係満足度が相談行動に影響を与えることと、コミュニケーションや、問題対処方略が関係満足度を高めることが指摘されている。そのため、仮説ではコミュニケーションや問題対処方略が関係満足度を媒介し、相談行動意図を促進することを仮定する。

次に、相談行動を自己開示の側面から捉え、信頼が自己開示に果たす役割を仮定する。また、信頼の規定要因として関係満足度を仮定する。これは、自己開示において相手に対する信頼が自己開示の重要な要因であることや、夫婦の関係性が信頼と正の関係にあるとする知

見に基づく。

また、本章が扱う相談行動意図は、詐欺電話を受けた時という特定状況下におけるものである。関係満足度やコミュニケーション、問題対処方略は、特定状況下を想定しない普通の安定的な夫婦の関係性についての概念である一方、本章の相談行動意図は、将来、詐欺電話を受けた際の行動意図であるため、そこに時間的な前後関係が想定される。普段であれば夫婦の関係満足度と相談行動は相互に関係しあうことが考えられるが、詐欺電話を受けた時という特定状況下における行動意図を普段から予測するという目的に則り、本章では因果関係を仮定するモデルを設定した。

統制変数としては、被害遭遇に対する主観的な確率の認知である、被害リスク認知を設定する。これは、被害リスク認知を高める情報提供方策が従来の犯罪予防の主な手段であった (Gerbner & Gross, 1976; 島田・荒井, 2012; 2017) ことや、被害リスク認知は、犯罪予防行動に影響を与えること (Madero-Hernandez, Fisher & Wilcox, 2016) が確認されていることに基づく。仮説では被害リスク認知の水準が高いと相談行動意図が高いと仮定する。

3.2 方法

調査概要

2019年12月から2020年1月にかけて、東京都足立区に住む高齢夫婦のみ世帯に対する郵送法による質問紙調査を行った。1世帯に対し2部(妻票・夫票)の質問紙、依頼状、謝礼品(四色ボールペン)、返信用封筒を同封し、妻と夫それぞれに回答を求めた。回収にあたっては2部の質問紙をまとめて返信用封筒に入れ、返送するように求めた。

なお、調査の実施にあたり、筑波大学システム情報系研究倫理委員会の審査を受け承認を得た(審査承認番号2019R323)。

標本抽出および実査 住民基本台帳を用いて、妻と夫の双方が65歳—75歳である夫婦のみ世帯を抽出した。抽出法は層化無作為抽出とし、2019年9月24日時点で住民基本台帳に登録のあった262大字・町丁目の計7243世帯から、地区ごとの世帯数比に応じて計1,499世帯を抽出した(比例配分法、抽出率20.7%)。そのうち、2019年11月1日時点で継続して登録が確認された1,488世帯の男女2,976名を対象として、2019年12月に質問紙を郵送した(不着4通)。921世帯からの返送があり、妻票は902通、夫票は894通を回収した(回収率は妻票が60.8%、夫票が60.2%)。そのうち、夫婦の回答がそろっていた、874世帯合計1,748名を分析の対象とした。

質問紙の構成

質問紙は配偶者の表記(妻・夫)のみ異なる、設問構成が同じものを用いた。質問紙は、詐欺電話に関する項目と、夫婦関係に関する項目から構成されている。

詐欺電話に関する測定尺度 詐欺電話に関する項目としては、配偶者に対する「相談行動意図」,「相談相手としての信頼」, 本人の「被害リスク認知」を尋ねた。

相談行動意図および相談相手としての信頼を問う際には、「最近、ご自宅に一人である時を狙った詐欺電話が増えています。以下の質問について、あなたをご自宅に一人である時に詐欺電話がかかってきたことを想像してお答えください」という場面想定法を用いた。その上で、相談行動意図については、「詐欺電話がかかってきたことを誰かに相談すると思いますか」という設問に対し、警察、区役所、配偶者、配偶者以外の家族、近隣住民、の想定される相談対象ごとに、「相談しないと思う」から「かならず相談すると思う」の5件法で尋ね、本章では配偶者に対しての回答のみ分析に用いた。

相談相手としての信頼については、夫婦間の信頼と不確実状況下における信頼の概念を、詐欺電話遭遇時の文脈に当てはめて項目を作成した。夫婦間の信頼では、誠実さや自分に対する配慮が (Laezelere et al., 1980), 不確実状況下における信頼では、相手の能力、誠実さ、価値類似性に対する評価が (中谷内 & Cvetkovich, 2008), 信頼を構成する要素であることが指摘されている。そこで本調査では、詐欺を見抜くことができる能力の予期として「(あなたが詐欺電話について相談した場合、配偶者は) 電話を詐欺だと見抜くことができると思いますか」の1項目に対し「全く見抜けない」から「必ず見抜ける」を、誠実さの予期として「(あなたが詐欺電話について相談した場合、配偶者は) 誠実に対応すると思いますか」の1項目に対し「誠実に対応しない」から「誠実に対応する」を、共感の予期として「(あなたが詐欺電話について相談した場合、配偶者は) あなたの気持ちを分かってくれると思いますか」の1項目に対し「わかってくれない」から「必ずわかってくれる」を、それぞれ5件法で回答を求めた。なお、相談相手としての信頼についても相談行動意図の項目と同様に、その対象として、警察、区役所、配偶者以外の家族、近所の人についても尋ねたが、本章には用いなかった。

被害リスク認知については、「あなたは詐欺電話がかかってきたときに、ご自分がお金をだまし取られる被害にあう可能性がどの程度あると思いますか」の1項目に対し、「被害にあわないと思う」から「被害にあうかもしれないと思う」の5件法で尋ねた。

夫婦関係に関する測定尺度 夫婦関係に関する項目としては、「コミュニケーション」,「関係満足度」, 問題対処方略の「夫婦関係内アプローチ」,「夫婦関係外アプローチ」を尋ねた。

コミュニケーションについては伊藤・相良 (2012) の愛情尺度をもとに、「うれしかったこと、楽しかったことについて」,「腹が立ったり疑問に思っていることについて」,「自分の趣味や活動にかかわることについて」,「互いの健康について」,「家計のことについて」,「家族のことについて」,「TVや新聞のニュースで報道される内容について」,「住んでいる地域のことやご近所のことについて」の話題ごとに、その程度を「ほとんど話さない」から「ほぼ毎日話す」の5件法で尋ねた。

関係満足度については、「あなたは、配偶者との関係についてどの程度満足していますか」

の1項目に対し、「おおいに不満」から「おおいに満足」の5件法で尋ねた。

問題が発生した際の夫婦における問題対処方略は、夫婦の問題対処方略を検討した野澤(2008)の積極的アプローチ因子および回避因子から因子負荷量の高い3項目ずつを用いた。それぞれ夫婦関係内アプローチ、夫婦関係外アプローチとし、夫婦関係内アプローチについては、「配偶者と話し合おうとする」「問題を話しあえるよう、配偶者との時間を持つ」「互いに楽しめることを配偶者と一緒にする」の3項目、夫婦関係外アプローチについては「配偶者とは別に普段より社交的な催しに参加する」「友人と多くの時間を過ごす」「仕事や地域などで新たに手間のかかる役割を引き受ける」の3項目に対し、「全くそうしていない」から「いつもそうしている」の5件法で尋ねた。

その他に回答者のデモグラフィック項目として、年齢、市内での居住年数を尋ねた。また、詐欺電話の受話に関連すると考えられる変数として、単独で在宅する頻度を「ほとんどない」から「ほとんど毎日」の4件法で、固定電話の受話者を「本人」、「配偶者」、「その他」でそれぞれ尋ねた。

分析方法

本章では、分析に用いる因子の妥当性と信頼性の確認を行った後、配偶者(パートナー)の関係満足度が本人(アクター)の相談行動意図に与える影響を検討するために、APIM分析(Actor-Partner Interdependence Model)を行う。なお、分析にはMplus version8を用いる。

3.3 結果

回答者のプロフィール

回答者の平均年齢は、妻が69.1歳(SD=2.3)、夫が70.4歳(SD=2.3)、足立区内での居住歴の平均は妻が43.0年(SD=16.3)、夫が46.3年(SD=18.2)であった。単独で在宅する頻度については、妻は夫よりも単独で在宅する頻度が高く($\chi^2(3) = 25.80, p < .01$) (Figure 3-2)、固定電話を取る割合も妻のほうが高くなっていた($\chi^2(2) = 324.81, p < .01$) (Figure 3-3)。

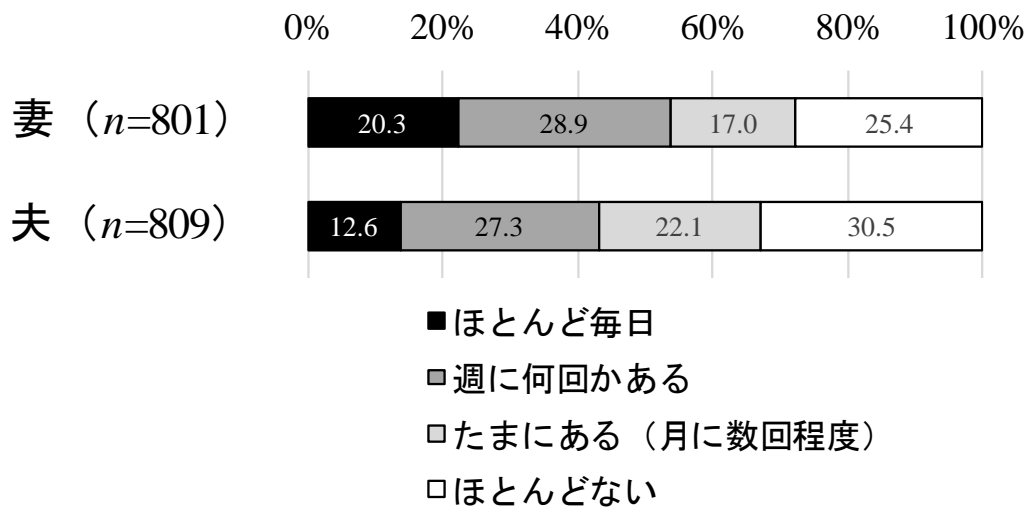


Figure 3-2. 単独で在宅する程度

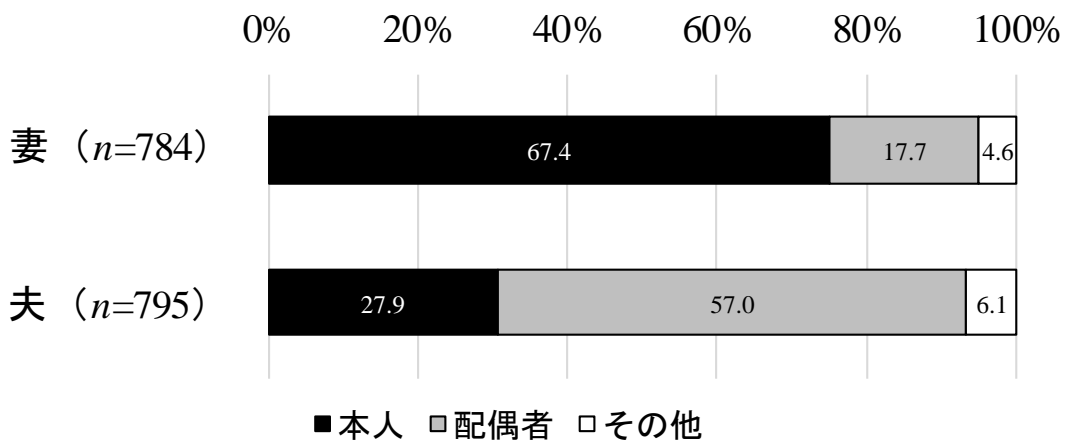


Figure 3-3. 固定電話の受話者

尺度の妥当性と信頼性の確認

仮説モデルにおける各項目の因子妥当性を確認するため、1項目で測定した相談行動意図、被害リスク認知、関係満足度を除く全項目について探索的因子分析(ロバスト最尤法, ジオミン回転)を行った。その結果、当初想定された因子が抽出され、またすべての因子について、各項目の因子負荷量が0.4を越えていたため、相談行動意図を規定する尺度の因子として採用し、分析を続行した。妻と夫に分けたうえで行った確認的因子分析の結果は、妻で $\chi^2(74) = 329.084, p < .01, CFI = .96, TLI = .92, RMSEA = .06$ (90%CI = [.06-.07]), SRMR = .03, 夫で $\chi^2(74) = 352.834, p < .01, CFI = .95, TLI = .91, RMSEA = .07$ (90%CI = [.06-.07]), SRMR = .03, とあ

てはまりは比較的良好であった。Cronbach の α 係数は、妻、夫の順に相談相手としての信頼が.84, .78, コミュニケーションが.91, .91, 問題対処方略の夫婦関係内アプローチが.86, .85, 夫婦関係外アプローチが.71, .76 であった。因子分析に用いた変数の記述統計量を Table3-1, 相関係数を Table3-2, Table 3-3, Table 3-4, 因子負荷量, 因子間相関を Table 3-5 に示す。なお, Table 3-2 から Table 3-4 では, Table 3-1 で用いた変数名を使用している

Table 3-1. 分析に用いた変数の記述統計量

変数名		妻		夫	
		<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
A	相談行動意図	4.68	0.70	4.42	0.93
	相談相手としての信頼				
B-1	誠実に対応すると思う	4.44	0.79	4.23	0.87
B-2	気持ちをわかってくると思う	4.36	0.76	4.30	0.79
B-3	詐欺だと見抜くことができると思う	4.03	0.81	3.77	0.89
C	夫婦関係満足度	3.80	0.89	4.10	0.77
D	コミュニケーション				
D-1	TVや新聞などのニュースで報道される内容	4.29	1.09	4.16	1.07
D-2	互いの健康	4.03	1.22	3.93	1.21
D-3	住んでいる地域やご近所のこと	3.48	1.39	3.33	1.34
D-4	嬉しかったこと, 楽しかったこと	4.36	1.08	4.24	1.12
D-5	腹が立ったり疑問に思っていること	4.16	1.19	3.96	1.24
D-6	家族のこと	3.83	1.26	3.64	1.32
D-7	自分の趣味や活動に関わること	3.64	1.42	3.53	1.41
D-8	家計のこと	3.03	1.49	2.97	1.46
E	夫婦関係内アプローチ				
E-1	問題を話しあえるよう, 配偶者との時間を持つ	3.76	1.10	3.79	1.04
E-2	配偶者と話し合おうとする	3.91	1.05	3.92	1.00
E-3	互いに楽しめることを配偶者と一緒にする	3.18	1.25	3.21	1.21
F	夫婦関係外アプローチ				
F-1	友人と多くの時間を過ごす	2.89	1.13	2.46	1.09
F-2	配偶者とは別に普段より社交的な催しに参加する	2.63	1.23	2.38	1.17
F-3	仕事や地域などで新たに手間のかかる役割を引き受ける	2.25	1.13	2.18	1.14
G	被害リスク認知	2.23	1.02	1.98	1.00

Table 3-2. 分析に用いた変数の相関係数

		妻票																				
		A	B-1	B-2	B-3	C	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	D-7	D-8	E-1	E-2	E-3	F-1	F-2	F-3	G	
妻票	A		.45 **	.46 **	.38 **	.28 **	.26 **	.21 **	.19 **	.29 **	.23 **	.23 **	.20 **	.16 **	.28 **	.28 **	.21 **	.02	.05	.03	-.01	
	B-1			.80 **	.55 **	.40 **	.29 **	.32 **	.21 **	.39 **	.31 **	.32 **	.32 **	.24 **	.37 **	.36 **	.32 **	.01	.02	.04	-.10 **	
	B-2				.56 **	.44 **	.28 **	.34 **	.22 **	.41 **	.32 **	.31 **	.32 **	.25 **	.41 **	.39 **	.34 **	.01	-.01	.02	-.09 *	
	B-3					.30 **	.22 **	.25 **	.18 **	.31 **	.22 **	.25 **	.23 **	.19 **	.32 **	.31 **	.27 **	.04	.04	.05	-.16 **	
	C						.38 **	.40 **	.33 **	.48 **	.40 **	.37 **	.39 **	.32 **	.55 **	.52 **	.51 **	-.09 **	-.08 *	.03	-.02	
	D-1							.63 **	.59 **	.66 **	.60 **	.55 **	.48 **	.40 **	.42 **	.42 **	.38 **	-.01	.04	.11 **	-.03	
	D-2								.54 **	.63 **	.61 **	.63 **	.59 **	.59 **	.51 **	.52 **	.45 **	-.01	.07	.13 **	-.03	
	D-3									.55 **	.49 **	.57 **	.51 **	.48 **	.40 **	.37 **	.34 **	.09 *	.15 **	.22 **	-.04	
	D-4										.74 **	.54 **	.59 **	.39 **	.53 **	.52 **	.46 **	.04	.11 **	.13 **	-.03	
	D-5											.50 **	.62 **	.42 **	.53 **	.52 **	.43 **	-.02	.06	.10 **	-.02	
	D-6												.50 **	.57 **	.46 **	.41 **	.43 **	.02	.08 *	.15 **	-.02	
	D-7													.46 **	.47 **	.45 **	.44 **	.09 *	.18 **	.19 **	-.01	
	D-8														.38 **	.37 **	.37 **	-.06	.10 **	.10 **	-.02	
	E-1															.86 **	.65 **	-.01	.11 **	.14 **	-.06	
	E-2																.56 **	.02	.11 **	.12 **	-.04	
	E-3																	-.05	.14 **	.09 **	-.04	
	F-1																			.58 **	.38 **	.01
	F-2																				.35 **	.01
	F-3																					.05
G																						

*: $p < .05$, **: $p < .01$

Table 3-3. 分析に用いた変数の相関係数 (続き)

		夫票																			
		A	B-1	B-2	B-3	C	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	D-7	D-8	E-1	E-2	E-3	F-1	F-2	F-3	G
夫票	A		.42 **	.41 **	.27 **	.31 **	.29 **	.25 **	.17 **	.22 **	.22 **	.20 **	.19 **	.15 **	.25 **	.29 **	.21 **	.04	.08 *	.10 **	.11 **
	B-1			.74 **	.47 **	.31 **	.21 **	.21 **	.13 **	.22 **	.22 **	.20 **	.20 **	.13 **	.25 **	.24 **	.21 **	.01	.04	.08 *	.00
	B-2				.45 **	.35 **	.27 **	.28 **	.17 **	.29 **	.29 **	.24 **	.27 **	.19 **	.31 **	.29 **	.28 **	.02	.10 **	.09 *	-.04
	B-3					.18 **	.16 **	.17 **	.15 **	.17 **	.17 **	.16 **	.19 **	.17 **	.21 **	.16 **	.16 **	.08 *	.11 **	.09 *	-.15 **
	C						.36 **	.40 **	.26 **	.36 **	.33 **	.34 **	.36 **	.22 **	.46 **	.43 **	.44 **	.07	.09 *	.14 **	-.07 *
	D-1							.63 **	.56 **	.63 **	.60 **	.55 **	.54 **	.43 **	.47 **	.46 **	.40 **	.09 **	.12 **	.13 **	-.02
	D-2								.55 **	.67 **	.60 **	.62 **	.67 **	.61 **	.51 **	.50 **	.45 **	.09 *	.14 **	.15 **	-.03
	D-3									.45 **	.49 **	.53 **	.57 **	.52 **	.40 **	.38 **	.36 **	.20 **	.26 **	.27 **	.03
	D-4										.74 **	.54 **	.67 **	.41 **	.49 **	.47 **	.44 **	.10 **	.15 **	.17 **	-.01
	D-5											.53 **	.66 **	.42 **	.45 **	.45 **	.39 **	.09 *	.12 **	.11 **	.00
	D-6												.59 **	.62 **	.44 **	.39 **	.42 **	.13 **	.15 **	.15 **	-.02
	D-7													.56 **	.51 **	.46 **	.48 **	.21 **	.25 **	.21 **	-.07
	D-8														.37 **	.36 **	.38 **	.12 **	.16 **	.17 **	.01
	E-1															.85 **	.59 **	.16 **	.21 **	.18 **	-.07 *
	E-2																.55 **	.15 **	.19 **	.15 **	-.06
	E-3																	.19 **	.29 **	.22 **	-.05
	F-1																		.62 **	.44 **	.03
	F-2																			.47 **	.01
	F-3																				.00
G																					

Table 3-4. 分析に用いた変数の相関係数 (続き)

	夫票																				
	A	B-1	B-2	B-3	C	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6	D-7	D-8	E-1	E-2	E-3	F-1	F-2	F-3	G	
A	.31 **	.21 **	.18 **	.11 **	.27 **	.23 **	.18 **	.16 **	.22 **	.20 **	.20 **	.13 **	.13 **	.27 **	.24 **	.20 **	.00	.01	.06	-.03	
B-1	.21 **	.32 **	.31 **	.26 **	.31 **	.25 **	.23 **	.15 **	.25 **	.29 **	.25 **	.23 **	.19 **	.31 **	.31 **	.23 **	.02	.01	.07	-.13 **	
B-2	.20 **	.31 **	.35 **	.22 **	.29 **	.23 **	.25 **	.16 **	.26 **	.31 **	.24 **	.23 **	.16 **	.33 **	.30 **	.24 **	.00	.00	.11 **	-.09 *	
B-3	.12 **	.15 **	.16 **	.20 **	.23 **	.23 **	.21 **	.16 **	.22 **	.23 **	.24 **	.22 **	.21 **	.29 **	.25 **	.23 **	.03	.04	.09 *	-.16 *	
C	.17 **	.22 **	.21 **	.12 **	.46 **	.30 **	.33 **	.26 **	.37 **	.39 **	.31 **	.35 **	.24 **	.43 **	.40 **	.39 **	.04	.01	.15 **	-.04	
D-1	.17 **	.15 **	.17 **	.13 **	.28 **	.51 **	.38 **	.33 **	.45 **	.40 **	.32 **	.34 **	.25 **	.29 **	.30 **	.28 **	.00	.05	.11 **	.01	
D-2	.14 **	.14 **	.19 **	.12 **	.26 **	.39 **	.53 **	.34 **	.45 **	.41 **	.38 **	.40 **	.35 **	.35 **	.36 **	.33 **	.00	.06	.11 **	-.02	
D-3	.14 **	.11 **	.14 **	.13 **	.18 **	.37 **	.36 **	.50 **	.35 **	.34 **	.37 **	.37 **	.30 **	.25 **	.23 **	.23 **	.06	.12 **	.16 **	.00	
D-4	.17 **	.18 **	.20 **	.13 **	.29 **	.45 **	.43 **	.32 **	.55 **	.49 **	.36 **	.44 **	.29 **	.36 **	.35 **	.34 **	.03	.08 *	.13 **	-.02	
妻票	D-5	.19 **	.18 **	.20 **	.12 **	.27 **	.39 **	.40 **	.32 **	.46 **	.47 **	.33 **	.40 **	.27 **	.38 **	.38 **	.32 **	.01	.05	.07 *	-.03
D-6	.10 **	.15 **	.18 **	.12 **	.23 **	.36 **	.42 **	.36 **	.40 **	.41 **	.57 **	.40 **	.36 **	.28 **	.27 **	.28 **	.04	.03	.13 **	-.07	
D-7	.15 **	.18 **	.20 **	.16 **	.28 **	.32 **	.41 **	.34 **	.39 **	.39 **	.36 **	.44 **	.31 **	.36 **	.37 **	.34 **	.08 *	.11 **	.15 **	.03	
D-8	.12 **	.07	.12 **	.08 *	.16 **	.29 **	.40 **	.33 **	.32 **	.35 **	.39 **	.34 **	.49 **	.27 **	.25 **	.23 **	-.02	.03	.08 *	-.01	
E-1	.20 **	.24 **	.25 **	.19 **	.36 **	.34 **	.37 **	.27 **	.39 **	.35 **	.33 **	.38 **	.29 **	.52 **	.49 **	.41 **	.05	.09 **	.14 **	-.05	
E-2	.21 **	.22 **	.22 **	.18 **	.34 **	.33 **	.36 **	.25 **	.38 **	.34 **	.30 **	.35 **	.26 **	.48 **	.50 **	.36 **	.04	.06	.11 **	-.05	
E-3	.12 **	.21 **	.22 **	.16 **	.34 **	.30 **	.34 **	.27 **	.34 **	.35 **	.32 **	.37 **	.29 **	.42 **	.38 **	.59 **	.07 *	.12 **	.12 **	-.05	
F-1	-.02	-.03	.01	.03	-.02	-.02	-.02	.04	-.06	-.06	.00	-.02	-.03	-.04	-.06	-.02	.17 **	.14 **	.08 *	.00	
F-2	.01	.03	.06	.01	.02	.05	.04	.10 **	.00	.01	.07 *	.07	.09 *	.04	.05	.08 *	.12 **	.23 **	.11 **	.01	
F-3	.01	.04	.07	.07	.06	.07 *	.05	.13 **	.05	.06	.10 **	.08 *	.07	.04	.04	.05	.15 **	.16 **	.25 **	.01	
G	.05	-.04	-.07 *	-.07	-.11 **	-.04	-.08 *	-.01	-.05	-.04	-.03	-.10 **	-.05	.03	-.01	-.08 *	.04	-.01	-.01	.36 **	

*, $p < .05$, **, $p < .01$

Table 3-5.

相談相手としての信頼および普段の夫婦関係に関する探索的因子分析と因子間相関

	妻					夫				
	F1	F2	F3	F4	M(SD)	F1	F2	F3	F4	M(SD)
F1：相談相手としての信頼	$\alpha=.84$					$\alpha=.78$				
誠実に対応すると思う	.90	.02	-.04	-.01	4.44 (0.79)	.90	-.04	-.01	-.02	4.23 (0.87)
気持ちをわかって くれると思う	.89	-.00	.03	-.01	4.36 (0.76)	.83	.04	.03	.00	4.30 (0.79)
詐欺だと見抜くことが できると思う	.60	.01	.06	.04	4.03 (0.81)	.52	.03	-.00	.08	3.77 (0.89)
F2：コミュニケーション	$\alpha=.91$					$\alpha=.91$				
TVや新聞などのニュース で報道される内容	-.00	.82	-.07	-.03	4.29 (1.09)	.03	.71	.06	-.05	4.16 (1.07)
互いの健康	.00	.80	.03	-.04	4.03 (1.22)	-.01	.81	.05	-.04	3.93 (1.21)
住んでいる地域や ご近所のこと	-.08	.75	-.03	.11	3.48 (1.39)	-.05	.66	-.02	.17	3.33 (1.34)
嬉しかったこと、 楽しかったこと	.10	.74	.04	.02	4.36 (1.08)	.04	.78	.03	-.03	4.24 (1.12)
腹が立ったり 疑問に思っていること	.00	.74	.07	-.04	4.16 (1.19)	.05	.78	-.01	-.06	3.96 (1.24)
家族のこと	.04	.70	.01	.01	3.83 (1.26)	.01	.74	-.02	.02	3.64 (1.32)
自分の趣味や 活動に関わること	.05	.66	.03	.11	3.64 (1.42)	.00	.77	.02	.11	3.53 (1.41)
家計のこと	-.01	.62	.01	-.04	3.03 (1.49)	-.04	.67	-.02	.06	2.97 (1.46)
F3：夫婦関係内アプローチ	$\alpha=.86$					$\alpha=.85$				
問題を話しあえるよう、 配偶者との時間を持つ	-.02	-.04	1.04	-.00	3.76 (1.10)	-.00	-.00	.95	.00	3.79 (1.04)
配偶者と話し合おうとする	.03	.09	.79	.02	3.91 (1.05)	-.01	.00	.90	-.02	3.92 (1.00)
互いに楽しめることを 配偶者と一緒にする	.06	.21	.50	-.01	3.18 (1.25)	.04	.22	.43	.15	3.21 (1.21)
F4：夫婦関係外アプローチ	$\alpha=.71$					$\alpha=.76$				
友人と多くの時間を過ごす	.05	-.05	-.07	.82	2.89 (1.13)	-.02	-.03	.01	.76	2.46 (1.09)
配偶者とは別に普段より 社会的な催しに参加する	-.03	.02	.05	.72	2.63 (1.23)	.01	-.01	.02	.82	2.38 (1.17)
仕事や地域などで新たに手間 のかかる役割を引き受ける	-.05	.12	.05	.47	2.25 (1.13)	.04	.07	-.00	.56	2.18 (1.14)
因子相関	F2	.44				.34				
	F3	.45	.63			.34	.63			
	F4	.03	.10	.08		.08	.23	.25		

相談行動意図を規定する因果モデル

得られた因子をもとに、仮説モデルを APIM 分析によって検証した。分析の結果 Figure 3-4 が得られた。なお、係数の固定は行わなかった。モデルの適合度は $\chi^2(681) = 1483.591, p < .01$, CFI=.95, TLI=.94, RMSEA=.04 (90%CI=[.03-.04]), SRMR=.07 であり、十分な適合度が得られたと判断した。

関係満足度に対しては、妻と夫の双方で コミュニケーション (妻： $\beta=.27, p < .01$, 夫： β

=.22, $p < .01$) と 夫婦関係内アプローチ (妻: $\beta = .42, p < .01$, 夫: $.35, p < .01$) が正の影響を与えていることが確認された。しかし、夫婦関係外アプローチは、妻のみで関係満足度に負の影響 ($\beta = -.16, p < .01$) を与えていた。

関係満足度が相談行動意図に与える影響については、直接効果は夫でのみ有意であった ($\beta = .16, p < .01$)。パートナー効果についてみると、妻の関係満足度が夫の相談行動意図には影響を与えない一方、夫の関係満足度が妻の相談行動意図に正の影響を与えている ($\beta = .12, p < .05$) ことが確認された。

関係満足度が相談相手としての信頼に与える影響については、妻と夫の双方で正の影響を与えていた (妻: $\beta = .46, p < .01$, 夫: $\beta = .36, p < .01$)。また、相談相手としての信頼が相談行動意図に与える影響についても妻と夫の双方で正の影響を与えていた (妻: $\beta = .49, p < .01$, 夫: $\beta = .43, p < .01$)。これらから、関係満足度が相談相手としての信頼を媒介して相談行動意図に影響を与えていることが確認された。

統制要因とした被害リスク認知は、夫でのみ正の影響 ($\beta = .14, p < .01$) を与えており、妻では有意な傾向はみられなかった。

以上より、コミュニケーションと問題対処方略は関係満足度に影響を与えることが明らかになった。妻では、関係満足度は相談相手としての信頼を媒介し、相談行動意図を規定する間接効果が見られた。夫では、関係満足度は相談相手としての信頼を媒介して相談行動意図を規定する間接効果だけでなく、直接効果も見られた。また、夫の関係満足度が妻の相談行動意図に影響を与えるパートナー効果が確認された。

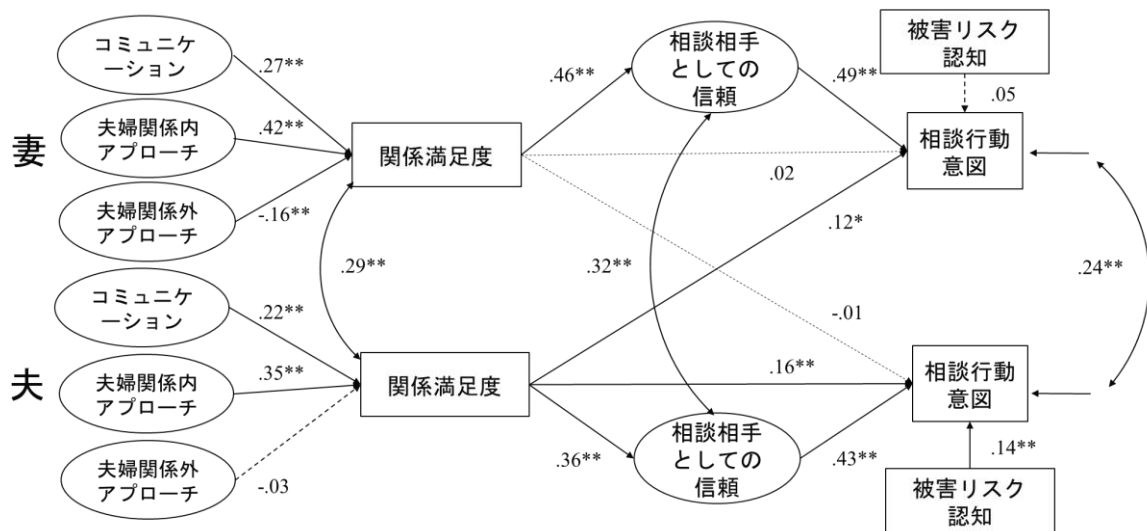


Figure 3-4. 相談意図に影響を及ぼす各要因間の関係性

($\chi^2(681) = 1483.591, p < .01$, CFI = .95, TLI = .94, RMSEA = .04 (90%CI = [.03 - .04]), SRMR = .07, *: $p < .05$, **: $p < .01$, 誤差項及び「コミュニケーション」, 「夫婦関係内アプローチ」, 「夫婦関係外アプローチ」, 「相談相手としての信頼」を構成する観測変数間の相関パスは省略した。)

3.4 議論とまとめ

相談行動意図の規定因

本章の目的は、詐欺電話を受けた時の夫婦間の相談行動意図の規定因を検討することであった。その際、相談行動を援助要請と自己開示の二つの側面から捉え、普段の夫婦間のコミュニケーションや問題対処方略、関係満足度、配偶者に対する相談相手としての信頼が相談行動意図に与える影響を検討した。分析にあたっては、家族構成により詐欺被害の遭いやすさやコミュニケーションに違いがあると考えられることから、高齢者夫婦のみ世帯のペアデータを用いて実証的に検討を行った。

まず、妻・夫ともに、普段のコミュニケーションの程度や夫婦関係内での問題解決をとる問題対処方略が、関係満足度と有意に関連していることが明らかになった。これらは国内 (石盛他, 2017; 野澤, 2008) , 海外 (Bowman, 1990; Noller et al., 2001) の研究結果と一致するものであった。

次に、関係満足度と詐欺電話を受けた時の相談行動意図の関係については、夫において、アクター効果およびパートナー効果が確認された。関係満足度が本人の相談行動意図に影響を与えるアクター効果は、相談行動を援助要請—援助授与という側面でもとらえた際に、関係満足度が問題解決にむけたコミュニケーション (Sanford, 2003) や、夫婦間の援助行動の認知 (Verhofstadt et al, 2007) を促すとする既往研究や、相談行動を自己開示ととらえた際に、関係満足度が自己開示と正の線形関係にあるとする既往研究 (Gilbert, 1976; Hansen & Schuldt, 1984; Jorgensen & Gaudy, 1980; Rosenfeld & Bowen, 1991) の結果と一致する。

夫の関係満足度が妻の相談行動意図に与えるパートナー効果についても、夫の関係満足度が妻の抑うつ症状に影響を与えるとする既往研究の知見 (Wang et al, 2014) と一致するものであった。妻と夫のどちらの関係満足度が影響を持つかについては、研究によって異なる結果が得られており、Wang et al. (2014) は調査対象者の年代の違いから考察している。つまり、調査対象者が高齢者の場合は (Wang et al., 2014) , 中国の伝統的な価値観において夫が家庭生活で支配的であるために夫の関係満足度が妻に影響を与えた一方、調査対象者が中年期の場合は (Miller, Mason, Canlas, Wang, Nelson & Hart, 2013) , 女性の社会進出が進み家庭における妻の役割が変化したため、逆に妻の関係満足度が夫に影響を与えたと解釈している。本章においても夫の関係満足度が妻に与える影響を持っていたが、同様に考えれば、我が国においても特に高齢夫婦世帯では夫が家庭において大きな影響力を持ち、妻の心理に影響を与えていることが考えられる。警察庁 (2020) では、特殊詐欺の被害者は女性が多いことが報告されている。本章でも電話を取る頻度は女性が高いことが示され、特殊詐欺に曝露するリスクは男性に比べて女性が高いといえる。特殊詐欺の被害を防ぐ鍵となる妻の相談行動意図に、パートナーである夫の関係満足度が影響していることには注目すべきであろう。

相談相手としての配偶者に対する信頼は、妻と夫の双方で相談行動意図と関連していた。この結果は、信頼が自己開示の規定因であるとする既往研究の結果 (Steel, 1991; Wheelless & Grotz, 1977) によっても支持される。また、関係満足度が信頼に与える影響についても、妻・夫共に確認された。本章においては、夫婦間の普段の関係満足度が詐欺電話を受けるという特定状況下の信頼に影響を与えることが示された。これは夫婦間の日常的な関係構築が、詐欺電話を受けた時という緊急時にも効果を発揮するものだといえよう。これまで夫婦関係における自己開示が持つ役割については、伊藤・相良・池田 (2007) など以外では扱われてこなかったが、犯罪予防の文脈においても適応可能であり、扱う意義があると考えられる。

統制要因として扱った被害リスク認知は、夫では相談行動意図に影響を与えていたものの、妻では影響が確認されなかった。既往研究では、被害リスク認知は犯罪予防行動に影響しており (Madero-Hernandez et al., 2016) , 実際の特種詐欺予防のための教育でも、被害の発生件数や手口の情報を伝えて被害リスク認知を高める介入が行われている。しかし本章の結果からは、特に特種詐欺に曝露するリスクの高い女性においては、夫に対する相談行動意図は夫婦の普段の関係性や、相談相手としての信頼に規定されるため、特種詐欺の被害リスク認知を高める介入は必ずしも効果的でないことが示唆される。詐欺電話を受けた時の相談行動を促すためには、夫婦間でのコミュニケーションの重要性を訴求するといった対処行動の動機づけが有効であると考えられる。

本章の意義

本章の第一の意義として、夫婦研究における関係満足度を、犯罪予防という新たな場面で取り扱ったことが挙げられる。関係満足度が夫婦の行動に与える影響については、その検証の必要性は指摘されてきたものの (Fincham & Bradbury, 1990) , 実際の適用場面は、健康場面 (Peyrot, McMurry & Hedges, 1988; Shehan, 1987; Taniguchi, Akechi, Suzuki, Mihara & Uchitomi, 2003) にとどまってきた。本章では、犯罪被害の予防という先行研究とは異なる場面で、関係満足度が行動意図に与える影響を示した。関係満足度の高さが、特種詐欺の被害予防といった場面でも恩恵をもたらす可能性が示されたことは意義があると考えられる。

第二に、犯罪予防場面における援助要請研究としての新規性が指摘できる。これまで、犯罪に遭遇した被害者が被害後に警察や第三者への相談行動をとることを、援助要請の枠組みで検討した研究は多く見られる (Jasinski & Mustaine, 2001; McCart, Smith & Sawyer, 2010) 。これに対し本章は、詐欺電話を受けた時の相談行動を扱っており、被害発生直前で犯罪を防ぐことを企図している。島田 (2019) は未遂被害時の相談・通報は、加害者の逮捕や周辺住民への広報に繋がるため、他者の被害予防にも有効であることを示している。本章で未遂被害時の援助要請を検討したことは、本人の被害の未然防止だけでなく、他者の被害を防ぐという意味で、実務的な意義も有する。

第三に、本章の関心のある層である高齢夫婦のみ世帯を住民基本台帳から抽出し、偏りの

少ないサンプルを調査対象としたことが挙げられる。我が国の援助要請や自己開示研究の多くは大学生などの若年者を扱っているものが多く (永井, 2013; 梅垣, 2017) , 夫婦のペアデータを扱った研究では, 子育て世帯を調査モニターか調査協力の得られた施設を対象に調査していた (神谷, 2013; 狩野, 2018; 加藤・神谷, 2018) 。これに対し, 本章は関心のある層の人口比に応じた層化抽出を用い, さらに 60%を超える高い回収率を得ていることから, より偏りの少ないサンプルを得ていると考えられる。これは, 従来の心理学研究において研究蓄積のある援助要請や自己開示の枠組みを, 詐欺脆弱性の高い高齢夫婦のみ世帯に適用し, 詐欺被害の未然防止という社会的課題の解決にむけて応用したものといえる。

第四に, 詐欺手口や被害状況を伝える注意喚起が中心であった従来の広報や教育介入に代えて, 実際の詐欺電話遭遇場面を想定し, 夫婦間の相談行動を促進するアプローチを提案できる点が挙げられる。本章では, 特に被害者の多くを占める高齢女性にむけた対策を講じる上で具体的な示唆が得られている。まず, 固定電話の受話や, 単独で在宅する頻度が妻の方が高いことから, 詐欺電話への接触可能性が高いことが明らかになった。分析からは, 詐欺電話を受けた時の夫婦間の相談行動に被害リスク認知は影響を与えておらず, 従来型の被害リスク認知を高めることを目的とした広報や教育介入では, 家族への相談行動は促進できない可能性が高いことが示唆された。一方, 妻の相談行動意図には, 夫に対する相談相手としての信頼と, 夫の普段の夫婦関係満足度が関連していた。さらに, 関係満足度は直接的に相談行動意図に影響を与えず, 相談相手としての信頼を媒介する必要があることが示された。本章が取り扱った変数のうち, 夫婦の関係性は介入や操作は容易ではないが, 詐欺電話を受けた場合の相談相手として配偶者をどう認知するかは, 介入による操作が比較的容易であろう。本章の結果を踏まえると, 例えば夫婦を対象とする防犯教室での教育介入の可能性が考えられる。防犯教室で電話がかかってきた際の相談行動のリハーサルを行い, 夫に相談することで解決するという行動プロセスを体験させ, 詐欺電話を受けた時の有力な相談相手として夫を認識するきっかけをつくることや, 夫婦の関係満足度に応じた複数のシナリオを用意し, 夫婦の実態に沿った相談プロセスを経験させるといった方法が有効である可能性があるだろう。今後, 本章の結果に基づき, 高齢夫婦の詐欺被害予防のために, 夫婦間のコミュニケーションを活性化させる教育介入プログラムを策定し, 地域での高齢者教室で有効性を検証することが期待される。

本章の課題

最後に本章の課題と今後の展望に触れる。第一に, 本章は一時点の横断的な分析に留まることが課題として挙げられる。今回扱った夫婦間の行動と関係満足度は, 相互に影響し合い一方の効果を持つものではない。三時点のパネルデータを使った研究では, 過去の夫婦関係満足度が将来の夫婦間の行動や関係満足度に影響を与えることが示されている (Johnson & Anderson, 2013) 。今回は一時点で取得したデータをもとに分析を行ったが, 今後縦断的な研

究デザインを導入することにより、それまでの夫婦関係が、詐欺電話を受けた時などの特定の状況下における行動に与える影響を明らかにすることが望まれる。

第二に、変数の妥当性が挙げられる。目的変数については、相談行動意図を単一項目で測定したが、詐欺手口の違いによって、相談行動のもつ性質が援助要請であるか、自己開示であるかが異なる可能性がある。今後手口ごとに相談行動意図を尋ね、被援助志向性といった回答者の心理特性を含めて分析することで、夫婦間の詐欺電話を受けた時の相談行動のメカニズムをより詳細に明らかにすることができると思われる。また、今回は詐欺電話の接触経験が多くないことが想定されたために、実際の行動ではなく、行動意図を仮想的に尋ねた。行動意図は必ずしも行動を予測しないことが知られているため (Sheeran, 2002) , 相談行動意図が詐欺電話を受けた時の相談行動に影響するか否かを確認する必要がある。この際も、複数時点の縦断調査が有効である。なお、独立変数についても、「自分は大丈夫」といった楽観性の認知や意思決定尺度等の認知要因、過去の被害や詐欺電話の遭遇経験といった個人要因が相談行動に影響を与えることが想定される。しかし、今回は夫婦の二者関係に関する要因に焦点をあてたために扱うことができなかつたため、今後の検討としたい。

第三に、回答者のバイアスの問題が挙げられる。本章は相談行動を普段の夫婦関係の延長に位置付けていたことと、配偶者の持つパートナー効果に関心があつたために夫婦ペアのデータを収集した。しかし、調査票の回収にあたり、妻と夫両方の質問紙を2部揃えて返送することを求めたため、今回得られたデータは夫婦での協力的な行動をとりやすい世帯の回答に偏った可能性がある。夫婦での相談行動の可能性が著しく低い世帯や、独居世帯を含む他の家族類型における詐欺被害予防については、本章が提案する方法を用いることは困難であるため、個別の面接など異なるアプローチでの研究・解決方法の検討が望まれる。

高齢者を狙った特殊詐欺はその財産を奪うため、被害世帯に深刻な問題を発生させる。日本人の平均寿命は世界的にみてもトップクラスであり、高齢者の老後の備えを守ることの重要性はいうまでもない。犯罪被害はともすれば被害者の自己責任として捉えられがちであるが、個人の心がけだけでは防ぎきれない現状にある。高齢者全体の被害リスクの削減のためには、集団内の相互作用に着目した新たな介入が有望であり、行動科学の知見を活用した方法の検討が求められる。

第4章

地域における犯罪予防行動

4.1 本章の目的

本章では特殊詐欺被害の未然予防に向け、詐欺電話に接触した際の関係各所への情報提供により地域における集中的な注意喚起と加害者の検挙が行われる犯罪抑止プロセスを想定し、詐欺電話接触時の他者への情報提供行動を規定する要因を検討する。その際、情報提供は他者の被害抑止という他者のための行動であることから、本章では社会的な行動に位置づける。地域の安全に資するインフォーマルな社会統制や地域社会の社会的な行動には、行動主体と地域との関わりが影響することが指摘されていることより (2.5.3 項)、普段の地域との関わりが詐欺電話接触時という特定状況下における行動意図に与える影響を検討する。

また本章では、行動主体として、詐欺電話への接触可能性が高く、情報提供という向社会的な行動をとりやすいと考えられる高齢夫婦のみ世帯を想定する (1.2.3 項)。高齢夫婦のみ世帯の行動促進には二者関係が影響を持つことが指摘されていることにより (1.3.2 項)、行動主体の普段の地域および配偶者との関わりに焦点をあて、普段におけるまちづくりとの関わりが犯罪予防行動に与える影響を検証する。

4.1.1 本章の目的および仮説モデル

本章では、詐欺電話等の接触があった際の他者への情報提供行動を向社会的行動に位置づけ、情報提供意図を高める要因を明らかにすることを目的とする。特に、情報提供意図と普段におけるまちづくりへの参加意識、普段におけるまちづくりへの参加意識と日常における夫婦関係との関連を明らかにする。これらにより、普段における地域や家族との関わりが、情報提供行動を促進する可能性を議論する。

本章では、Figure 4-1 に示される仮説を検証する。この仮説は、①普段におけるまちづくりへの参加意識が、詐欺電話等の接触時という特定状況下における向社会的行動である情報提供意図を高めることを仮定する部分と、②普段の夫婦関係がまちづくりの参加意識を高めることを仮定する部分から構成される。

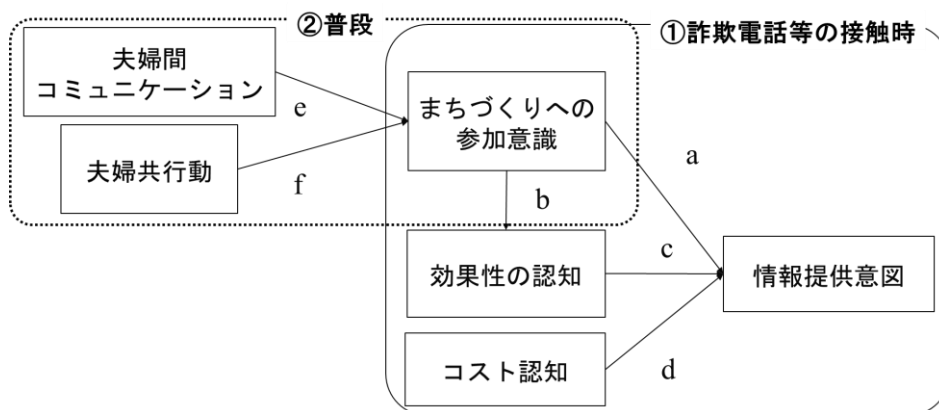


Figure 4-1. 本章における仮説モデル

①では、普段における「まちづくりへの参加意識」が、他者への「情報提供意図」を高めると仮定する (パス a)。これは、普段のまちづくり活動への参加に対する意識が、他のまちづくり施策への評価や参加意図に影響を与えるとの知見に基づく (谷口・松中・芝池, 2008; 橋本・恒藤, 2018; 古川・橋本, 2010)。また、普段からまちづくりへの参加をしている人は、自身が及ぼす社会への効果を認識する機会があるため (中山, 2016; 妹尾・高木, 2002), 情報提供行動の効果性を認知しやすいことを仮定し, パス b を設定する。

①の統制変数として、「効果性の認知」と「コスト認知」を設定し, それぞれパス c と d を設定する。これは, 人が何らかの問題に直面した際の相談行動に影響を与える要因として, 予測される利益やコストの見積もりが影響するとする社会心理学における援助要請行動研究に基づく (永井・新井, 2007)。

②については、普段の夫婦関係が「まちづくりへの参加意識」を高めると仮定する (パス e, f)。これは, 身近な他者との関係性が, 個人の意識や行動に影響を及ぼすという既往研究 (古村, 2017; 安藤ら, 2019) に基づく。なお, 夫婦関係はコミュニケーションや共行動の程度によって規定される (石盛ら, 2017; 福島・沼山, 2018) ため, 本章においても, 「夫婦間コミュニケーション」と「夫婦共行動」を概念として設定した。

これらの仮説をもとに, 警察, 行政, 地縁組織 (町内会やサークルなど), 近隣住民 (近所の人, 友人など) の, 情報提供が期待される対象ごとにモデルを作成し分析を行う。

4.2 方法

調査概要

分析に用いたデータは第三章と同じものを用いた。

質問紙の構成

最終的な従属変数となる, 向社会的行動としての「情報提供意図」については, 警察, 行政 (区役所), 地縁組織 (町内会やサークルなど), 近隣住民 (近所の人, 友人など) の, 情報提供の対象ごとに, 「あなたが, 詐欺かもしれないと思う不審な電話を受けた時, そのことを, 次の人に知らせると思いますか」を「必ず知らせる」から「知らせない」の 5 段階で尋ねた。

情報提供意図の独立変数となる「まちづくりへの参加意識」については, 既往研究 (谷口・松中・芝池, 2008; 橋本・恒藤, 2018; 古川・橋本, 2010; 柿本・山田, 2013) を参考に「自分はまちづくりに積極的に参加している」を「そう思わない」から「そう思う」の 5 段階で尋ねた。用語「まちづくり」は多義的であるが, 本章では具体的な定義をせずに問い, その解釈を回答者に委ねている。これは, 現実的にまちづくりを構成する要素すべての活動への参加意識を列挙して問うことは難しいこと, 過去の研究 (谷口・松中・芝池, 2008; 橋本・恒藤,

2018; 古川・橋本, 2010; 柿本・山田, 2013) において、まちづくりへの参加意識を問う際に、同様に具体的な活動を特定せずに問うていること等による。

統制変数となる「効果性の認知」については、「情報提供をすることで被害を減らすことができる」、「情報提供することで犯人の逮捕等につながる」の2項目を、「コスト認知」としては、「情報提供するには通報窓口の連絡先等を調べなければならず、手間がかかる」、「情報提供すると事情を聞かれて面倒なことになる」の2項目を、それぞれ「そう思わない」から「そう思う」の5段階で尋ねた。

「まちづくりへの参加意識」の独立変数とした夫婦関係の項目は、伊藤・相良 (2012) の愛情尺度をもとに作成した。具体的には、「夫婦間コミュニケーション」については、「うれしかったこと、楽しかったことについて」、「腹が立ったり疑問に思っていることについて」、「自分の趣味や活動にかかわることについて」、「互いの健康について」、「家計のことについて」、「家族のことについて」、「TV や新聞のニュースで報道される内容について」、「住んでいる地域のことやご近所のことについて」の話題ごとに「ほぼ毎日話す」から「ほとんど話さない」の5段階で尋ねた。「夫婦共行動」については、「買い物」、「外食」、「旅行」、「運動 (散歩など)」、「趣味の活動」の行動について、配偶者とともに行う程度を「ほとんどしない」から「ほぼ毎日する」の5段階で尋ねた。

分析方法

本調査は夫婦のみ世帯を対象に夫婦両方の回答を求めており、得られるデータは、個人レベルと世帯 (集団) レベルという階層性を持っている。このようなデータ構造のもとでは、個人レベルで観測されるデータは、ネストされる世帯 (集団) 内で類似する可能性が高い。この類似性を無視して回帰分析を行うと、推定値の標準誤差が小さく推定され、解釈に誤りが生じる可能性が高い。そのため、統計的に集団内の類似性を評価したうえで、必要に応じてマルチレベル分析を用いることにより、バイアスを除いたパラメータ推定とする必要がある。

そのため、本章では、分析に用いる変数の因子の妥当性と信頼性の確認後、回答の集団内類似性を評価した後、階層性を持つデータ分析に対応したマルチレベル分析 (マルチレベル Structural Equation Modeling: SEM) を行う。これにより、個人レベルと世帯レベルでの情報提供行動のプロセスを分離して解釈する。なお、分析には主成分分析に SPSS ver. 26 を、マルチレベル分析に HAD16.0 (清水, 2016) を用いる。

4.3 結果

仮定した尺度の一次元性と夫婦間の類似性の確認

まず、仮定した概念に対して設定した尺度の妥当性と、マルチレベル分析を用いることの妥当性を確認する。

用いた尺度の一次元性を確認するために、概念ごとに主成分分析を行ったところ、それぞれ第一主成分のみが抽出された。Cronbach の α 係数は、「効果性の認知」が .80, 「コスト認知」が.75, 「夫婦間コミュニケーション」が.91, 「夫婦共行動」が.75 であった。以上より、各概念の測定は妥当であったとみなし、各尺度に対応する設問への回答の和を分析に用いた。各変数の要約統計を Table 4-1, 相関係数を Table 4-2 に示す。

Table 4-1. 各変数の要約統計

	妻				夫			
	最小値	最大値	平均値	標準偏差	最小値	最大値	平均値	標準偏差
情報提供意図（警察）	1	5	3.65	1.18	1	5	3.52	1.17
情報提供意図（行政）	1	5	2.79	1.14	1	5	2.72	1.12
情報提供意図（地縁組織）	1	5	2.73	1.22	1	5	2.47	1.18
情報提供意図（近隣住民）	1	5	3.27	1.26	1	5	2.69	1.24
まちづくりへの参加意識	1	5	2.77	0.96	1	5	2.68	1.02
効果性の認知	2	10	8.62	1.70	2	10	8.36	1.82
コスト認知	2	10	6.71	2.11	2	10	6.80	2.12
夫婦間コミュニケーション	8	40	30.81	7.92	8	40	29.72	8.12
夫婦共行動	5	25	9.36	3.62	5	25	9.67	3.73

Table 4-2. 各変数の相関係数

	A-1	A-2	A-3	A-4	B	C	D	E
A-1: 情報提供意図(警察)		.539 **	.346 **	.319 **	.348 **	-.217 **	.101 **	.057 *
A-2: 情報提供意図(役所)			.523 **	.393 **	.251 **	-.144 **	.110 **	.071 **
A-3: 情報提供意図(地域)				.715 **	.259 **	-.202 **	.121 **	.033
A-4: 情報提供意図(近所)					.289 **	-.152 **	.126 **	.054 *
B: 効果性の認知						-.080 **	.173 **	.086 **
C: コスト認知							-.029	-.058 *
D: 夫婦間コミュニケーション								.444 **
E: 共行動								

*: $p < .05$, **: $p < .01$

次に、各変数の集団内の類似性について、夫婦の回答がそろっている世帯の回答 (874 世帯) を対象に、全体の分散に対する世帯レベルの分散の割合を示す級内相関係数を算出した (Table 4-2)。その結果、各変数の級内相関係数は .27~ .80 であり、すべて有意であった (p

<.01)。これらにより、データの階層性の存在が確認された。特に、マルチレベル SEM において従属変数とした「情報提供行動意図」と「まちづくりへの参加意識」において、有意な級内相関が確認されたことから、マルチレベル分析を用いることの妥当性が確認された。

Table 4-3. 変数の級内相関

変数	級内相関	95%下限	95%上限
情報提供意図（警察）	.390 **	.329	.447
情報提供意図（行政）	.387 **	.322	.448
情報提供（地縁組織）	.319 **	.250	.384
情報提供（近所住民）	.266 **	.197	.332
効果性の認知	.301 **	.237	.362
コスト認知	.293 **	.227	.357
夫婦間コミュニケーション	.636 **	.591	.676
共行動	.802 **	.776	.826

**: $p < .01$

情報提供意図を規定する因果モデル

情報提供意図とまちづくりへの参加意識との関連 推定される分散を非負とする制約をかけたうえで、マルチレベル SEM により各要因間の関連を推定した (Figure 4-2) (パス係数は標準化後のもの)。モデルの適合度指標は、情報提供の対象ごとに、警察への情報提供意図モデルが CFI= .913; RMSEA= .059, 行政への情報提供意図モデルが CFI= .899; RMSEA= .058, 地縁組織への情報提供意図モデルが CFI= .916; RMSEA= .060, 近隣住民への情報提供意図モデルが, CFI= .909; RMSEA= .058 が得られた。これらより、推定されたモデルは、得られたデータに対して適合していると考えられる。

統制変数とした「効果性の認知」と「コスト認知」からの効果を考慮した時、「まちづくりへの参加意識」と「情報提供意図」との関連については、個人レベルでは、すべての情報提供相手に対して有意であり、世帯レベルでも警察以外に対する場合で有意であった ($p < .05$)。情報提供相手ごとに係数を比較すると、警察と行政に対する情報提供意図は個人レベルではそれぞれ .16, .17, 世帯レベルでは .05, .21 であるのに比べ、地縁組織や近隣住民への情報提供意図は個人レベルで .28, .20, 世帯レベルで .52, .33 と、より強い関連が確認された。

「まちづくりへの参加意識」の、「効果性の認知」を介した「情報提供意図」への効果を示す 2つのパス (Figure 4-1 の b および c) を見ると、すべての提供相手に対して、個人レベル、世帯レベルともに、有意であった ($p < .05$ 。ただし世帯レベルの「効果性の認知」と「情報提供意図」との関連については $p < .10$)。係数を見ると、情報提供相手ごとには大きな差はみられないが、個人レベルと世帯レベルの比較で見ると、すべての提供対象の場合で世帯レベルの効果のほうが大きくなっていた。

以上より、「まちづくりへの参加意識」は、情報提供の対象を問わず、「情報提供意図」に影響することが明らかになった。しかし、警察と行政、地縁組織と近隣住民の場合では、そのメカニズムが異なる傾向が確認された。

夫婦関係とまちづくりへの参加意識との関連 推定されたモデル (Figure 4-2) では、すべての情報提供相手の場合に、「夫婦間コミュニケーション」は、個人レベル、世帯レベルともに、まちづくりへの参加意識を高めることが示された ($p < .05$)。係数を比較すると、情報提供相手による差異は比較的小さかったが、個人レベルと世帯レベルで比較すると、情報提供相手ごとのモデルにおいて世帯レベルの係数は、警察が .44、行政が .42、地縁組織が .41、近隣住民が .43 であり、個人レベルの係数 (警察=.11, 行政=.09, 地縁組織=.10, 近隣住民=.11) よりも大きかった。「夫婦共行動」については、個人レベルでのみ、すべての提供相手において有意であった ($p < .05$)。世帯レベルでは、すべての提供相手において有意な効果はみられなかった。

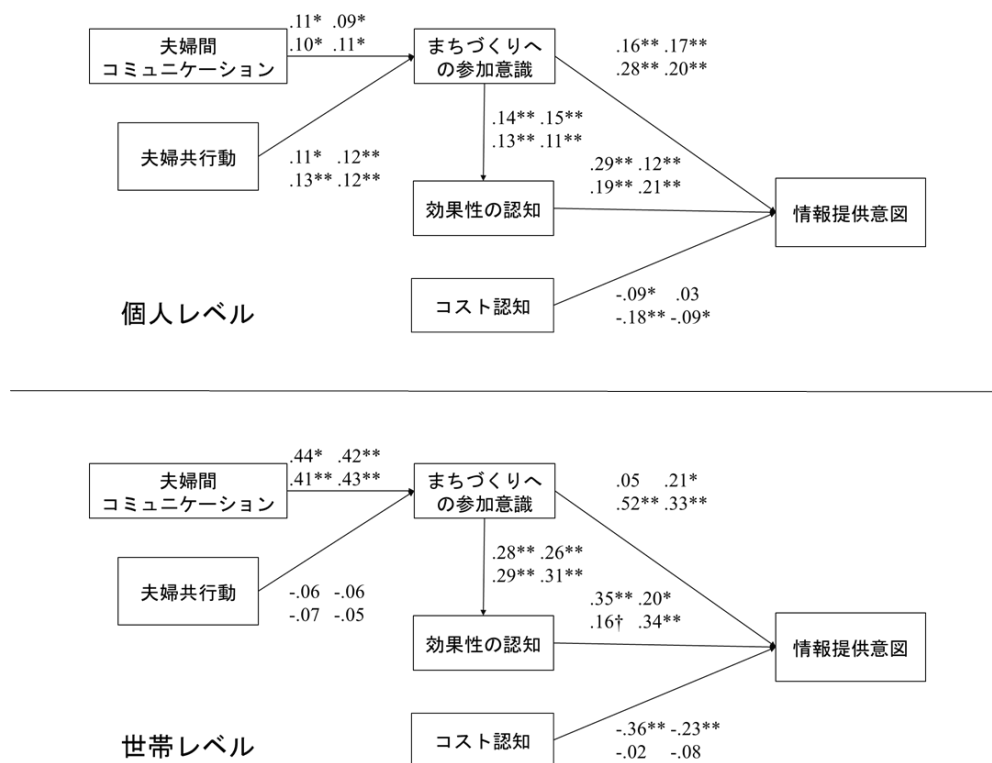


Figure 4-2. 情報提供意図に影響を及ぼす各要因間の関係性

(左上 (警察) CFI=.913; RMSEA=.059, 95%CI=[.043, .075]; SRMR=.052, AIC=129.501 Within=.051, Between=.053, 右上 (行政) CFI=.899; RMSEA=.058, 95%CI=[.042, .075]; SRMR=.051, AIC=125.855 Within=.054, Between=.050, 左下 (地縁組織) CFI=.916; RMSEA=.060, 95%CI=[.044, .077]; SRMR=.052, AIC=129.944 Within=.052, Between=.052, 右下 (近隣住民) CFI=.909; RMSEA=.058, 95%CI=[.043, .075]; SRMR=.052, AIC=127.463 Within=.056, Between=.049 **: $p < .01$; *: $p < .05$; †: $p < .10$)

4.4 議論とまとめ

情報提供意図の規定因

以上の結果より、普段のまちづくりへの参加意識や夫婦の関わりが、向社会的行動としての詐欺電話等接触時の情報提供行動の意図に関連するとする本章の仮説は、おおむね支持されたと考えられる。本章で扱った情報提供行動は、まちづくりへの参加が新たな向社会的行動を促進するとする既往研究(谷口・松中・芝池, 2008; 橋本・恒藤, 2018; 古川・橋本, 2010; 柿本・山田, 2013)において扱われてきた向社会的行動と同様なメカニズムのもと表出するものととらえられよう。

一方、こうした普段のまちづくりへの参加意識や夫婦の関わりが情報提供意図を高めるメカニズムは、情報提供の相手先によって若干異なっていた。「まちづくりへの参加意識」が「情報提供意図」に与える影響が、その情報提供の相手先により異なっていたことについては、まちづくりにおける各情報提供相手の位置づけの違いと関連させて解釈できる。つまり、警察や行政に比較し、地縁組織や近隣住民は、市民がまちづくりを一緒に行う主体であるため、「まちづくりへの参加意識」が、特に情報提供意図を高めたものと考えられる。

夫婦関係の概念として設定した2変数と「まちづくりへの参加意識」との関連では、個人レベルでも世帯レベルでも「夫婦間コミュニケーション」がより強く関連していた。この背景にあるメカニズムとして、夫婦のうちの片方が経験したまちづくりへの参加経験が、コミュニケーションを通じて配偶者にも共有されたことにより、自身が参加していない場合であっても、「まちづくりへの参加意識」が高まった可能性がある。一方、「夫婦共行動」については、個人レベルと世帯レベルで異なり、個人レベルでは有意である一方、世帯レベルでは有意な傾向はみられなかった。その理由として、共行動はコミュニケーションと比較した場合に、夫婦のうち一方のまちづくりの参加経験が共有されにくいという可能性が考えられる。夫婦関係満足度の研究では、夫婦間のコミュニケーションを促進することは、共行動を行うことに比べ、より満足度を高めること、また双方の満足度を高めるためにはコミュニケーションの充実を夫婦ともに認知している必要があることが指摘されている(石盛ら, 2017)。夫婦間でのコミュニケーションは夫婦間での共通認識を形成する意味があり、本章における「まちづくりへの参加意識」についても同様のメカニズムのもとで形成されたものと考えられる。

レベル別の因果モデルが示唆する意識共有が持つ影響力の違い

個人レベルと世帯レベルでの因果関係の違いからは、意識の共有がもつ影響の大きさの違いが示唆されている。まちづくりへの参加意識が情報提供意図に与える影響は、個人レベルでは全ての情報提供先において有意な一方で、世帯レベルでは警察に対しては非有意となり、他の情報提供先については係数が大きくなっていた。これは、夫婦共にまちづくりへの参加

意識が高い世帯の場合は、まちづくりへの参加意識が行政、地縁組織、近隣住民への情報提供意図により強く影響する傾向にあることを示していた。これは、まちづくりへの参加意識が高い世帯は情報提供する傾向にあるが、警察への情報提供を喚起する場合には、まちづくり以外の文脈での動機付けが必要であることを示唆している。一方配偶者よりまちづくりへの参加意識が高い傾向にある個人は、全ての情報提供先に対して情報提供する傾向にあるもののその影響は比較的弱いことを示している。

本章の意義

本章の学術的な意義として2点があげられる。第1に、「まちづくりへの参加意識」が寄与する向社会的行動として、これまでに検討されてこなかった情報提供行動を扱った点が挙げられる。これは、普段におけるまちづくりという既存の概念を特殊詐欺予防の文脈に拡大したものと見える。

第2に、「まちづくりの参加意識」の規定因として、夫婦間でのコミュニケーションを検討した点があげられる。これまでも普段のまちづくりへの参加意識が、向社会的行動を促進することが指摘されていたが、まちづくりへの参加意識が、さらにどのような要因に規定されるのかについては明らかでなかった。この点に対し、本章では、高齢夫婦のみ世帯の代表性のあるサンプルを対象に調査を行い、普段の夫婦関係という生活実態に即した場面と、詐欺電話等接触時という特定状況下における犯罪予防行動（情報提供行動）を関連づけた分析を行った。夫婦関係という日常的な人間関係が、詐欺被害予防のための行動に関連することを示したことは、防犯やまちづくりに関心の低かった個人であっても、日常的な人間関係を整えることで向社会的行動が促進される可能性を示す点において、有用であると考えられる。

また、これらのことは実務においても有用である可能性がある。詐欺被害の抑止に向けて、市民による情報提供は期待されているものの（警察庁、2020）、その行動規定因を明らかにする検討はこれまでされていなかった。本章のように、特殊詐欺対策をまちづくりの文脈に落とし込み、向社会的行動に位置付けて検討をしたことは、有用な介入策の促進につながる可能性があると考えられる。

本章により詐欺電話等の接触があった際の他者への情報提供行動意図を高めるためには、普段におけるまちづくりへの参加意識が重要であること、また、まちづくりへの参加意識を高めるためには、日常における夫婦関係が重要であることが示唆された。個人の夫婦関係は、一見すると犯罪抑止とは関係しないように感じるが、本章の結果は、身近な範囲での人間関係を強めることが、将来の特殊詐欺被害を防ぐ可能性があることを示している。

夫婦関係という日常的な人間関係が情報提供行動に寄与できること、特に夫婦の双方がコミュニケーションの頻度を高く認識していることが重要であることが本章で示唆されたことから、例えば、夫婦間でのコミュニケーションの促進につながる介入が、情報提供行動を喚起させるうえで有効と考えられる。夫婦での家庭でのコミュニケーションはプライベートな

ものであるため、公的機関が直接介入することは難しいが、例えば、夫婦単位での参加を促す地域イベントの開催や、夫婦でまちづくりについて考える場の提供を行うことは、夫婦間のコミュニケーションのきっかけとなることから、コミュニケーションの促進に向け有効である可能性がある。

夫婦を単位に行動変容を促すことについては、これまでも、夫婦間での働き掛けや、夫婦間の類似性からその有効性が示唆されてきた。例えば、過去に地域との関わりが少なかった男性の定年退職後の地域コミュニティ活動への参加プロセスを検討した研究(木村, 2006)では、仲介者としての妻の役割の大きさが指摘されており、公衆衛生の分野では、配偶者からの影響を意識した保健指導の有効性がしめされている(伊藤・千勝・松本, 2013)。これらから考えると、夫婦間のコミュニケーションを促進することは、地域参加や健康問題等の様々な問題に対する共通認識を高める機会となり得ることから、特殊詐欺における情報提供行動を超えて、波及効果を及ぼす可能性もある。

本章の課題

最後に本章の課題を3点述べる。第1に、本章は横断的なデータ分析であり、因果関係の解釈には限界があることが挙げられる。今後、介入実験による縦断的な調査を行うことにより、家族関係と地域との関わりおよび向社会的行動との関係性について詳細な分析を行うことが望まれる。

第2に、まちづくりへの参加意識の測定方法が挙げられる。本章で用いた概念の測定尺度は、既往研究(谷口・松中・芝池, 2008; 橋本・恒藤, 2018; 古川・橋本, 2010; 柿本・山田, 2013)でも用いられているものであり、一定の妥当性があると考えられる。しかし、個人の内的状況を示す概念としては、構成概念を複数項目で測定することが、より望ましいと考えられる。また、まちづくりの概念は、住む地域で実施されている固有の制度や文化の影響を受け、個人差がある可能性が既往研究でも指摘されており(柿本・山田, 2013)、本概念をまちづくりに寄与する心理学的な概念として扱う上では、構成概念についてより厳密な検討が必要であると考えられる。

第3に、個人と地域との実際の間接的関わりを変数に組み込むことによるモデルの精緻化や二者関係における相互作用の検討をより精緻に行う必要性が挙げられる。本章では、日常の夫婦関係がまちづくりへの参加意識に影響し、さらにそれが詐欺電話等の接触があった場合の情報提供意図を高めることを検証した。それぞれのプロセスにおいてより詳細なメカニズムを想定した検討が行われることにより、個人が持つ地域との関わりの影響が行動を規定するメカニズムや、まちづくりへの貢献可能性が明らかにされるだろう。

第5章

公的部門および社会との関わりと犯罪予防行動

5.1 本章の目的

更生支援は主に刑事司法機関との協力体制により行われる。本章では、一般市民と公的部門とのかわりに焦点をあて、公的部門に対する評価が、更生支援への参加意図に与える影響（研究 3-1）と、一般市民の理解促進にむけた公的部門の情報提供が与える影響（研究 3-2）を検討する。

5.2 公的機関および制度に対する評価と一般市民の態度

5.2.1 本節の目的と仮説モデル

既往研究においては（2.5.4 項），加害者に対する評価や，警察や刑事司法システムに対する評価が検討され，それらと，人口統計学的要因や，個人の経験や，統制機関に対する評価との関係性が明らかになってきた。

本節では，更生支援に対する態度や更生支援ボランティア参加意図を規定する要因を明らかにすることを目的としている。具体的には，

①更生支援に対する態度において，人口統計学的項目による差を明らかにする。

既往研究のレビューに基づく，①-a 世帯構成に関わる仮説として，女性は肯定的評価，既婚者，子どもがいる人が否定的な評価を行う。①-b 地域参加が影響を与える。①-c 当事者意識に関連する要因として，加害経験や被害経験，刑事司法に関する経験の有無が影響を与えることが仮説として考えられる。

②更生支援ボランティアの参加意図に人口統計学的要因と，変容可能な心理要因が与える影響を明らかにする。

これは，既往研究により更生支援に対する評価は人口統計学的要因で説明できるほど単純でない事が指摘されていることや，今後情報提供等の介入により，更生支援に対する国民の評価の変容可能性があるかを考える一助とするために行う。

③既往研究を基に，活動参加意図を規定すると考えられる心理変数を用いて心理モデルを構築し，更生支援ボランティアの参加意図に与えるメカニズムを明らかにする。具体的には，既往研究に基づき仮説モデルを設定した（Figure 5-1）。更生支援ボランティアの参加意図には，加害者に対する評価，更生支援制度に対する評価，統制機関に対する評価が個人の社会参加に関する自己意識を介して影響することが仮説として考えられる。これにより，今後の効果的な情報発信や教育介入の具体的な示唆をえる。

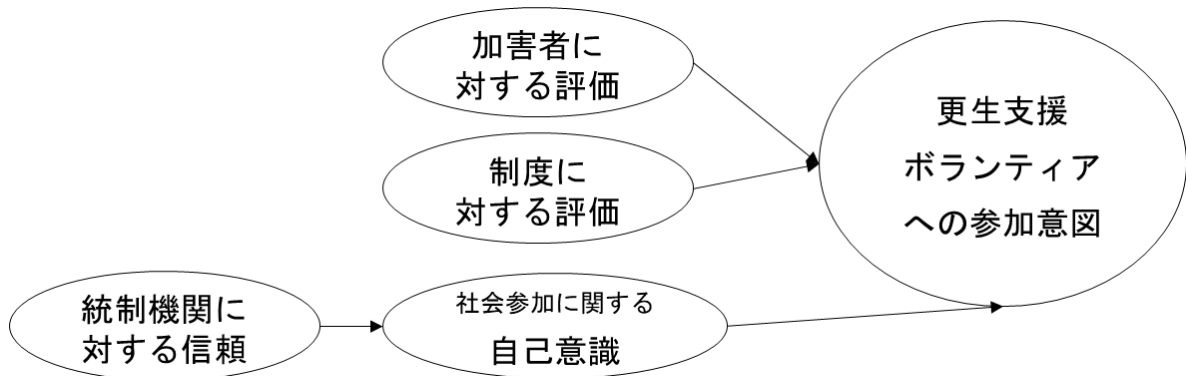


Figure 5-1. 本節における仮説モデル

5.2.2 方法

調査概要

インターネット調査会社クロス・マーケティングの保有するモニターを対象に Web 調査を実施した。調査期間は 2020 年 3 月であった。回答者は性別と年代 (20 代～60 代) が等配分になるように 800 名のデータを収集した。回答者のプロフィールを Table 5-1 に示す。

質問紙の構成

本章の従属変数として、10 種類の更生支援ボランティアについて、参加したいと思うかを尋ねた。回答者は「そう思わない」～「そう思う」の 5 段階で評定をした。

独立変数としては、既往研究を参考に、回答者の人口統計学的項目、加害者に対する評価、更生支援制度に対する評価、統制機関に対する評価、個人の社会参加に関する心理特性を尋ねた。これらの概念的な尺度の作成方法については以下に記述する。

回答者の人口統計学的項目については、性別と、婚姻状態、子どもの有無、家族の有無、ボランティアの参加意図に影響すると考えられる地域ボランティアの参加の有無、保護司の経験、更生支援ボランティアへの参加経験、裁判員の経験、検察審査員の経験、犯罪被害者もしくはその家族であるかどうか、犯罪加害者もしくはその家族であるかどうかについて尋ねた。また、既往研究を基に、更生支援ボランティアへの参加意図に関係する要因として、自治会への加入を考えた。これは、日本において、自治会が地域ボランティアの母体となることが多いからである (Matsukawa & Tatsuki, 2018)。性別、婚姻状態、子どもの有無については 2 択、その他の項目については、「はい」「いいえ」「答えたくない」で回答を尋ねた。

加害者に対する評価を尋ねる項目については、加害者の再犯可能性について 5 項目で尋ねた。

更生支援制度に対する評価に関する項目については、保護司をすることによるベネフィットについて 3 項目、コストについて 4 項目を尋ねた。

統制機関に対する評価を尋ねる項目については、警察に対する信頼感について 4 項目、刑

事司法機関の手続きに対する評価について 6 項目で尋ねた。刑事司法機関の手続きに対する評価については、反転項目であったため分析時に反転させている。

統制機関に対する評価が影響すると考えられる、個人の社会参加に関する心理特性に関する項目については、犯罪予防に関する自己効力感について 2 項目、社会志向性については、伊藤 (1993) の社会志向性尺度から因子負荷量の高い 6 項目を尋ねた。

人口統計学的項目以外の項目については、「そう思わない」～「そう思う」の 5 段階で回答を尋ねた。具体的な質問項目については付録 2 を参照。

分析方法

まず初めに、構成概念としての因子妥当性を確認するため、従属変数および独立変数として使用する全項目について確認的因子分析と信頼性分析を行う。次に、各人口統計学的項目によって更生支援への参加意図や個人特性、加害者に対する評価、更生支援制度に対する評価、統制機関に対する評価がどのように異なるのかを t 検定および分散分析により検証する。

更生支援制度に対する各態度のうち更生支援ボランティアの参加意図に影響する要因を検討するために、重回帰分析を行う。重回帰分析においては、各因子を構成する項目得点の平均値を用いる。人口統計学的項目において「回答したくない」と答えた回答者のサンプルは除き、ダミー変数を作成した。

参加意図を規定する心理モデルの構築のために、共分散構造分析を行う。既往研究に基づき、個人特性、加害者に対する評価、更生支援制度に対する評価、更生支援ボランティアに対する評価が更生支援ボランティアへの参加意図を直接規定することを仮定し、統制機関に対する評価は、個人の社会参加に関する心理特性を媒介して参加意図に影響を与えることを仮定した。なお、分析には IBM SPSS Statics25, Mplus version8 を使用した。

5.2.3 結果

回答者のプロフィール

Table5-1 は回答者のプロフィールを示している。 t 検定および分散分析で用いる各属性に大きな偏りはなく、分析に必要なサンプル数があるといえる。

尺度の妥当性と信頼性の確認

構成概念における各項目の因子妥当性を確認するため、従属変数および独立変数として使用する全項目について探索的因子分析（最尤法、プロマックス回転）を行った。その結果、犯罪予防に関する自己効力感として想定した因子の α 値が .557 と低く信頼性に問題があると判断したため、分析から除いた。それ以外のすべての因子については、想定された因子が抽出され各項目の因子負荷量が 0.5 を越えていたため、因子として採用し分析を続行した。

Cronbach の α 係数および、各因子の基礎統計を Table 5-2 に示す。

Table 5-1. 回答者のプロフィール

		n	%
性別	男性	400	50.0
	女性	400	50.0
年齢	20-29	144	18.0
	30-39	144	18.0
	40-49	148	18.5
	50-59	148	18.5
	60-69	144	18.0
	70-99	72	9.0
婚姻状態	未婚	315	39.4
	既婚	485	60.6
子どもの有無	子有り	389	48.6
	子無し	411	51.4
家族	家族あり	714	89.3
	家族なし	84	10.8
自治会への加入	加入	337	42.1
	未加入	392	49.0
	無回答	71	8.9
地域ボランティア参加経験	有り	184	23.0
	無し	530	66.3
	無回答	86	10.8
保護司の経験	有り	10	1.3
	無し	705	88.1
	無回答	85	10.6
更生保護ボランティアの経験	有り	15	1.9
	無し	696	87.0
	無回答	89	11.1
裁判員の経験	有り	6	0.8
	無し	711	88.9
	無回答	83	10.4
検察審査員の経験	有り	8	1.0
	無し	708	88.5
	無回答	84	10.5
家族内の犯罪被害者の有無	有り	27	3.4
	無し	681	85.1
	無回答	92	11.5
家族内の犯罪加害者の有無	有り	17	2.1
	無し	693	86.6
	無回答	90	11.3

Table 5-2. 各因子の基礎統計

因子		α	M	SD
F1	更生支援ボランティア参加意図	.962	2.544	0.922
F2	加害者の再犯可能性認知	.901	4.042	0.732
F3	更生保護制度に対する評価	.889	3.304	0.803
F4	保護司をすることのベネフィット認知	.882	3.338	0.789
F5	保護司をすることのコスト認知	.862	3.524	0.715
F6	警察に対する信頼	.816	3.000	0.835
F7	刑事司法手続きに対する正統性認知	.863	2.190	0.707
F8	社会志向性	.870	3.350	0.709

$n=790$

Table 5-3. 各因子の相関係数

	F1	F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8
F1		-.128 **	.398 **	.417	.046	.206 **	.060	.329 **
F2			.119 **	.196 **	.463 **	-.013	-.620 **	.250 **
F3				.524 **	.307 **	.353 **	-.117 **	.371 **
F4					.420 **	.226 **	-.213 **	.402 **
F5						.108 **	-.525 **	.277 **
F6							-.024	.276 **
F7								-.232 **
F8								

**: $p<.01$

人口統計学的項目による回答の差

各質問項目に対して、人口統計学的項目による差の検定を行った (Table 5-3 および Table 5-4)。世帯構成に関わる変数である、性別、婚姻、子供の有無による差については、交互作用のほとんどの項目および、子供の有無による回答の差は確認されなかった。交互作用は既婚で子どもがいる場合に、警察に対する信頼が高まる傾向にあった。加害者の再犯可能性認知と社会志向性は女性の方が有意に高く、正統性の認知と更生支援ボランティア参加意図は男性の方が有意に高かった。婚姻状態による回答の差については、統制機関に対する評価において、警察に対する信頼が既婚者の方が高いことが分かった。

自治会への加入の有無による回答の差については、加害者の再犯可能性認知、保護司活動のメリットとコストの認知、社会志向性のすべてにおいて自治会に加入している方が有意に高かった。統制機関に対する評価に関しては、自治会に加入している方が警察に対する信頼は高い一方で、正統性認知については低い傾向にあった。

Table5-3. 人口統計学的要因による更生支援に対する態度の違い (家族構成)

	性別			婚姻			子ども			性別×婚姻	性別×子ども	婚姻×子ども				
	男性	女性	主効果	既婚	未婚	主効果	子有り	子無し	主効果							
更生支援ボランティア参加意図	2.62 (.90)	> 2.47 (.94)	*	2.58 (.90)	2.48 (.96)	n.s.	2.61 (.90)	2.48 (.94)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
加害者の再犯可能性認知	3.96 (.76)	< 4.12 (.70)	*	4.06 (.70)	4.01 (.78)	n.s.	4.06 (.71)	4.03 (.75)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
更生保護制度に対する評価	3.27 (.83)	3.34 (.77)	n.s.	3.39 (.76)	3.17 (.86)	n.s.	3.41 (.78)	3.20 (.82)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
保護司をすることのベネフィット認知	3.29 (.76)	3.38 (.82)	†	3.37 (.77)	3.29 (.81)	n.s.	3.37 (.77)	3.30 (.81)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
保護司をすることのコスト認知	3.50 (.73)	3.55 (.70)	n.s.	3.57 (.70)	3.45 (.73)	n.s.	3.56 (.72)	3.49 (.71)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
警察に対する信頼	2.97 (.87)	3.03 (.80)	n.s.	3.08 (.79)	> 2.87 (.89)	*	3.11 (.77)	2.89 (.88)	n.s.	n.s.	n.s.	*				
刑事司法手続きに対する正統性認知	2.20 (.70)	> 2.17 (.72)	*	2.18 (.65)	2.20 (.79)	n.s.	2.17 (.68)	2.20 (.73)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
社会志向性	3.27 (.73)	< 3.43 (.68)	*	3.45 (.62)	3.19 (.80)	n.s.	3.48 (.62)	3.23 (.77)	n.s.	n.s.	n.s.	n.s.				
	n= 392			398			308			482			387		403	

*: $p < .05$, †: $p < .10$

Table5-4. 人口統計学的要因による更生支援に対する態度の違い (自治会加入)

	自治会加入		自治会未加入	
更生支援ボランティア参加意図	2.61 (.88)	>	2.49 (.96)	†
加害者の再犯可能性認知	4.11 (.64)	>	4.00 (.77)	*
更生保護制度に対する評価	3.48 (.74)	>	3.19 (.82)	**
保護司をすることのベネフィット認知	3.45 (.77)	>	3.27 (.80)	**
保護司をすることのコスト認知	3.64 (.69)	>	3.46 (.72)	**
警察に対する信頼	3.20 (.75)	>	2.87 (.85)	**
刑事司法手続きに対する正統性認知	2.10 (.62)	<	2.24 (.76)	**
社会志向性	3.52 (.60)	>	3.26 (.76)	**
	n= 331		388	

** : $p < .01$, * : $p < .05$, † : $p < .10$

更生支援ボランティアの参加意図に影響を与える要因

更生支援ボランティアの参加意図に影響を与える要因を明らかにするために、重回帰分析（強制投入法）を行い、追加する変数のグループごとにモデルを作成した（Table 5-5）。まず、人口統計学的項目がボランティアの参加意図に与える影響を分析したところ（Model1）、性別、更生支援ボランティアの経験、被害経験が有意な影響を持っていた。適合度は調整済みR2乗値が、0.021であり、十分なモデルであるとは言えなかった。

Model2は、人口統計学的項目に加えて心理変数を投入したモデルである。その結果、モデルの適合度について調整済みR2乗値が、0.292に向上した。なお、変数を加えた際の説明力の変化量は1%水準で有意であった。これらのことから、人口統計学的項目に比べて、心理変数をモデルに投入することで、更生支援ボランティアの参加意図をより予測できることが示唆された。

Table 5-5. 人口統計学的要因と心理要因が更生支援ボランティアの参加意図に与える影響

	Model 1				Model 2			
	b	SE	β	VIF	b	SE	β	VIF
(定数)	2.746	0.142		**	1.131	0.387		**
性別（1=女性）	-0.177	0.072	-0.096	*	1.032	0.063	-0.119	**
婚姻（1=既婚）	0.028	0.110	0.015		2.263	0.094	-0.013	
子有り	0.061	0.110	0.033		2.382	0.094	0.045	
家族有り	-0.217	0.143	-0.060		1.037	0.124	-0.034	
更生支援ボランティア	0.813	0.328	0.097	*	1.028	0.281	0.068	*
裁判員	-1.285	0.920	-0.055		1.02	0.787	-0.016	
検察審査員	0.382	0.671	0.023		1.084	0.572	-0.001	
自治会加入	0.015	0.087	0.008		1.487	0.075	-0.052	
地域ボランティア	0.112	0.099	0.052		1.42	0.086	0.025	
被害者家族	-0.422	0.229	-0.073	†	1.051	0.197	-0.093	**
加害者家族	0.267	0.300	0.036		1.069	0.258	0.063	†
再犯可能性認知					-0.215	0.056	-0.165	**
更生保護制度評価					0.255	0.048	0.22	**
ベネフィット認知					0.369	0.049	0.311	**
コスト認知					-0.133	0.055	-0.102	*
警察に対する信頼					-0.009	0.041	-0.008	
正統性認知					0.087	0.059	0.065	
社会志向性					0.216	0.05	0.165	**
R ²	0.037				0.311			
adjR2	0.021				0.292			
F変化量					36.108			
p					0.000			

**：p<.01, *：p<.05, †：p<.10

因果モデルの検証

得られた因子をもとに、仮説モデルの検証を行った。分析の結果 Figure5-2 が得られた。モデルの適合度は $\chi^2(779) = 1489.099$, $p < .000$, CFI=.956, RMSEA=.033 (90%CI = [.031

-.036]) , SRMR=.057 であり , 十分な適合度が得られたと判断した。

更生支援ボランティア参加意図については , 更生支援に対する評価 ($\beta = .221, p < .01$) , 加害者に対する評価 ($\beta = -.211, p < .01$) , 保護司活動をするに対するベネフィット認知 ($\beta = .352, p < .01$) , 保護司活動をするに対するコスト認知 ($\beta = -.171, p < .01$) がそれぞれ影響を与えおり , 社会志向性 ($\beta = .177, p < .01$) が参加意図に影響を与えていた。警察に対する信頼は , 更生支援に対する評価 ($\beta = .821, p < .01$) , 社会志向性 ($\beta = .467, p < .01$) をそれぞれ高めており , 刑事司法手続きにおける正統性の認知は社会志向性 ($\beta = -.231, p < .01$) を低めていた。以上により , 更生支援ボランティアへの参加意図については , 制度に対する評価 , 加害者に対する評価 , 活動に対する評価 , 個人の心理要因が影響することが明らかになった。

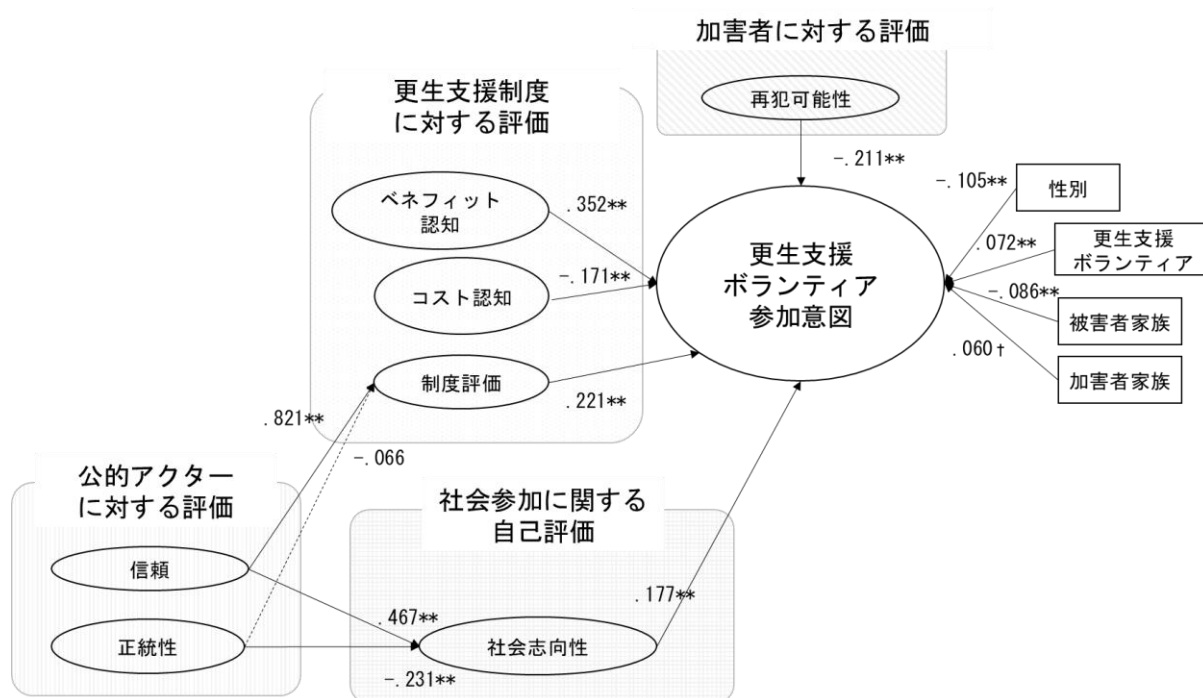


Figure 5-2. 更生支援ボランティアの参加意図に関する心理モデル

($\chi^2(779) = 1489.099, p < .000, CFI = .956, RMSEA = .033$ (90%CI = [.031 - .036]) , SRMR = .057, **: $p < .01$, *: $p < .05$, †: $p < .10$ 観測変数および誤差項は省略した。)

5.2.4 議論とまとめ

人口統計学的な変数による態度の違い

本章では , 日本の更生支援を取り上げ , 更生支援に対する態度と参加意図を規定する心理的要因を検討した。人口統計学的要因が与える影響について , 既往研究で多く扱われている性別差についてみると , 女性は加害者に対しては再犯可能性を見積もり , 参加意図と警察

に対する信頼は男性のほうが高い傾向にあり、一部の既往研究の結果とも一致した。婚姻状態と子どもの有無では、既婚者や子どもがいる方が警察への信頼が高い一方、更生支援に対する態度のほとんどの項目においては回答の差が無かった。これは一部の既往研究とは結果が異なり、家族がいることにより、防護動機が高まり加害者に対する態度が硬化するとは言えないということが示唆された。

人口統計学的要因において顕著な差を示していたのは、自治会への加入であった。自治会への加入者は未加入者と比べ刑事司法システムに対して全て肯定的な態度を示していた。これも既往研究の結果と整合する。地域参加が刑事司法システムに対する積極的な態度になることはソーシャル・キャピタルの概念とも整合する。地域社会の中に所属しており、安定的な社会システムの中に居場所があることで、そこをより良いものにしてゆこうという意図が醸成されることが考えられる。

なお、家族がいることや自治会に加入していることが、刑事司法システムに対して肯定的であることは正の線形関係にあることは本章から示唆されるが、因果の方向性はわからない。そのため、刑事司法制度に信頼の高い人が家庭を持つ傾向にあることを示している可能性もある。また、一般的に日本では、賃貸住宅に住む人や一人暮らし等の若者は自治会への加入をしない傾向にあるため、これらの人口統計学的な変数同士の交絡がある可能性も大きい事には留意したい。

参加意図を規定する要因の複雑さ：重回帰分析と心理モデルからの検討

ボランティア参加意図を規定する要因としては、人口統計学的な要因の中では、女性であることと、更生支援ボランティアに参加している事が影響を与えていた。更生支援ボランティアの参加経験が影響を与えていたことは、活動参加者は活動の意義を認識していることが指摘されている (Kerr, Tully & Völm, 2017) ことから解釈が可能な結果となった。また被害経験が負の影響を与える傾向にあったことも先行研究の結果 (Höing et.al., 2016) と整合している。

心理的な変数と人口統計学的な変数を比較した時に人口統計学的な変数が、有意に参加意図を予測しなかったことについては, Sullivan, et al. (2017), Applegate, Cullen & Fisher (2002) の結果と一致している。これらのことから、更生支援ボランティアの参加意思については属性によって規定されるものではなく、もっと複雑な心理的な変数によって規定されることが示唆された。

心理モデルでは、参加意図を直接的に規定すると仮定した要因は全て有意な影響を持っていることが確認された。係数を比較すると、更生支援ボランティアのベネフィット認知がもっとも大きな影響を与えている事が分かった。更生支援は、加害者にとってのベネフィットや地域社会への影響が議論されることが多いが、この結果に基づくと、ボランティアを増やすという意味では、ボランティア活動自体の利点を強調することが寄与すると考えられる。

統制機関に対する評価

統制機関に対する評価については、重回帰分析では統制機関に対する評価は非有意であった。一方、心理モデルからは、直接的にボランティアの参加意図を規定しないものの、更生支援に対する制度評価や社会志向性を高める影響力は大きいことが示唆された。これらのことから、統制機関に対する評価は直接的にボランティア参加意図を高めるわけではなく、社会参加に対する自意識を媒介することで参加意図が高まる可能性が示唆される。これも警察に対する信頼が、自分をコミュニティの中に位置づけることに繋がり、コミュニティにおける協働を生み出すという既存研究の提唱する心理プロセスと一致する (Tyler & Meares, 2019)。

しかし、正統性の認知が社会志向性に与える影響は負であり、仮説や既往研究とは一致しなかった。これは、今後詳細な検証をする必要があるが、正統性の認知が自意識を低めることは直観と反するため、心理モデルで想定した因果の方向が、逆であった可能性、つまり、社会参加に対する自意識が高い人は、既存の刑事司法システムの正統性の認知に疑問を持っている可能性があることを示唆していると考えられる。または、この因子のみ、反転項目であったため、項目の作り方が回答バイアスとなった可能性も考えられ、今後の検証が望まれる。

警察に対する信頼の方が、刑事司法手続きにおける正統性の認知よりも高い係数を持つ傾向にあったことについては、日本でフォーマルな取り締まりとインフォーマルな取り締まりに対する一般人の認識について調べた Jiang et al. (2012) によると、司法機関よりも警察組織の方が重要な役割を持つことが示されていることから解釈が可能である。Tanasichuk & Wormith (2012) は、刑事司法システムについてどのように学習させるのか配信形態の違いにより、自信や満足度に異なる影響があることを示している。今後、配信形態に関する知見を援用しながら統制機関に関する啓発・広報を進めることが、一般市民の更生支援ボランティアの参加意図を高めることに寄与すると考える。

本節の意義

終わりに、本節の意義と今後の課題について述べる。学術的な意義としては、まず、既往研究で指摘されてきた更生支援活動への参加意図を規定する要因を複合的に扱ったことが挙げられる。更生支援に対する態度を規定する要因について既往研究では人口統計学的な変数といった社会学の観点や、犯罪学の観点など、分野ごとに検討を行っていた。しかし、更生支援に対する参加意図は、複雑な要因によって規定されているはずである。これを本節では複合的に扱う事で、説明力のあるモデルを提案するとともに、既存研究で指摘されてきた態度を規定する要因同士の比較を可能にした。

さらに、本節は心理モデルにおいて、加害者に対する評価、更生支援制度に対する評価、

統制機関に対する評価というスケールの異なる対象に対する評価を問い、それを統合する試みであった。このように多様な評価を統合する方法は心理学では一般的な方法であるが、刑事司法分野で一般市民の態度を明らかにするモデルでこの方法がとられたのは本節が初めてである。既往研究では、教育歴や、更生支援に関する知識や情報、犯罪学的理論 (Falco & Turner, 2014) , 政治的イデオロギー (Falco & Turner, 2014) , 伝統や根本的な価値観 (Foote, 1992) , 宗教的信条 (Applegate et al., 2000; Evans & Adams, 2003; Grasmic & McGill, 1994; Garland, Wodahl & Smith, 2015) , 価値観 (Garland, Wodahl & Schuhmann, 2011) , 社会文化的背景といった要因が、更生支援や統制機関に対する態度に影響することが指摘されている。今後、個人が置かれた環境を有機体の一部ととらえる生態学的アプローチ (Wicker, 1984) を用いてさらに変数を統合することにより、より深い洞察を得られる可能性もあり、本節はその一つの試みであると考えている。

学術的な意義の3つ目として、保護司制度が広がりを見せる中、保護司制度に対する一般市民参加意図を扱うアジアで初めての社会調査を行ったことがあげられる。本節は欧米諸国で行われた既存研究を基に仮説を立てたが、それは文化圏のことなる日本においても適用可能であることが分かった。諸外国では大規模調査が行われているため (Robert & Indermau, 2009) , 今後、郵送調査や大規模調査を行うことにより、国際比較も可能となるだろう。

実務的な意義としては、介入可能な変数を扱ったことにより、具体的な情報提供方策に関する示唆を得られたことが挙げられる。多くの国民は、刑事司法手続きに関する情報を求めている事や、マスメディア等の情報から偏った認識が形成されていることが度々指摘されてきた (Center for Sex Offender Management, 2010) 。本節のように、心理学的な要因や意思決定のプロセスを明らかにすることが、国民の態度形成を理解し、効果的な情報発信を行う上で重要であろう。Wurtele (2018) は、刑事司法に関する教育的介入が加害者に対する正しい認識を与えるだけでなく、矯正に対する態度にもポジティブな影響を与えることを示しており、Leverentz (2011) は情報のフレーミングによる刑事司法に対する態度の変化の可能性について言及している。本節からは保護司活動がもつベネフィットを伝えることが、最も活動参加意図を高めることが示唆され、これは、人口統計学的項目による影響や、加害者の再犯可能性の認知を上回るものであった。修復的司法 (Souza & Dhami, 2008; Karp, Bazemore & Chesire, 2004) や、矯正施設ボランティア (Tewksbury & Dabney, 2004) を扱う研究では、活動参加者を対象とした調査により、ボランティア参加者にとっての効果が報告されている。これらの研究や、刑事司法ボランティア参加者にとっての定量的な効果を測定し、それを一般市民に伝えることにより、未参加者に対する効果的な情報提供方策が検討できるだろう。また、統制機関に対する評価も、社会参加に関する個人要因を媒介することで参加意図を高めていたことから、統制機関に関する情報発信も見直すことで、更生支援への参加に寄与する可能性がある。

本節の課題

本節の課題としては、本節は一時点の横断的な分析に留まることが挙げられる。本節では共分散構造分析を用いて因果の方向を設けて検討を行ったが、厳密な因果関係の検証をするためには、今後実験や縦断的な研究デザインを導入することが必要であろう。

次に、調査方法の限界が挙げられる。本節はインターネット調査会社にモニター登録をしている人を対象に調査を行ったため、本節の結果が日本国民の代表性を有しているかについては留意が必要である。また、定量的な社会調査では望ましいと考えられる回答に偏る可能性も指摘されている。一般市民の更正支援に対する態度の実態を知るためには、今回のような定量的な調査に加えて定性的な調査により、参加に至るプロセスを丁寧にフォローすることや、社会調査同士を統合しメタ分析による検討を行うことが望まれるだろう。

5.3 公的機関が発する情報への接触が態度に与える影響

5.3.1 本節の目的と仮説モデル

前節では、更生支援に対する参加意図には人口統計学的な変数よりも心理変数が影響する可能性があり、中でも特に支援活動を行うことによるベネフィットを認識していることが、参加意図を規定していることが示された。更生支援に対する情報発信は主に公的機関による情報発信に担われていることから、本節では公的機関が発する情報への接触と活動参加意図の関係について明らかにすることを目的とし、情報の発信がこれまで更生支援に関わりを持つことがなかった人の参加意図の向上にどのような影響を与えるのかについて検討を行う。

具体的には、研究3-1 で扱った更生支援制度に対する評価、加害者に対する評価に加え、更生支援に関する知識や情報が参加意図に与える影響を仮定して仮説モデルを設定した (Figure5-3)。

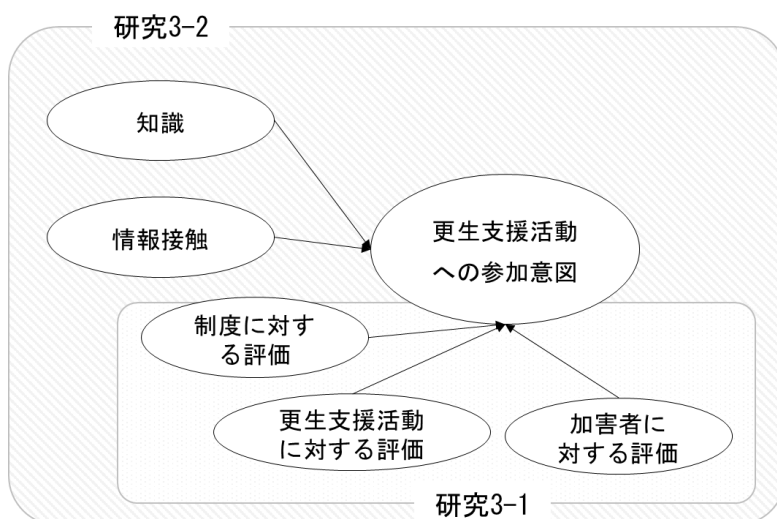


Figure 5-3. 本節における仮説モデル

5.3.2 方法

調査概要

首都圏の大学に通う大学生を対象とし、2014年11月～12月に質問紙調査を行った。回収方法は、講義内での配布・回収 (113部)、一度自宅に持ち帰り記入後提出 (100部) である。得られた回答者213名の中から、記入漏れ等のある回答者を除いた210名の回答を分析に用いた(男153名 女54名 不明3名)。

なお、更生支援に対する知識レベルに偏りが出ないように、専門が工学系および芸術学系の所属の学生を対象として選出した。そのうえで、回答者である大学生は更生支援についてほとんど知らないものが多くいることが予想されたため、同意書に加え、更生支援活動に関

する説明文 (A4 サイズ 1 枚) を提示した後、質問紙への回答を求めた。

更生支援についての説明文には、更生支援活動が「国と一般市民が協力して立ち直りを助けることであること、また更生支援は地域社会のなかで行うために、支援対象者が住む地域の事情に詳しい一般市民の協力が必要であること」について記述した上で、保護司の活動内容 (対象者に対する生活指導・面会、報告書の提出、生活環境調整、犯罪予防活動への参加) を説明した。また保護司の現状として、定員数及び調査当時の人員数、高齢化と人員不足が課題となっている事、男女比、平均年齢および年齢構成についてまとめた。保護観察対象者については、法務省 HP 内「更生保護とは」上の「保護観察」の項に書かれている内容について記述した。(付録 3 を参照)

質問紙の構成

質問紙では、基本属性のほか、「更生支援に関する知識」「更生支援に関する情報接触」「更生支援制度に対する評価」「保護司に対する評価」「加害者に対する評価」「更生支援ボランティアへの参加意図」について尋ねた。

更生支援に関する知識については、「保護司という言葉を知っていますか」等 8 項目、更生支援に関する情報接触については、「更生支援に関する記事やニュースを見たことはありますか」等 5 項目、更生支援制度に対する評価に関する項目については、「保護観察は再犯防止のために重要な役割をはたしていると思う」等 7 項目、保護司に対する評価に関する項目については「保護司をしている人は立派だと思う」等 8 項目、加害者に対する評価については、「現在保護観察処分中の人が近所にいたら不信感を感じると思う」等 9 項目、更生支援ボランティアへの参加意図については、「自分は将来保護司の活動をしたいと思う」等 20 項目を尋ねた。

知識項目については「聞いたことがある／知っていた」かを問う設問に対し、「あてはまらない」から「あてはまる」の 5 件法で回答を求めた。その他の項目はすべて、5 段階評定 (1 : あてはまらない～5 : あてはまる) で回答を求めた。具体的な質問項目については、付録 3 を参照。

分析方法

本節では、分析に用いる因子の妥当性と信頼性の確認を行った後、更生支援ボランティアの参加意図に影響を与える要因を検討するために重回帰分析を行う。その後、重回帰分析により有意な影響力が明らかになった要因について共分散構造分析により各要因間の関係性を分析する。なお、全ての分析には SPSS Statics25 および Amos を使用した。

5.3.3 結果

回答者のプロフィール

更生支援に関する知識については、更生支援活動の担い手である保護司に焦点をあてて、「聞いたことがある／知っていた」かどうかを問う設問に対し、「1：あてはまらない～5：あてはまる」の5件法で回答を求めた。4および5と回答した者の割合はすべての項目で20%に至っておらず (Figure 5-4) , 認知は低いことが分かった。

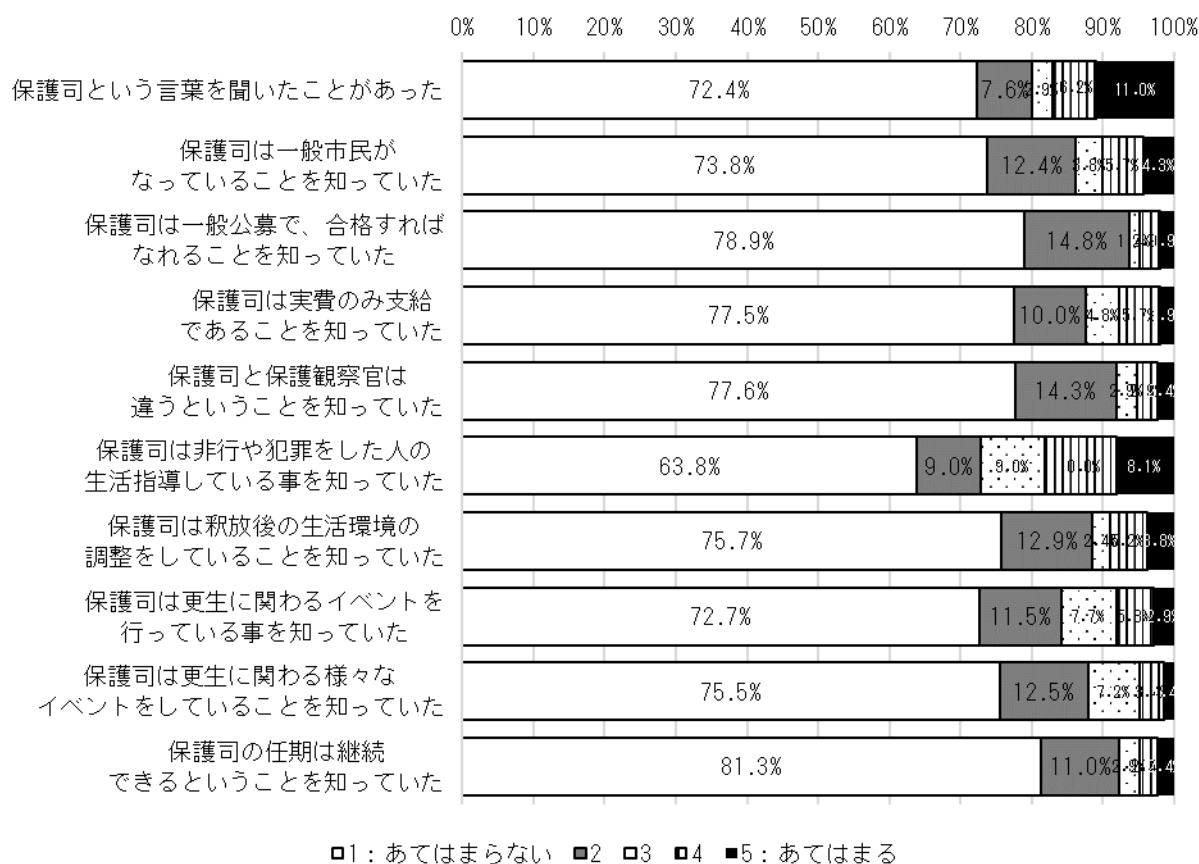


Figure5-4. 更生支援に対する認知の程度

尺度の妥当性と信頼性の確認

更生支援活動についての一般市民の参加意図および、参加意図に影響を及ぼす認知・感情要因を明らかにする心理モデルを構築するために、各質問項目において探索的因子分析 (最尤法・プロマックス回転) , および信頼性分析を行い、因子負荷量と固有値の減衰状況および因子の解釈可能性により因子を抽出した。Cronbach の α 係数および、各因子の基礎統計を Table 5-6 および Table 5-7 に示す。

その結果、更生支援に関する知識については1因子であった ($\alpha=.905$)。

情報接触については、2因子に分けられた。更生支援に関係する記事やニュース、授業を受

けたことがあるかといった一般的な情報接触に関するものを「情報接触経験」($\alpha=.651$)、家庭の中で話題にする程度について問うたものを「会話経験」($\alpha=.704$)と名付けた。

更生支援制度に対する評価については2因子に分けられ、更生支援について一般の人々がより知るべきだとするものや、市民参加をすすめるべきだとするものを「市民参加評価」($\alpha=.736$)、効果を認めているものを「肯定的評価」($\alpha=.664$)とした。

保護司に対する評価については2因子が抽出され、「人脈がひろがる、経験が豊かになる」等の更生支援活動に参加する保護司にとってのメリットに関するものを「保護司のベネフィット認知」($\alpha=.641$)とした。一方「ストレスを抱えていると思う、不安を抱えていると思う」等の活動に伴うデメリットに関するものを「保護司のコスト認知」($\alpha=.733$)と名付けた。

加害者については、2因子に分けられた。「少し距離を置くと思う、不信感を感じると思う」等の加害者に対する感情に関するものを「加害者に対する不安」($\alpha=.814$)、「(加害者が)有意義な体験ををすると思う、良い関係を築くと思う」等の加害者が得るメリットに関するものを「加害者のベネフィット認知」($\alpha=.693$)とした。

更生支援活動への参加意図は、更生支援に関する様々なイベントや保護司の活動に将来参加しようというものを「肯定的態度」($\alpha=.916$)、手当や社会的名声など他のインセンティブや対象者の前歴の内容等の何らかの条件が変われば参加しようというものを「制度に対する条件付き態度」($\alpha=.894$)、「身近な人がやっていたり、支援対象者のことをよく知っていたら」といった対人的な環境条件がそろえば参加しようというものを「環境に対する条件付き態度」($\alpha=.731$)、「自分は更生支援に関わりたくない」等の態度を「否定的態度」($\alpha=.909$)とした。

Table 5-6. 更生支援に関する評価の因子負荷量行列
 <知識／情報接触／更生支援制度・保護司・加害者に対する評価>

質問項目	α 係数	F1	F2
知識	.905		
保護司は少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の生活環境の調整を行うことを知っていた		.890	
保護司は非行や犯罪を行った人の生活を指導していることを知っていた		.857	
保護司は保護観察対象者と月一回面会していることを知っていた		.827	
保護司は、更生支援活動、犯罪・非行防止に関わる勉強会等を知っていることを知っていた		.765	
保護司の活動はボランティア（実費のみ支給）であることを知っていた		.678	
保護司という言葉聞いたことがあった		.664	
保護司は一般市民がなっていることを知っていた		.645	
保護司と保護観察官は違うということを知っていた		.619	
情報接触経験	.651		
犯罪被害者の支援に関する記事やニュースをみたことはありますか		.943	.012
犯罪加害者の更生支援に関する記事やニュースをみたことはありますか		.730	.007
大学時代までに犯罪・非行・更生支援に関わる授業を受けたことはありますか		.232	.160
会話経験	.704		
ニュースをみて家族で犯罪被害者の悲しみや苦しみについて、話題が出たことがありますか		-.066	.955
ご家庭で刑事事件加害者に対する処遇についての話題が出たことがありますか		.158	.560
因子相関	F2	.170	
市民参加評価	.736		
保護司の活動について世の中の人はもっと知っておくべきだと思う		.784	-.010
行政機関は保護観察の制度について、もっと市民に知らせるべきだと思う		.735	-.049
世の中の人は、保護観察対象者の保護観察中の生活について知っていた方が良いと思う		.667	.048
行政機関は保護観察の制度について、もっと市民の意見を取り入れるべきだと思う		.399	.095
肯定的評価	.664		
保護観察は再犯防止のために重要な役割を果たしていると思う		-.085	.815
更生支援に関する講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動は、非行・犯罪の防止に役に立っていると思う		.090	.565
保護観察は保護観察対象者に対して、非行や罪を反省させる仕組みだと思う		.078	.522
因子相関	F2	.282	
保護司のベネフィット認知	.641		
保護司は更生支援活動を行うことによって、人脈がよりひろがると思う		.696	-.027
保護司は更生支援活動を行うことによって、保護司自身の経験もより豊かになると思う		.623	.024
保護司は更生支援の活動に主体的に取り組んでいると思う		.527	-.012
保護司のコスト認知	.733		
保護司は更生支援活動を行うにあたり、大変なストレスを抱えていると思う		-.009	.767
保護司は更生支援活動を行うにあたり、不安を抱えていると思う		.115	.704
保護司の活動は忙しいので、保護司は自分自身の私生活を犠牲にしていると思う		.003	.608
保護司は非行少年・加害者と身近に接するため、保護司自身や身近な者が危険な目にあう可能性があると思う		.001	.515
保護司としての活動をしていることによって、周りからなんらかの偏見の目でみられると思う		-.196	.429
因子相関	F2	-.029	
加害者に対する不安	.814		
現在保護観察処分中の人が近所にいたら不信任を感じると思う		.828	.146
現在保護観察処分中の人が自分の勤務先にいると分かった場合、少し距離をおくと思う		.818	.077
現在保護観察処分中の人と自分の親しい人が仲よくしていたら、なんとなく不安を感じる		.699	.067
過去に犯罪や非行を犯した人であっても、きちんと更生しているのであれば、わけへだてなく接すると思う		.595	-.237
過去に犯罪や非行を犯したからといって、罪をつくなされた後も差別的な目でみるのはおかしいと思う		.479	-.229
加害者のベネフィット認知	.693		
保護観察対象者と保護司は保護観察期間終了後もよい関係が続くと思う		-.035	.716
保護観察対象者は、保護観察期間中、有意義な経験をすると思う		.038	.642
保護観察対象者は、保護司とコミュニケーションをとる事で適切な社会生活をする上での対人関係スキルを身に付けることができると思う		.131	.552
保護観察対象者は保護観察期間終了後、「更生するために自分は頑張った」という達成感があると思う		-.136	.457
因子相関	F2	-.222	

Table 5-7. 更生支援に関する評価の因子負荷量行列 (続き)

< 更生支援活動への参加意図 >

質問項目	α 係数	F1	F2	F3	F4
肯定的態度	0.916				
自分が非行防止教室にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う	1.001	.024	-.129	-.005	
自分が更生支援に関係するイベント(講演会、シンポジウム、勉強会等)の機会にめぐまれたら参加すると思う	.934	-.050	.001	-.058	
自分が街頭補導活動にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う	.925	.069	-.115	-.024	
ボランティア活動の一環で、自分が保護観察対象者の相談にのる機会にめぐまれたら、参加すると思う	.734	.003	.002	.115	
自分は人の役に立つために、たとえ無償のボランティアであっても活動したいと思う	.647	-.087	.043	.012	
保護司の公募を見つけたら興味を持つと思う	.629	.005	.250	-.043	
自分は将来保護司の活動をしたいと思う	.429	.004	.194	.088	
制度に対する条件付き態度	0.894				
(実費支給の他に) 多少であっても手当があれば 対象者の更生を支援してもよいと思う	-.059	.909	-.133	-.008	
多少なりとも社会的名声を得られれば対象者の更生を支援してもよいと思う	-.019	.817	-.170	.006	
自身の身に何の危険も及ばないのであれば対象者の更生を支援してもよいと思う	.131	.781	.122	-.129	
自分は犯罪の種類によっては対象者の更生を支援してもよいと思う	-.068	.768	.088	-.006	
周囲(家族等)の協力があれば、対象者の更生を支援してもよいと思う	.120	.709	.014	.033	
自分は犯罪者が犯罪を犯した事情によっては対象者の更生を支援してもよいと思う	-.081	.482	.319	-.021	
環境に対する条件付き態度	0.731				
身近な人が何らかの更生支援に携わっていたら自分の出来る範囲で手伝うと思う	.012	-.191	.940	-.081	
自分は更生支援をたのまれた時、その対象者のことをよく知っていれば、支援してもよいと思う	-.092	.093	.651	.008	
非行を繰り返す少年の立ち直りを手助けしてあげたいと思う	.213	.044	.460	-.017	
自分は将来、なんらかの条件が改善されれば、保護司の活動をしてよいと思う	.093	.225	.380	.141	
もし自分の身近な人が保護司として更生支援活動を行おうとしていたら、自分は応援すると思う	-.005	.106	.358	.133	
否定的態度	0.909				
自分自身が更生支援活動に関わるのは少し抵抗を感じる	-.016	.125	.056	-.893	
自分は更生支援活動に関わりたくはない	-.007	-.152	-.064	-.712	
因子相関	F2	.600			
	F3	.613	.687		
	F4	.503	.478	.591	

更生支援活動への参加意図に影響を及ぼす各要因間の関係性

次に、更生支援参加意図に影響を与える要因を明らかにするために、得られた因子ごとに合成変数を作成し、重回帰分析(強制投入法)を行った。各変数の基礎統計を Table 5-8、相関係数を Table 5-9 に示す。

心理モデルの検討にあたり、最も先行するものとして、評価判断の材料となり得る更生支援に対する知識や情報接触の程度を仮定した。次にそれらが保護観察制度や保護司、加害者に対する評価に与える影響を分析し、最後にそれらの先行する要因が更生支援活動への参加意図に与える影響を明らかにした。その結果、当初知識や情報接触は保護観察制度や保護司、加害者に対する評価に影響を与えることを予測していたが、調整済み決定係数が 0.1 を超えるモデルは得られなかった。

その後、知識や情報接触および、制度や保護司、加害者に対する評価が更生支援活動への参加意図に与える影響を加えて検証したところ、Table 5-10 が得られた。ここから、加害者に対する不安や加害者のベネフィット認知は、すべての態度に有意な影響を与えていることが分かった。また、保護司のベネフィット認知は条件付き態度に正の影響を与えていた。知識や情報接触に関するものも一部、特定の態度に影響を与えていることがわかった。

Table 5-8. 各変数の基礎統計

	<i>M</i>	<i>SD</i>
知識	12.379	6.678
情報接触経験	8.218	2.717
会話経験	5.229	2.133
市民参加評価	15.411	2.844
肯定的態度評価	10.211	2.387
保護司のベネフィット認知	11.133	2.087
保護司のコスト認知	17.808	3.481
加害者に対する不安	15.546	4.156
加害者のベネフィット認知	13.284	2.740
肯定的態度	16.483	6.179
制度に対する条件付き態度	17.069	5.408
環境に対する条件付き態度	15.269	3.984
否定的態度	6.680	1.932

Table 5-9. 各変数の相関係数

	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
A 知識	.316 **	.174 *	.033	.076	.087	.000	-.169 *	.184 **	.207 **	.083	.209 **	-.241 **
B 情報接触経験		.222 **	.092	.061	.147 *	.006	-.064	.048	.172 *	.157 *	.225 **	-.153 *
C 会話経験			-.031	-.029	-.023	-.014	-.171 *	-.008	.196 **	.110	.109	-.065
D 市民参加評価				.260 **	0.29 **	.188 **	-.229 **	.223 **	.299 **	.261 **	.326 **	-.250 **
E 肯定的態度評価					0.3 **	.037	-.096	.418 **	.169 *	.254 **	.255 **	-.161 *
F 保護司のベネフィット認知						-.052	-.250 **	.495 **	.202 **	.352 **	.560 **	-.278 **
G 保護司のコスト認知							.259 **	.079	.039	.045	-.035	.244 **
H 加害者に対する不安								-.196 **	-.355 **	-.280 **	-.522 **	.498 **
I 加害者のベネフィット認知									.364 **	.364 **	.510 **	-.284 **
J 肯定的態度										.570 **	.593 **	-.482 **
K 制度に対する条件付き態度											.646 **	-.436 **
L 環境に対する条件付き態度												-.552 **
M 否定的態度												

**: $p < .01$, *: $p < .05$

Table5-10. 更生支援活動への参加意図に影響を与える要因

独立変数	肯定的態度		制度に対する 条件付き態度		環境に対する 条件付き態度		否定的態度	
	β	VIF	β	VIF	β	VIF	β	VIF
(定数)					*		**	
知識	.052	1.187	-.062	1.170	.021	1.187	-.126	† 1.189
情報接触経験	.070	1.192	.083	1.183	.119	* 1.192	-.064	1.196
会話経験	.140	* 1.105	.111	1.095	.036	1.105	.012	1.106
市民参加評価	.221	** 1.360	.155	* 1.367	.093	1.360	-.171	* 1.328
肯定的評価	.007	1.256	.063	1.259	-.003	1.256	.014	1.245
保護司のベネフィット認知	-.050	1.459	.138	† 1.440	.293	** 1.459	-.009	1.451
保護司のコスト認知	.020	1.178	.0567	1.183	.045	1.178	.126	† 1.186
加害者に対する不安	-.200	** 1.295	-.155	* 1.303	-.359	** 1.295	.364	** 1.297
加害者のベネフィット認知	.291	** 1.519	.189	* 1.501	.247	** 1.519	-.161	* 1.508
R^2	.292		.249		.537		.337	
adj R^2	.257		.211		.514		.303	

** : $p < 0.01$, * : $p < 0.05$, † : $p < 0.10$

次に、更生支援活動への参加意図を規定する要因間の関係性を検証するために、共分散構造分析を行った。本モデルでは、保護司と加害者のベネフィット認知からなる「ベネフィット認知」を新しい潜在変数として設定した。有意ではないパスを削除しつつ、意味解釈とモデルのあてはまりの良さを考慮してモデルを構築したところ、Figure5-5 が得られた。モデルの適合度は $\chi^2(17) = 31.589$, $p = .017$, CFI=.969, RMSEA=.065 (90%CI = [.027-.100]) , SRMR=.054 であり、十分な適合度が得られたと判断した。ベネフィット認知は、肯定的態度 ($\beta = .469, p < .01$) , 制度に対する条件付き態度 ($\beta = .529, p < .01$) , 環境に対する条件付き態度 ($\beta = .723, p < .01$) 等の更生支援活動におけるポジティブな意図に正の影響を、否定的態度というネガティブな意図に負の影響 ($\beta = -.329, p < .01$) を与えていた。「対象者に対する不安」は、逆にポジティブな意図に負の影響を、ネガティブな意図に正の影響を与えていた。知識や情報接触についての項目の中では、家庭の中で話題にする程度である会話経験のみ、対象者に対する不安に対して負の影響 ($\beta = -.154, p < .05$) を与えていた。

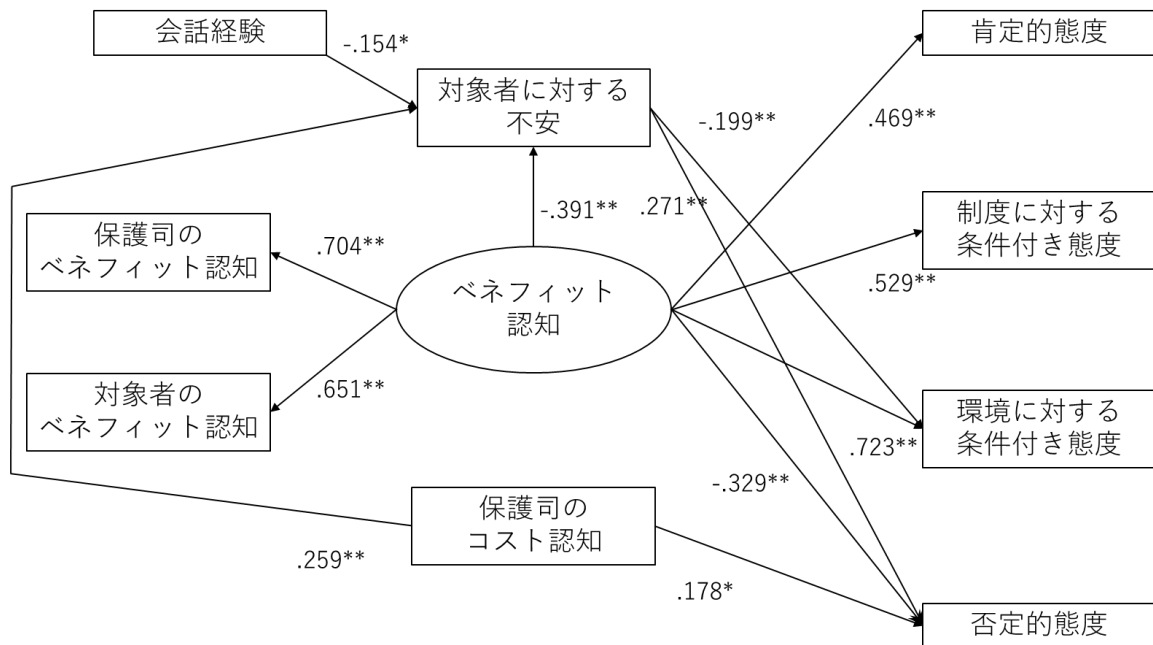


Figure 5-5. 更生支援活動への参加意図に影響を及ぼす各要因間の関係性
 $(\chi^2(17) = 31.589, p = .017, CFI = .969, RMSEA = .065 (90\%CI = [.027 - .100]), SRMR = .054,$
 $** : p < .01, * : p < .05, \dagger : p < .10)$

5.3.4 議論とまとめ

周知および発信する情報内容について

本節では、公的機関より更生支援の啓発に関する情報発信が行われていることを背景に、情報への接触と活動参加意図の関係について明らかにすることを目的とし、これまで更生支援に関わりを持つことがなかった人の参加意図の向上にどのような影響を与えるのかについて検討を行った。その結果、第一に、現状において更生支援に関する知識を聞いたことがある人は少数派であることが分かった。第二に、制度概要的な知識や情報接触は、更生支援に関する評価や活動への参加意図に直接的な影響を与えていないことが明らかになった。第三に、更生支援を行う当事者（保護司や加害者）にとってのベネフィットを高く評価することが、自分が更生支援活動に参加することに対するポジティブな態度の形成に強く影響していることが明らかとなった。この結果は前節の研究 3-1 の結果を支持するものであった。この結果からは例えば、保護司のやりがいや支援対象者の立ち直った事例等を伝えることが更生支援活動に対する参加意図の促進に有効である可能性がある。

本節の意義

本節の意義として第一に、従来の知識提供型の情報提供における具体的な示唆を得られた点があげられる。本節からは、更生支援が持つ保護司や加害者のベネフィットを伝えること

が更生支援行動や理解に対する肯定的な態度を導く可能性が示唆された。また、制度概要的な知識や情報接触は態度形成に有意な影響がみられなかった一方で、家庭内の会話で扱われることにより、加害者に対する不安が低減する可能性が示された。ここからは、例えば家族で目にする可能性のあるマスメディアの報道等で扱われることにより、会話が発生し、加害者に対する理解が進む可能性があるといえる。社会内処遇への取組みが進むオーストラリアを対象とした研究において古川 (2011) は、今後社会内処遇がうまくいくのに必要な条件として、マスメディアによる犯罪報道への倫理指針の重要性に触れており、本節はその実務的な示唆を与えるものであろう。

第二に、従属変数として保護司としての参加意図だけでなく、更生支援に関する多様な参加方法に対する態度を検討した点が挙げられる。保護司の担い手不足や、活動負担の高さが度々指摘されている (産経新聞, 2021) ことから、保護司のサポートを含めた多様な更生支援への関与の仕方を想定した本節の知見は、今後の制度設計に指針を与えるものであろう。

学術的な意義としては、加害者の立場からベネフィット認知を扱った点が挙げられる。これまで更生支援に対する態度の規定要因として被援助者である対象者の要因が扱われたことはない。しかし、援助行動研究やボランティア等の向社会的行動研究において、行動者主体にとってのベネフィット (援助成果) と被援助者のベネフィット (援助効果) に対する認知が行動規定因となることが指摘されている (高木, 1997)。本節において対象者にとってのベネフィット認知が更生支援に対する態度や支援意図に影響を与えていたことは、これまでの援助行動研究において指摘されてきた行動規定因が、更生支援の文脈においても有効であることを示しているといえる。

本節の課題

本節の課題として、「更生支援活動に関する説明文」を配布したことによる回答のバイアスの可能性が挙げられる。本節では、これまで更生支援に関わりのない人に対する情報提供にむけた示唆を得るために、認知度が低であろう大学生のサンプルを調査対象とした。その配慮として説明文を配布したが、Figure 5-4 で示した回答では、保護司について聞いたことがある人の割合より、保護司の活動の内容を知っている人の割合が高くなっており、回答に矛盾が生じている。この結果は、保護司という名称を知らなかったものの、非行や犯罪を行った人の生活指導をしている人の存在の認知が高いことを示している可能性もあるが、いずれにしても、本調査のみからではどちらの可能性も考えられ、今後の検証が必要であろう。

また、官民協働刑務所やそこで生活する (元) 受刑者に対する態度を調査した上瀬ら (2017) では、接触理論の立場からステレオタイプや偏見の低減に施設接触が有効であることを示しており、知識や経験の内容によって態度変容に与える効果が異なることが示唆されている。今後はより厳密な実験的な手続きを用いて、回答者の知識量の把握と情報接触の効果を検証することが求められる。

第6章

総合論議

6.1 本研究で明らかになったこと

本節では、第3章～第5章で行った各実証研究の総括を行ったうえで本研究における各実証研究の関係性をまとめる。

6.1.1 実証研究の概要

各章の実証研究の概要を以下にまとめる。

第3章：

- 高齢者の夫婦のみ世帯を対象に質問紙調査を実施し、詐欺電話遭遇時の配偶者に対する相談行動について APIM 分析を用いて検討した。
- その結果、夫婦間の関係満足度は、妻・夫双方の信頼を媒介して相談行動の意図に影響を与えることが明らかになった。
- 夫の関係満足度が妻の相談行動意図を高めるパートナー効果が確認された。
- 夫婦間の関係満足度は、日常的なコミュニケーションや積極的な問題解決戦略によって規定されることがわかった。

第4章：

- 高齢者夫婦のみ世帯を対象に質問紙調査を実施し、詐欺電話を受けた際の情報提供意図について、警察、行政、地縁組織、近隣住民の情報提供が期待される対象ごとに検討した。
- その結果、普段のまちづくりの参加意識の高さが、詐欺電話接触時という特定状況下における情報提供意図に影響を与えることが明らかになった。
- また、まちづくりへの参加意識は普段の夫婦間のコミュニケーションや共行動によって高められる可能性が示唆された。さらに、夫婦の両方がコミュニケーションの頻度を高く認識していると、その傾向が強いことがわかった。
- 地縁組織や近隣住民など地域の人への情報提供に関しては、夫婦のまちづくりへの参加意識の高さが影響し、警察や行政といった公的機関に対する情報提供に関しては情報提供行動のコスト認知が影響を与えていた。

第5章：

- 800名を対象としたインターネット調査(研究3-1)と203名を対象とした質問紙調査(研究3-2)を行い、更生支援活動への参加意図を規定する要因について、人口統計学的な変数、知識や情報接触、加害者や保護司といった更生支援に係る個人、刑事司法機関、制度に対する態度の側面から検討した。

- 更生支援ボランティア活動に対するベネフィット認知が、活動への参加意図の最も重要な規定要因であることがわかった。また、警察への信頼は、社会志向性を媒介し、参加意図を高めていた。
- 加害者に対する不安感に関しては、制度概要的な知識の有無や情報への接触は影響を与えておらず、家族との会話がその低減に影響していた。
- 更生支援制度、保護司や加害者にとってのベネフィットに対する認知が、更生支援に携わることについてのポジティブな態度を強く規定する可能性が示された。

6.1.2 社会システムの相互作用と犯罪予防行動

本研究では、行動主体と行動が作用する対象者との普段の関係性を、個人・地域・社会の枠組みで捉え (Figure 2-6) , その相互作用による犯罪予防行動の促進を検討した。Figure 6-1 に本研究の結果を踏まえた犯罪予防行動を規定する社会システムとの関係性を示す。

まず第 3 章では、配偶者との普段のコミュニケーションや問題対処方略によって規定される夫婦の関係満足度が、家族内の協働による犯罪予防行動に影響することが確認された。性別ごとに見ると、妻の場合、関係満足度は直接的には行動を規定せず、特定状況下における信頼を媒介することで行動意図を高めていた。一方で、夫の関係満足度は妻の行動意図を直接高めていることが分かった。夫の場合は、関係満足度は特定状況下における信頼を媒介せずとも直接的に行動意図を高めていた。これらのことをまとめると、家庭内での犯罪予防行動には、普段の関係満足度が影響しているといえる。特に特殊詐欺の被害者の多くを占める女性の被害を防ぐという意味では、夫婦関係に満足しているだけでなく夫に対する信頼が重要であるが、それも夫の関係満足度の高さにより補われる可能性が示唆された。

第 4 章では、普段の地域との関わりを「まちづくりへの参加意識」という尺度でとらえ、地域との関係性が地域における向社会的な性質をもつ犯罪予防行動を規定することを示した。また、普段の地域との関わりは、夫婦間のコミュニケーションや共行動の認知によって高められることが示され、家庭という社会システムの最小単位が地域というより大きな社会システムとの関わりに関係していることが示唆された。さらに、夫婦が共にまちづくりの参加意識が高い場合、特に地縁組織や近隣住民といった同じコミュニティに居住する人への行動が喚起され、また夫婦が共に行動のコストを認識している場合には公的機関への行動が抑制される可能性が示唆された。これらのことから、普段の地域との関係に加えて、家族の共通認知が地域に対する行動に影響することが示された。

第 5 章では、多様なアクターとの共同関係の中で行われる更生支援をテーマに、2 つの研究を行い行動の規定因を検討した。制度概要的な知識や、情報との接触、警察に対する信頼といった公的アクターに対する態度は直接的に行動意図を規定していなかった。しかし、警察に対する信頼は個人の社会志向性を媒介し、行動意図を高める間接効果が確認された。加えて、更生支援活動の保護司や加害者にとってのコストやベネフィット認知や、加害者に対

する不安といった、関係者個人に対する態度が行動に直接的に影響することが示された。また、知識が更生支援に関する態度に影響を与えない中、家族との会話経験は加害者に対する不安に対して負の影響を与えていた。さらに自治会への加入が更生支援に対する態度項目の多くで関連していることから、普段の地域との関わりが社会的に対する犯罪予防行動意図にも影響を与えることが示された。

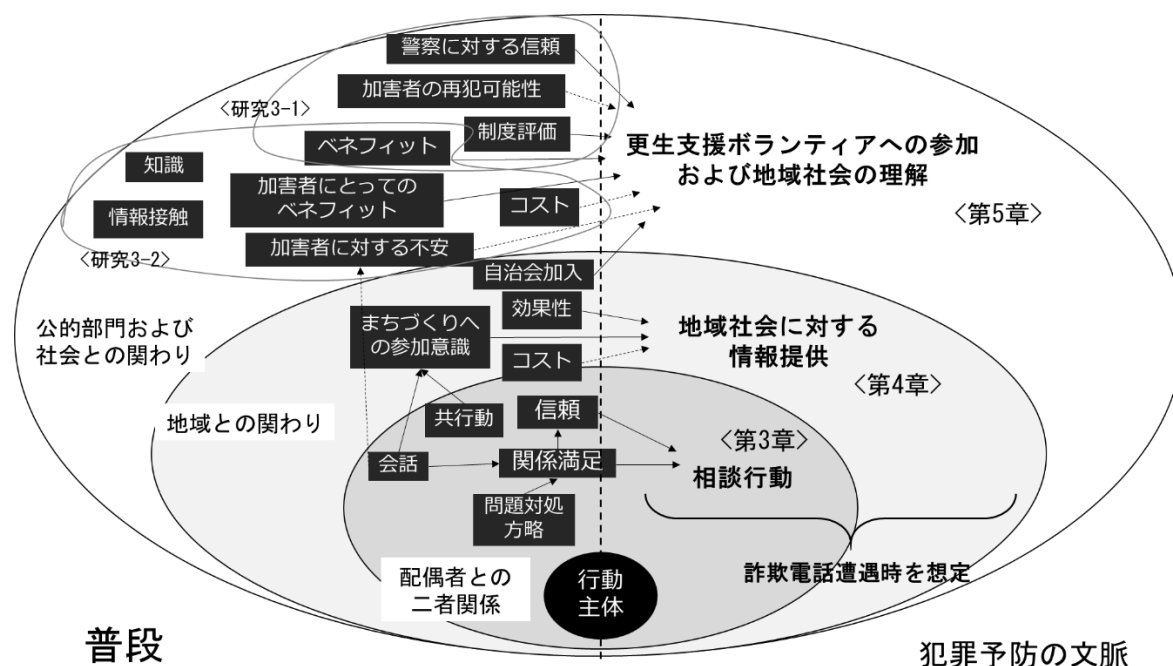


Figure 6-1. 本研究から得られた犯罪予防行動を規定する社会システムとの関係性 (矢印は正の影響、破線矢印は負の影響を示している)

6.1.3 本研究を踏まえた実務への含意

第3章～第5章の各章において、実務的な意義や具体的な介入方策にむけた検討について記述を行った。ここでは、それらに加え、社会システムの相互作用もふまえた視点から再度整理を行う。特に、個人が置かれた社会的な文脈の活用は、犯罪の文脈での注意喚起や直接的な依頼、サンクションだけではなく、犯罪以外の文脈での介入も可能とすることから、日常生活と犯罪予防行動をとる意思決定場面との継続性も高く、犯罪予防の低関心者層や予防行動意識のマンネリ化に対しても有効である可能性があると考えられる。

本研究の結果から考えられる介入方策について、犯罪予防の文脈と、犯罪に限らない日常生活の文脈での介入に分けて整理し Table 6-1 にまとめた。

Table 6-1. 本研究を踏まえた介入方策の提案

	犯罪予防の文脈での介入	その他の日常生活の文脈での介入
詐欺電話遭遇時の 相談行動の促進	・ 高齢夫婦を対象とした防犯教室 (詐欺電話遭遇時の行動をリハーサル)	・ 夫婦を対象とした生活相談 (家庭内の問題に対する夫婦関係内 アプローチをサポート) ・ 家計管理ルールづくり
詐欺電話遭遇時の 情報提供行動の促進	詐欺電話遭遇時の ・ 情報提供の効果性に関する情報発信 ・ 情報提供方法の簡略化と方法の説明	・ 地域活動の促進および 夫婦単位で参加するイベントの開催
更生支援ボランティアへの参加および 地域社会の理解促進	・ 保護司の活動や立ち直り事例等 更生支援関係者に関する情報の発信	・ 警察活動の効果の周知 ・ 地縁の結びつきを強めるイベントや 組織の活性化 ・ 家庭内での会話を増やす教育的介入

< 詐欺電話遭遇時の相談行動の促進にむけて >

- 詐欺電話接触時の配偶者への相談行動をリハーサルする防犯教室の開催：詐欺電話遭遇時に相談しなかった理由として警視庁 (2018) によると「相談するという発想がなかった」割合が 23.1% であり、自信の高さや、周囲の人の不在に次ぐ 3 位の理由として挙げられていることから、まずは、被害抑止にむけた相談行動の有効性について認知を高める必要がある。

本研究を踏まえると、特に被害者属性として割合が高い高齢女性の場合は、夫に対する詐欺電話遭遇時の信頼が最も行動意図を規定することから、防犯教室等で事前に夫への相談をリハーサルし看破する疑似体験をすることが有益であると考えられる。加えて、家族コミュニケーションの変容に向けた家族療法の場面においては、普段の家族の様子を本人がセラピスト等の専門家の前で再演し (エナクトメント)、コミュニケーションにおける課題やその解決の糸口を特定する方法がこれまで行われてきた。詐欺電話遭遇時の相談行動においても、こうした行動のリハーサルを当人で行う事は、相談を阻む要因の可視化とその改善に資すると考えられる。

- 夫婦を対象とした生活相談の推進：本研究からは、普段のコミュニケーションや問題発生時の積極的な解決コミュニケーションが夫婦の関係満足度を規定し、犯罪予防行動にも影響することが示された。夫婦といった二者間における関係満足度を公的アクターなど外部が直接的に介入を行うことは難しいが、従来から公的サービスとして行われている健康や生活に係る問題解決の場において二回目以降の面談時に配偶者の同席を求めるなど、夫婦単位での参加を促す介入を行うことは可能であろう。第三者を交えた場であっても、問題対処における夫

婦関係内アプローチの実践の場を設定することにより、夫婦間の話し合いの時間を持つことに繋がり、その後の二者間における夫婦間のコミュニケーションや問題解決を促進する可能性がある。

- 家計管理ルールづくりに関連した介入：妻では、被害リスク認知や夫婦の関係満足度が直接的に相談行動意図に影響を与えなかったことを踏まえた、より直接的な方法として、家庭の支出に関するルール作りをサポートするような介入が考えられる。特に、特殊詐欺の被害予防の文脈においては家計管理者、家政への関与自負が実際の行動を規定することが想定されるため、実態に応じたアドバイスが必要となるだろう。例えば、具体的なルールとして、一定金額以上の支出がある場合には、必ず家族や信頼できる人に相談・確認することなどが挙げられる。これはライフステージの変化のタイミングや、資産形成における金融商品の購入などを検討する場面での介入が可能性として考えられる。

特に老年期は、人生の統合期であり、家族内における役割移行やそれに伴う地域社会・コミュニティとの関係の再構築の時期にあり (Erikson & Erikson, 1997)、老後の備えや、家族や地域との関わりを検討する上でも経済状況の確認とその管理のサポートは重要である。社会的な繋がりの中での支援が福祉施策の場面において実施されてきたが (日本家族心理学会, 2017)、生涯学習、地域活動等様々な場面において、家計管理に関する介入場面を設定することが可能であろう。

<詐欺電話遭遇時の情報提供行動の促進にむけて>

- 情報提供の効果性と情報提供方法に関する情報の世帯単位での広報：加害者の検挙にむけた公的機関への情報提供を促進する上では、情報提供に関する効果性の認知とコスト認知が強く影響を与えていた。特に個人レベルと比較した際に世帯レベルではその傾向が強いことから、個人が偶然目にするポスターやチラシ、関心を持って閲覧するHP等だけでなく、家族の複数名が目にする可能性がある世帯配布の広報誌、地域紙の中に含めた周知や、ステッカーの配布等が有効である可能性がある。

本研究で使用した質問項目を踏まえると、「情報提供によって被害を減らすことができる」、「情報提供することで犯人の逮捕等につながる」といった効果性に関する内容を伝えること、コスト認知を下げるために、通報窓口を調べなくてよいように家の中に張り付けられるステッカーやシール等の配布を行うことが有効であると考えられる。

- 高齢者が参加する地域活動の推進および、夫婦単位で参加するイベントの開催：本研究からは普段からまちづくりへの参加意識の高さが、情報提供行動に影響

を与えていた。特殊詐欺に遭いやすい属性である高齢者に普段からまちづくりへの参加意識を高めてもらうための場の設定することで、詐欺電話遭遇時という非常時への備えとなると考えられる。また、夫婦のコミュニケーションは、まちづくりへの参加意識を高めることが本研究から示唆されていることから、夫婦での参加を促すようなインセンティブの付与等を行うことにより、相乗効果も見込める可能性がある。

<更生支援ボランティアへの参加・理解促進にむけて>

- 更生支援による立ち直り事例・保護司の活動等、更生支援関係者の事例に関する情報の発信：本研究からは、加害者や保護司にとってのベネフィットやコストの認知が行動意図に最も影響を与えていた。更生支援に係る情報発信は制度概要的な知識に偏りがちであるが、保護司が活動を通じて感じたやりがい、更生支援による加害者の立ち直り事例といった情報が提供されることにより、参加意図が高まる可能性がある。
- 警察の信頼性を高める情報発信：警察への信頼は社会志向性と強く関連し、更生支援への参加意図にも影響していた。本研究で扱った質問項目を踏まえると、警察活動の犯罪予防における効果の周知や、誠実で共感的な対応を見込める主体であるという認識を高めるような情報の発信が有効であると考えられる。
- 地縁の結びつきを高めるイベントや組織の活性化：地縁組織に所属していることが、更生支援や加害者に対する態度と強く関連していたことから、刑事司法システムに対する肯定的な態度を促進する上で、本研究で扱った自治会への加入だけでなく、地域との結びつきを強める施策が有益である可能性がある。具体的には、地域のボランティア団体や、互助組織の活動や加入を促進するサポート等が考えられる。
- 家庭内での会話を促進する教育的介入：更生支援に関する制度概要的な知識は刑事司法に関係する態度に影響を与えていなかったが、刑事司法に係る家庭内での会話の頻度は、犯罪加害者に対する態度を軟化させる可能性が本研究から示唆されている。加害者に対する不安は支援活動に負の影響を与えるため、例えば子どもの教育場面において、刑事司法について家庭内での会話を即すような課題や、マスメディアの家族向け番組等で扱われることが、加害者の立ち直りに対する理解に資する可能性があると考えられる。

6.2 本研究の課題

各実証研究における研究上の課題については、各章に既述したため、本節では犯罪予防研究の側面から本研究の前提に関わる着眼点やアプローチ方法に関する限界を述べると同時に、その解決にむけた今後の展望について述べる。

課題の一つ目として、本研究で扱った罪種が特殊詐欺、行動主体が主に高齢者に限られている点が挙げられる。本研究で扱った「相談行動」や「情報提供」において、行動が作用する対象との普段の関係性が影響を持つというアイディアは、子供や高齢者等に対する虐待や不審者情報等の通報行動等一般の文脈においても援用できる可能性があるが、例えばそれが性犯罪であった場合など罪種や被害者の属性が異なる場合は他により考慮すべき要因がある場合や行動を規定する心理プロセスが異なる可能性もあることから、適用範囲においては、今後の検証が必要となる。

課題の二つ目として、他の家族類型や社会システムへの対応の必要性が挙げられる。本研究第3章第4章は、家族の中でも夫婦のみ世帯に居住する者を対象とする調査であり、他の家族類型には対応していない。特に特殊詐欺の犯罪予防の文脈においては、独居者の被害リスクは高いと考えられる(警視庁, 2018)ことから喫緊の検討が必要である。さらに、家族社会学の文脈において、家族の縮小化や家族機能の弱体化、個人の生き方の変化といった家族がもつ社会文化的文脈の変化(中釜ら, 2020)や、家族を再定義するような試みが行われている(上野ら, 1991)。現在では、家族関係を単純な同別居や婚姻関係だけで捉えられず、本人が「家族である」と認知しているかや、ネットワークの視点、集団のなかで果たしている役割の視点(信田・小池, 2013; 上野, 2020)から捉える必要性が指摘されていることから、時代の要請に応じた多様な家族形態を考慮した検討が今後必要とされるだろう。

課題の三つ目として、フィールド調査および実験が未実施であることが挙げられる。本研究では行動意図をのみを問うており、実際の行動を測定することができなかった。行動意図と行動には乖離があることが度々指摘されていることから、本研究においても行動意図を尋ねるだけでなく、行動確認することが望ましかったであろう。さらに、本研究で扱う行動は社会性が高い行動であったため、社会的望ましさにより回答のゆがみが生じる可能性も大きい。こうした課題を解決するためには、警察組織や自治体との共同によるフィールド調査や実験的な取り組みが必要となる。また、介入方策を検討する研究はその方策の実現可能性や効果検証を含めて検討されることにより実務的にも有益なものとなる。個人の問題解決にむけて社会システムを含めた介入を検討する家族臨床と、家族心理学を融合した家族臨床心理学(亀田, 200)においても、家族の問題が顕在化する場面の実践領域(例えば、教育場面、雇用労働場面等)との協働の有効性が示されている。今後、政策立案現場との共同研究が行われることにより、科学的知見に基づく施策のアイディアが政策立案現場に提供される可能性が期待できるだろう。

謝辞

本論文の執筆にあたり、指導教員としてご指導をいただいた雨宮護先生にまず心より感謝申し上げます。雨宮先生との出会いは修士論文のアドバイザーグループのお願いをさせていただいた修士1年の夏でした。それ以来、定期的な研究相談や研究室のゼミに参加させていただき、博士課程からは先生の研究室に移籍し、4年半にわたりご指導・ご支援を賜りました。気が付くと無限に風呂敷を広げて研究をすすめてしまう上、じゃじゃ馬のような筆者はご心配をおかけしてしまったことも数えきれない程あったことと思います。最後まで向き合い、時に戒め、導いてくださった先生には感謝の言葉の申し上げようもございません。研究においては、貴重な社会調査の機会をいただきました。本論文の第3章、第4章で使用したデータは、東京都足立区との共同研究であり、雨宮先生には足立区との度重なる調整等においても多大なるご尽力をいただきました。先生のご指導の下、この調査を実施できたことが自信に繋がり、現在行っている他の研究にも繋がっています。また、論文の執筆にあたっては、筆者の稚拙な文章表現にも根気強く向き合ってください、ご指導いただいたことにより投稿論文の採択に至ることができました。言うまでもなく、投稿論文を発表し、博士論文をまとめることができたのは雨宮先生のご指導の賜物です。深謝申し上げます。

上市秀雄先生には、学類、修士までの指導教員、博士課程の副指導教員としてご指導いただく他、大学2年次に社会工学類に編入学してから現在に至るまで、公私に渡り常に気にかけていただきました。上市先生の経済行動論の授業を受講したことが、先生との出会いであり、同時に心理学の出会いでもありました。そして、上市先生の研究室にあった『犯罪と市民の心理学』(2011, 北大路書房)が、犯罪学との出会いでした。上市先生との出会いなしに、研究の道に進むことも、このテーマと出会うこともありませんでした。また、研究室OGとなっても上市研のメンバーとして研究室の中に居場所を作ってくださっていたために、上市研の素晴らしい後輩との交流にも恵まれました。更生支援の一般受容という我が国では研究している人が少ないテーマを扱いつつも、孤独を感じることなく自分を信じ研究を進めることができたのは、どんな時も変わらず先生が応援してくださったからでした。ここまで何があっても挫けることなく研究を続けることができたのは、ひとえに上市先生の励ましによるものです。

谷口綾子先生、甲斐田直子先生、藤井さやか先生、東北大学の荒井崇史先生には、副査・副指導教員としてご指導いただきました。計画発表、中間発表、予備審査の際には、筆者の未熟な研究・発表に対して、多くの有益な助言をいただきました。特に、夫婦関係、地域での犯罪予防、更生支援という一見すると異なる分野の各研究を一つの博士論文にまとめることができたのは、多様な視点からのご指摘いただき、家族心理学、コミュニティ心理学、社会学に幅広く触れる機会をいただいたからでした。また、筑波大学の3名の先生方とは、オーブ

ンキャンパスや、ティーチング・アシスタントとして関わらせていただく機会もあり、自分の研究と離れて先生方の研究のお話しをお聞きできたのは楽しいひと時でした。荒井先生は、副査としてご指導いただく以前より、学会で心理学の立場からご助言いただく機会や、筑波大学および科学警察研究所の研究・アシスタントの先輩としてのアドバイスをいただいたこともあり大変嬉しく、心に残っています。副査・副指導教員の先生方に心より御礼申し上げます。

また、博士課程においては、学外の研究所の先生方からも日常的に多大なるご指導をいただきました。科学警察研究所の島田貴仁室長には、研究・アシスタントとして雇用していただくだけでなく、自己流で研究を進めていた筆者に研究を基礎から教えていただきました。投稿論文執筆の際には共著者を引き受けていただき、連日綿密なご指導をいただきました。筆者がこの分野の研究を始めた際には「本や論文の中に住んでいらっしゃる憧れの先生」でいらっしゃる島田先生から、今となっては直接ユーモアのこもった温かいご指導を受けることができることに日々喜びを感じております。業務でお忙しい中、同研究所犯罪予防研究室の齊藤知範先生、山根由子先生からも本研究に対する貴重なご助言を賜りました。感謝の念に堪えません。

森林総合研究所の高山範理先生には、博士課程1,2年次に研究補助員として雇用していただきながら、研究生活における相談にもものっていただき、研究者としての心構えや人として多くのことを教えていただきました。普段の筆者自身の専門とは異なる森林分野の心理学研究のお手伝いをさせていただいたことや、共著論文の執筆、研究所内の多くの方とお引き合わせいただく機会をいただき、刺激的な日々を過ごしました。環境計画研究室で一緒にさせていただいた八巻一成先生、森田恵美先生、宮本麻子先生、松浦俊也先生からは「おやつの時間」に多様な研究のお話しをお聞かせいただき、それまでふれたことのない研究の世界を知ることができました。

本研究で高齢者の犯罪被害抑止を検討するにあたり、筑波大学人間系にご所属の原田悦子先生からのご指導をうけることができたのは筆者にとって大きな幸運でした。初めて先生に研究相談させていただいた際に、ともすれば筆者の研究が被害者非難につながりかねない可能性をご指摘いただいたことは、今後も犯罪予防に関する研究をする上で胸に刻まなければならない事であり、研究に向かう姿勢の転機ともなりました。また、「高齢者による使いやすさ検証実践センター（みんなの使いやすさラボ）」の活動に定期的に参加させていただき、高齢者の方々と直接お話ししたことは、直接的に本研究のアイデアとなりました。

個人による犯罪予防行動に焦点をあてたきっかけには東京大学の樋野公宏先生との出会いもありました。先生の授業や、警察ボランティアの日英比較に関するプロジェクトに参加させていただいたことが、我が国で求められる犯罪予防行動を改めて考えるきっかけとなりました。未熟者な筆者に幾多の貴重な経験を与えていただいたことに拝謝申し上げます。

東洋大学の桐生正幸先生からは、本研究の計画段階からご指導・激励をいただき、また2018

年度はゼミにも参加させていただき、研究室の皆さまからも有益なご助言をいただきました。研究犯罪心理学を専門とされる同世代の学生の皆様とご縁をいただいたことは、研究をする上でも大きな糧となっております。

本研究の臨床的な視点、直接的なメッセージに代えた社会システムの文脈に働きかけるといふ介入の発想は、フィールド調査や直接地域の方と触れ合う機会をいただいたことを踏まえたものです。人文社会系の吉野修先生には、震災後福島県の避難指示区域のある仮設住宅のコミュニティにおける心の復興に関する取組を通じ、多様な経験をさせていただきました。単発のボランティアではなく4年間継続的に活動したことにより、住民の方との繋がりも深いものとなりました。またなにより、人や社会に向き合う心構えを先生から学ばせていただきました。

心の支援に関して、鈴木吏良先生（現・浦和大学）にも数々の貴重な機会をいただきました。被災地や刑事施設において臨床心理士や精神科医の先生方が支援・診察されるお姿、クライアントの方との信頼関係や行動変容を見させていただいたことが、行動変容研究への関心となりました。

システム情報系の白川直樹先生、土木研究所の坂本貴啓先生には、九州や常総市において川の保全や防災教育に関するゼミのプロジェクトに参加させていただきました。現地での、地域や社会のために熱意溢れる活動をされている方との多くの出会いが、向社会的行動を記述したいという研究のモチベーションに繋がっています。分野外の筆者を温かく向かい入れてくださった、個性豊かなゼミメンバーの皆さまにも心より御礼申し上げます。

少年の立ち直りに関するボランティアをさせていただいていた茨城県警察少年課の方には、6年に渡り大変お世話になりました。少年との対話の中で学んだことは数知れません。また、警察や不登校支援のボランティアにあたり、T-ACT推進室ボランティアアドバイザーの飯島由香さんにはいつも温かいサポートをしていただきました。

社会問題の解決に資する研究者を志したのは、大学生の時に行っていた「政策立案コンテスト」の実行委員会としての活動を通してでした。1年半で100人を超える有識者や政策立案者、地域で問題解決に取り組む方にヒアリングさせていただきました。一人一人のお名前を挙げることは出来ませんが、世間知らずの若者であった筆者の拙い議論や依頼に真摯に向き合ってくくださった懐の深さには頭が下がる思いです。社会問題の解決のためにご活躍されると同時に、後進の育成にもご尽力いただくお姿に感銘をうけました。

大学・大学院でこのような他分野にわたる豊かな学びの機会をいただいたのは筑波大学の多くの方の温かいご支援によるものです。学際的な学びや開かれた学びの必要性については、筑波大学の共通科目やサイエンスコミュニケーションの取組を通じて学ばせていただきました。特に生命環境系の野村港二先生とは、「大学での学び」について多くの議論をさせていただき、投稿論文の共著者も引き受けていただきました。野村先生、システム情報系の善甫啓一先生を含め、サイエンスコミュニケーションの実践をご支援してくださった「つくば院生

ネットワーク」のご関係者の皆様、大学本部の関係部局の皆様にご心より御礼申し上げます。

学類 1 年次のクラス担当の谷口陽子先生をはじめとする人文学類先生方、友人は筆者の夢に耳を傾けてくださり、社会工学類への転学を応援してくださいました。転学後も変わらずお付き合いいただき、人文学類は今も心の故郷です。

社会工学類に移籍してからは、古典的な理論と実践を往復しながら学際的なアプローチで社会問題の解決に向けた検討する社会工学類・社会工学専攻（以下、社工）の授業の一つ一つが、新鮮で毎日が大興奮でした。学びたいこと、研究したいことが溢れて収拾がつかないという幸せな悩みは転学してから今日まで続いています。一方で、数学的な素養がなかった筆者は、理解が追いつかないことも多々ありましたが、社工の先生方のご多忙の中個人指導をしてくださり、好きなだけ学ばせてくださいました。このように社工の先生方にご指導・ご支援いただいたことは到底書ききれるものではありません。中でも、修士論文でアドバイザーグループも引き受けていただいた高橋義明先生（現・明海大学）には、政府の情報開示や心理学と経済学の領域についてお教えをいただくとともに、学会でお会いする度激励のお言葉をいただきました。岡田幸彦先生には、社工の広報に関わる多様なプロジェクトへの参加の機会をいただきました。また、広報活動を通じて、社工の先生方とより繋がりをいただくことができたことから、新たな学びにもつながりました。大山智也先生は、雨宮研の同期として多大なるサポートをしていただきました。ご自身のご苦勞を周囲には微塵も感じさせず、研究室の学生に心から向き合い、研究室運営にも心を砕かれるお姿をいつも尊敬しておりました。紙面の都合上お世話になった先生方の御名前のすべてを書くことができませんが、社工の先生方の研究者としてのお姿、教育者としてのお姿に感動し、憧れ続けて、その背中を追いかけてここまで来ることができました。ここに改めて感謝の気持ちを表します。

最後に、いつもサポートしてくれる家族に感謝を述べたいと思います。両親はいつも娘を信じ、どんな挑戦も心から応援をしてくれました。夫は、筆者が安心して執筆に集中できるように、味方となり精神的なサポートをしてくれました。2020 年度に投稿論文をまとめて出すことができたのは、夫が在宅勤務となり常に見守ってくれたことによるものです。また、家族は、研究のアイデアの源となっています。保護司をしており地域や社会のために腐心していた祖父、家族思いの祖母の、家族を慈しみ、地域を愛し愛されている姿が、本研究で扱った社会システムの相互作用の発想となりました。博士課程の在学期間は祖父母の介護やお別れの時期とも重なりましたが、この時に家族の愛情や人が持つ力を実感したことが、他者を思いやり、社会の中で役割を果たそうとする人間の営みを記述し、それを支える社会制度を作るという筆者の研究者としての決意を固めることにも繋がりました。

このように本論文は多くの方のご支援なしには完成し得ないものでした。ここに改めて心より御礼申し上げます。

2021 年 6 月

讃井 知

引用文献

- Abraham, C., & Kools, M. (2012) . Writing health Communication: An evidence-based guide. SAGE Publications Ltd.
- Ajzen, I. (1985) . From intentions to actions: A theory of planned behavior. In J. Kuhl & J. Beckman (Eds.), Action-control: From cognition to behavior (pp. 11–39). Heidelberg, Germany: Springer.
- Akashi, F. (2018) . The role of volunteer probation officers in Japan - Recent challenges and responses. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 54, 121-132.
- 秋田県警察 (2019) . 「ながら見守り」活動マニュアル：日常活動をしながら守る子どもの安全」 [police.pref.akita.lg.jp/uploads/contents/news_0000001769_00/seianki010826mimamori.pdf](https://www.police.pref.akita.lg.jp/uploads/contents/news_0000001769_00/seianki010826mimamori.pdf) (2021/04/26 閲覧)
- 雨宮 護・樋野 公宏・小島 隆矢・横張 真 (2007) . 批判論の論点と市民の態度からみたわが国の防犯まちづくりの課題. *都市計画論文集*, 42.3, 691-696.
- An official website of the U.S. government. (2017) . About SBST <<https://sbst.gov/>> (2018/10/31 閲覧)
- 安藤 延男 (1979) . コミュニティ心理学への道. 東京, Japan: 新曜社.
- 安藤 香織・大沼 進・安達 菜穂子・柿本 敏克・加藤 潤三 (2019) . 環境配慮行動における二者間の相互作用の検討：ペア・データ調査から, *実験社会心理学研究*, 59 (1) , 1-13.
- Applegate, B. K., Cullen, F. T., & Fisher, B. S. (2002) . Public views toward crime and correctional policies: Is there a gender gap? *Journal of Criminal Justice*, 30 (2) , 89–100.
- Applegate, B. K., Cullen, F. T., Fisher, B. S., & Ven, T. V., (2000) . Forgiveness and fundamentalism: Reconsidering the relationship between correctional attitudes and religion. *Criminology*, 38 (3) , 719–754.
- 朝日新聞 (2020). 「防犯ボランティア、3 年連続減少 高齢化響きマンネリ化」 <<https://www.asahi.com/articles/ASN685T1VN5XUTIL015.html>> (2021/4/26 閲覧)
- Bateson, G., (1972) . Steps to an Ecology of Mind: Collected Essays in Anthropology, Psychiatry, Evolution and Epistemology. Chandler Publishers (佐藤 良明訳, 2000, 「精神の生態学」, 新思索社)
- Behavioral Insight Ltd (2018) . The Behavioral Insight Team homepage <<https://www.behaviouralinsights.co.uk/>> (2018/10/31 閲覧)
- Birgden, A. (2008) . Offender Rehabilitation: A Normative Framework for Forensic Psychologists. *Psychiatry, Psychology and Law*, 15 (3) , 450–468.
- Bowman, M. (1990) . Coping efforts and marital satisfaction: Measuring marital coping and its correlates. *Journal of Marriage and Family*, 52, 463–474.
- Brantingham, P. J., & Faust, F. L. (1976) . A Conceptual Model of Crime Prevention. *Crime &*

- Delinquency, 22 (3) , 284–296
- Brown, S. (1999) . Public attitudes toward the treatment of sex offenders. *Legal and Criminological Psychology*, 4 (2) , 239–252.
- Brown, S., Deakin, J. O., & Spencer, J. O. N. (2008) . What People Think About the Management of Sex Offenders in the Community. *The Howard Journal of Criminal Justice*, 47 (3) , 259–274.
- Bursik, R. J. Jr., & Grasmick, H. G. (1992) . *Neighborhoods and Crime: The Dimensions of Effective Community Control*. San Francisco.: Lexington Books.
- Caplan, G. (1964) . *Principles of preventive psychiatry*. Principles of preventive psychiatry. Oxford, England: Basic Books.
- Carstensen, L. L., Isaacowitz, D. M., Charles, S. T., Prakash, R. S., De Leon, A. A., Patterson, B., Janssen, A. L. (1999) . Taking Time Seriously. *The American Psychologist*, 54 (3) , 165–181.
- Center for Sex Offender Management. (2010) . *Exploring Public Awareness and Attitudes about Sex Offender Management : Findings from a National Public Opinion Poll*. A Project of the US Department of Justice, (August).
- Cesaroni, C. (2001) . Releasing Sex Offenders into the Community Through “Circles of Support”-A Means of Reintegrating the “Worst of the Worst.” *Journal of Offender Rehabilitation*, 34 (2) , 85–98.
- Chiricos, T., Eschholz, S., Gertz, M., & Chiricos, T. E. D. (2016) . *Crime , News and Fear of Crime : Toward an Identification of Audience Effects* Published by : Oxford University Press on behalf of the Society for the Study of Social Problem, 44 (3) , 342–357.
- Clarke, R. V, & Eck, J. E. (2005) . *Crime analysis for problem solvers: In 60 small steps*. Office of Community Oriented Policing Services.
- Cohen, L. E., & Felson, M. (1979) . Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach. *American Sociological Review*, 44 (4) , 588–608.
- Cook, C. L., & Lane, J. (2009) . The place of public fear in sentencing and correctional policy. *Journal of Criminal Justice*, 37 (6) , 586–595.
- Cowen, E. L. (1996) . The ontogenesis of primary prevention: Lengthy strides and subbed toes. *American Journal of Community Psychology*, 24 (2) , 235–249.
- Cullen, F. T., Fisher, B. S., & Applegate, B. K. (2000) . Public Opinion about Punishment and Corrections. *Crime and Justice*, 27, 1–79.
- Dozier, J. B., & Miceli, M. P. (1985). Potential Predictors of Whistle-Blowing: A Prosocial Behavior Perspective. *Academy of Management Review*, 10(4), 823–836.
- Duwe, G., & Johnson, B. R. (2015) . The Effects of Prison Visits From Community Volunteers on Offender Recidivism. *The Prison Journal*, 96 (2) , 279–303.
- ELY, P. (1997) . Community Crime Control in Japan: The Future of the Past? *Hitotsubashi Journal of*

- Law and Politics, 25, 3–14.
- Echterhoff, G. (2012). Shared-reality theory. In *Handbook of theories of social psychology*, 2, 180–199.
- Ellis, T., Lewis, C., & Sato, M. (2011). The Japanese Probation Service: A third sector template? *Probation Journal*, 58 (4), 333–344.
- Erikson, E., & Erikson, J.M. (1997). *The life cycle completed: A Review* (村瀬孝雄, 近藤邦夫訳 (2001). *ライフサイクル、その完結増補版*, みすず書房)
- Evans, J. St. B. T. (2003). In two minds: Dual-process accounts of reasoning. *Trends in Cognitive Sciences*, 7, 454-459.
- Evans, T. D., & Adams, M. (2003). Salvation or damnation?: Religion and correctional ideology. *American Journal of Criminal Justice*, 28 (1), 15–35.
- Eysenck, M. W. (2000). *PSYCHOLOGY: A Student's Handbook*. Psychology Press Ltd. (アイゼンク M. W. 山内光哉, 白樫三四郎・利島保・鈴木直人・山本力・岡本祐子・道又爾 (監訳) 「アイゼンク教授の心理学ハンドブック」, pp.834-877, ナカニシヤ出版)
- Falco, D. L., & Turner, N. C. (2014). Examining Causal Attributions Towards Crime on Support for Offender Rehabilitation. *American Journal of Criminal Justice*, 39 (3), 630–641.
- Festinger, L. (1957). *A theory of cognitive dissonance*. Stanford University Press.
- Fincham, F. D., & Bradbury, T. N. (1990). Social support in marriage: The role of social cognition. *Journal of Social and Clinical Psychology*, 9, 31–42.
- Fine, M. & Carney, s. (2001). Women, gender, and the law: Toward a feminist rethinking of responsibility. In Unger, R. K. (Ed.) *Handbook of the Psychology of Woman and Gender*. John Wiley & Sons. (森永 康子・青野 篤子・福富護監訳, 日本心理学会ジェンダー研究会訳, 2004 *女性度ジェンダー—の心理学ハンドブック*, 北大路書房)
- Fischhoff, B. (1990). Psychology and public policy: Tool or toolmaker? *American Psychologist*, 45 (5), 647–653.
- Fishbein, M. (1963). An Investigation of the Relationships between Beliefs about an Object and the Attitude toward that Object. *Human Relations*, 16 (3), 233–239.
- Fitzpatrick, J., Gareau, A., Lafontaine, M.-F., & Gaudreau, P. (2016). How to use the actor-partner interdependence model (APIM) to estimate different dyadic patterns in MPLUS: A step-by-step tutorial. *Quantitative Methods for Psychology*, 12, 74–86.
- Foote, D. H. (1992). The Benevolent Paternalism of Japanese Criminal Justice. *California Law Review*, 80 (2), 317–390.
- 藤野 京子・長沼 裕介 (2013). いじめ場面における第三者に対して状況要因と個人要因が及ぼす影響について. *犯罪心理学研究*, 50 (1), 1-13.
- 福島 朋子・沼山 博 (2018). 中年期における子どもの有無と夫婦関係—主観的幸福感との関係から—, *応用心理学研究*, 44 (2), pp.103-112

- 古川 のり子・橋本 成仁 (2010). バスに『乗って支える意識』 その要因と意識構造に関する研究, 都市計画論文集, 45 (3) , pp. 835-840
- 古川 隆司 (2011) . オーストラリアにおける社会内処遇の条件 —犯罪者の社会復帰に対する広報啓発—, オーストラリア研究紀要, 37, 89-99.
- 古村 健太郎 (2017). 接近・回避コミットメントが恋愛関係における感情経験に与える影響—行為者—パートナー相互依存性調整モデル (APIMoM) による検討—, 実験社会心理学研究, 56 (2) , 195-206.
- Gamble, K., Boyle, P., Yu, L., & Bennett, D. (2015) . Aging and Financial Decision Making. *Management Science*, 61 (11) , 2603–2610.
- Garland, B., Wodahl, E., & Cota, L. (2015) . Measuring Public Support for Prisoner Reentry Options. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 60 (12) , 1406–1424.
- Garland, B., Wodahl, E., & Schuhmann, R. (2011) . Value Conflict and Public Opinion Toward Prisoner Reentry Initiatives. *Criminal Justice Policy Review*, 24 (1) , 27–48.
- Garland, B., Wodahl, E., & Smith, R. G. (2015) . Religious Beliefs and Public Support for Prisoner Reentry. *Criminal Justice Policy Review*, 28 (9) , 879–895.
- Gerbner, G., & Gross, L. (1976) . Living with television: The violence profile. *Journal of Communication*, 26, 172–194.
- Gilbert, S. J. (1976) . Self disclosure, Intimacy and communication in families. *Family Coordinator*, 25, 221–231.
- Glanz, L. (1994) . The South African public’s attitudes toward imprisonment and the release of offenders. *Acta Criminologica: Southern African Journal of Criminology*, 7 (2) , 64–79.
- Grasmick, H. G., & McGill, A. L. (1994) . Religion, attribution style, and punitiveness toward juvenile offenders. *Criminology*, 32 (1) , 23–46.
- 浜井 浩一・芹沢 一也 (2006) . 犯罪不安社会——誰もが「不審者」？ 光文社.
- Hansen, J. E., & Schuldt, W. J. (1984) . Marital self-disclosure and marital satisfaction. *Journal of Marriage and Family*, 46, 923–926.
- Hardin, C. D., & Higgins, E. T. (1996) . Shared reality: How social verification makes the subjective objective. In *Handbook of Motivation and Cognition. Handbook of motivation and cognition*, Vol. 3: The interpersonal context. (pp. 28–84) . New York, NY, US: The Guilford Press.
- Harris, A. J., & Socia, K. M. (2014) . What’s in a Name? Evaluating the Effects of the “Sex Offender” Label on Public Opinions and Beliefs. *Sexual Abuse*, 28 (7) , 660–678.
- 橋本 成仁・恒藤 佑輔 (2018) . 住民主体による生活交通運営活動への参加意識と住民の主観的幸福感との関係に関する研究, 都市計画論文集, 53 (2) , pp.124-131
- Hatfield, E., Cacioppo, J.T., & Rapson, R.L. (1993) . *Emotion contagion*. Cambridge, United Kingdom: Cambridge University Press.

- Heider, F. (1946). Attitudes and Cognitive Organization. *The Journal of Psychology*, 21 (1), 107–112.
- 樋野 公宏 (2011). 花づくりを通じた継続的な見守り活動に関する考察. 神戸大学都市安全研究センター研究報告, 15, 185-190.
- 平木 典子 (2019). ライフキャリアという考え方: ワークとライフを繋ぐために, 日本女子大学現代女性キャリア研究所シンポジウム
- 法務省 (2012). 再犯防止に向けた総合対策
<http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00020.html> (2021/04/27 閲覧)
- 法務省 (2005). 研究部報告 26 ー保護司の活動実態と意識に関する調査ー
<http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00028.html> (2019/06/20 閲覧)
- 法務省 (2016). 再犯の防止等の推進に関する法律 条文 <
<http://www.moj.go.jp/content/001212698.pdf>> (2019/06/20 閲覧)
- 法務省 (2017). 「平成 29 年版 犯罪白書 ～更生を支援する地域のネットワーク～」, 法務総合研究所
- 法務省 (2013) 「犯罪被害に関する総合的研究ー安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果ー (第 4 回 犯罪実態 (暗数) 調査結果)」
<http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00066.html> (2019/06/27 閲覧)
- 法務省 (2018). 官民協働による刑務所の整備・運営事業 <
http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_pfi_index.html> (2019/06/20 閲覧)
- 法務省 (2021a). 保護司ひとくちメモ <
http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo04-02.html> (2021/06/19 閲覧)
- 法務省 (2021b). 第 71 回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し, 立ち直りを支える地域のチカラ～ <
http://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/hogo_hogo06.html> (2021/06/19 閲覧)
- Hough, M., Jackson, J., & Ben, B. (2013). Trust in justice and the legitimacy of legal authorities. In *The Routledge Handbook of European Criminology*.
- Hough, M., Jackson, J., Bradford, B., Myhill, A., & Quinton, P. (2010). Procedural Justice, Trust, and Institutional Legitimacy. *Policing: A Journal of Policy and Practice*, 4 (3), 203–210.
- Höing, M. A., Petrina, R., Duke, L. H., Völlm, B., & Vogelvang, B. (2016). Community support for sex offender rehabilitation in Europe. *European Journal of Criminology*, 13 (4).
- Indermaur, D., & Roberts, L. (2009). Confidence in the criminal justice system, Trends and issues in crime and criminal justice, 387. In Canberra: Australian Institute of Criminology
- 石盛 真徳・小杉 考司・清水 裕士・藤澤 隆史・渡邊太・武藤 杏里 (2017). マルチレベル構造方程式モデリングによる夫婦ペアデータへのアプローチ——中年期の夫婦関係のあり方が夫婦関係満足度, 家族の安定性, および主観的幸福感に及ぼす影響—— 実験社会心理学研究, 56, 153-164.

- 伊藤 裕子・相良 順子 (2012). 愛情尺度の作成と信頼性・妥当性の検討——中高年期を対象に—— 心理学研究, 83, 211-216.
- 伊藤 裕子・相良 順子・池田政子 (2007). 夫婦のコミュニケーションが関係満足度に及ぼす影響——自己開示を中心に—— 文京学院大学人間学部研究紀要, 9, 1-15.
- 伊藤 美奈子.(1993). 個人志向性・社会志向性尺度の作成及び信頼性・妥当性の検討. 心理学研究, 64 (2) , 115-122.
- 伊藤 美奈子・千勝 泰生・松本 明美 (2013). 夫婦における生活習慣と生活習慣病の類似性, 人間ドック (Ningen Dock) , 28 (1) , 35-42.
- Jasinski, J. L., & Mustaine, E. E. (2001) . Police response to physical assault and stalking victimization: A comparison of influential factors. *American Journal of Criminal Justice*, 26, 23–41.
- Jiang, S., Lambert, E. G., Saito, T., & Hara, J. (2012) . University Students' Views of Formal and Informal Control in Japan: An Exploratory Study. *Asian Journal of Criminology*, 7 (2) , 137–152.
- 人事院 (2014) . 第 27 回 人事院総裁賞「職域部門」受賞 .
<<http://www.jinji.go.jp/sousai/027/numata.html>> (2019/06/20 閲覧)
- Johnson, M. D., & Anderson, J. R. (2013) . The longitudinal association of marital confidence, time spent together, and marital satisfaction. *Family Process*, 52, 244–256.
- 情報の発信・共有に関する検討会 (2016) 「安全安心に関する情報の発信・共有のありあり方について【報告書】」 <https://www.bouhan.metro.tokyo.lg.jp/90_archive/topic/report_2016/03/pdf/report.pdf> (2021/04/26 閲覧)
- Jorgensen, S. R., & Gaudy, J. C. (1980) . Self-disclosure and satisfaction in marriage: The relation examined. *Family Relations*, 29, 281–287.
- Kahneman, D. (2003) . Maps of bounded rationality: Psychology for behavioral economics dagger. *The American Economic Review*, 93 (5) , 1449-1475.
- 柿本 竜治・山田 文彦 (2013). 地域コミュニティと水害時の避難促進要因, 都市計画論文集, 48 (3) , 945-950.
- 上瀬 由美子・高橋 尚也・矢野 恵美 (2017). 官民協働刑務所開設による社会的包摂促進の検討, 心理学研究, 87 (6) , 579-589.
- 神谷 哲司 (2013). 育児期夫婦のペア・データによる家庭内役割観タイプの検討——役割観の異同の類型化と夫婦の関係性の視点から—— 発達心理学研究, 24, 238-249.
- 亀口 憲治 (2000). 家族臨床心理学: 子どもの問題を家族で解決する, 東京大学出版会
- 神原 文子・杉井 潤子・竹田 美知 (2016). よくわかる現代家族 <第 2 版>. ミネルヴァ書房
- 環境省 (2018) 「日本版ナッジ・ユニットについて」 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/nudge.html>> (2018/10/31 閲覧)
- 狩野 真理 (2018) . 育児期のライフステージからみた母親のメンタルヘルス——夫婦ペアデ

- ータによる検討—— 女性心身医学, 23, 123-130.
- Karp, D. R., Bazemore, G., & Chesire, J. D. (2004) . The Role and Attitudes of Restorative Board Members: A Case Study of Volunteers in Community Justice. *Crime & Delinquency*, 50 (4) , 487–515.
- Kasarda, J. D., & Janowitz, M. (1974) . Community Attachment in Mass Society. *American Sociological Review*, 39 (3) , 328–339.
- 加藤 道代・神谷 哲司 (2018) . 夫婦ペアレンティングの追跡研究——夫婦ペアデータによる APIM 分析から—— 東北大学大学院教育学研究科研究年報, 67, 145-153.
- 警察庁 (2004) 「平成 16 年警察白書—地域社会との連帯—」
<<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h16/hakusho/h16/index.html>>(2018/10/31 閲覧)
- 警察庁 (2016) 「持続可能な安全・安心まちづくりの推進方策に係る調査研究」
<<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jizokukanouchousakennkyuuhoukokusho.pdf>>(2018/12/06 閲覧)
- 警察庁 (2019) 「オレオレ詐欺被害者等調査の概要について」
<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/higaisyatyouusa_siryoushou2018.pdf>
(2020/06/30 閲覧)
- 警察庁 (2020) 「情報提供」,< https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm>,
(2020/08/16 閲覧).
- 警察庁 (2020) 「令和元年度における特殊詐欺認知・検挙状況等について」<
https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2019.pdf>
(2020/6/30 閲覧)
- 警察庁生活安全局生活安全企画課「自主防犯ボランティア活動支援サイト」
<<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/news/20200501.html>> (2021/04/26 閲覧)
- 警察庁 (2021) 「令和 2 年 1 2 月末における防犯ボランティア団体の活動状況等について」
<<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/news/doc/20200501.pdf>> (2021/04/26 閲覧)
- 警視庁 (2018) 特殊詐欺被害防止対策に関する調査分析報告書<
<https://action.digipolice.jp/view/notice/68>> (2020/06/30 閲覧)
- Kenny, D. A., Kashy, D. A., & Cook, W. L. (2006) . *Dyadic data analysis*. New York: Guilford Press.
- Kerr, N., Tully, R. J., & Völm, B. (2017) . Volunteering With Sex Offenders: The Attitudes of Volunteers Toward Sex Offenders, Their Treatment, and Rehabilitation. *Sexual Abuse*, 30 (6) , 659–675.
- 木村 オリエ (2006) . 郊外地域における男性退職者のコミュニティ活動への参加プロセス, *地理学評論*, 79 (3) , .111-123
- 小嶋 外弘 (1972) . 新・消費者心理の研究, 日本生産性本部
- 小長井 賀與 (2009) . 犯罪者の立ち直りと地域のパートナーシップ：犯罪者処遇の「第三の道」, *犯罪社会学研究*, 34, 95-113.

- Koomen, W., Visser, M., & Stapel, D. a. (2000) . The Credibility of Newspapers and Fear of Crime. *Journal of Applied Social Psychology*, 30, 921–934.
- Krasnova, H., Veltri, N. F., & Günther, O. (2012) . Self-disclosure and privacy calculus on social networking sites: The role of culture intercultural dynamics of privacy calculus. *Business and Information Systems Engineering*, 4, 127–135.
- 久徳 重盛 (1979). 母原病—母親が原因でふえる子どもの異常, サンマーク出版
- Larzelere, R. E., & Huston, T. L. (1980) . The dyadic trust scale: Toward understanding interpersonal trust in close relationships. *Journal of Marriage and the Family*, 42, 595–604.
- Latané, B., & Darley, J. M. (1970) . *The Unresponsive Bystander: Why Doesn't He Help?* Prentice-Hall.
- Leverentz, A. (2011) . Neighborhood context of attitudes toward crime and reentry. *Punishment & Society*, 13 (1) , 64–92
- Lewin, K. (1946) . Action Research and Minority Problems. *Journal of Social Issues*, 2 (4) , 34–46.
- Lewin, K. (1947) . Frontiers in group dynamics: concept, method and reality in social science; social equilibria and social change. *Human Relations*, 1, 5–41.
- Lewin, K. (1947) . Frontiers in group dynamics: concept, method and reality in social science; Social equilibria and social change. *Human Relations*, 1, 5–41.
- Lewin, K., (1951) . *Field theory in social science : selected theoretical papers* 猪股佐登留. (2017) . 社会科学における場の理論. ちとせプレス
- Lowe, G., & Willis, G. (2019) . “Sex Offender” Versus “Person”: The Influence of Labels on Willingness to Volunteer With People Who Have Sexually Abused. *Sexual Abuse: Journal of Research and Treatment*.
- Madero-Hernandez, A., Fisher, B. S., & Wilcox, P. (2016) . Exploring the overlap between individualistic and collective crime prevention. *Crime Prevention and Community Safety*, 18, 245–265.
- Maruna, S. (2009) . Once a Criminal, Always a Criminal?: ‘Redeemability’ and the Psychology of Punitive Public Attitudes. *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol. 15, pp. 7–24.
- Maslow, A. H. (1970) . *Motivation and Personality* (2nd ed.) . New York: Harper & Row.
- Matsukawa, A., & Tatsuki, S. (2018) . Crime prevention through community empowerment: An empirical study of social capital in Kyoto, Japan. *International Journal of Law, Crime and Justice*.
- 松川 杏寧, 立木 茂雄 (2011) . ソーシャルキャピタルの視点から見た地域の安全・安心に関する実証的研究. *地域安全学会論文集*, 14, 27-36.
- 松本 隆信・塩見 哲郎・& 中谷内 一也 (2005) . リスクコミュニケーションに対する送り手側の評価 : 原子力広報担当者を対象として. *社会心理学研究*, 20 (3) , 201-207.
- 松村 真宏・三浦 麻子 (2009) . *人文・社会科学のためのテキストマイニング* 誠信書房
- McCart, M. R., Smith, D. W., & Sawyer, G. K. (2010) . Help seeking among victims of crime: A review

- of the empirical literature. *Journal of Traumatic Stress*, 23, 198–206.
- McNeill, F. (2009). What Works and What's Just? *European Journal of Probation*, 1 (1), 21–40.
- Miller, R. B., Mason, T. M., Canlas, J. M., Wang, D., Nelson, D. A., & Hart, C. H. (2013). Marital satisfaction and depressive symptoms in China. *Journal of Family Psychology*, 27, 677–682.
- Minoura, S. (2018). Offender rehabilitation reform in Japan: Effective cooperation between professional and volunteer probation officers. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 54, 111–120.
- 文部科学省 (2015). 安全・安心科学技術及び社会連携委員会 (第7回) 責任ある研究・イノベーションの考え方と国内外の動向
<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/064/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/10/1359391_04.pdf> (2021/04/27 閲覧)
- Murdock, G. P. (1949). *Social structure*. New York: Free Press. (マードック, G. P. 内藤 莞爾 (監訳) (2001). 社会構造: 核家族の社会人類学.)
- 永井 智 (2013). 援助要請スタイル尺度の作成 教育心理学研究, 61, 44-55.
- 永井 智・新井 邦二郎 (2007) 「利益とコストの予期が中学生における友人への相談行動に与える影響の検討」, 教育心理学研究, 55 (2), pp.197-207.
- 長久手市 (2020) 「ジョギングパトロール (ジョグパト) しませんか。」
<https://www.city.nagakute.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/ansen_anshin/5/3/11632.html> (2021/04/26 閲覧)
- 永岑 光恵・原 壘・信原 幸弘.(2009). 振り込め詐欺への神経科学からのアプローチ. 社会技術研究論文集, 6, 177-186.
- 長島 洋介 (2018). コミュニティを舞台としたアクションリサーチの可能性. バイオメカニズム学会誌, 42 (1), 37-42.
- Nagin, D. S., Piquero, A. R., Scott, E. S., & Steinberg, L. (2006). Public preferences for rehabilitation versus incarceration of juvenile offenders: evidence from a contingent valuation survey. *Criminology & Public Policy*, 5 (4), 627–651.
- 名古屋市 (2019) 「瑞穂区ジョギングパトロールについて」
<<https://www.city.nagoya.jp/mizuho/page/0000092324.html>> (2021/04/26 閲覧)
- 内閣府 (2019) 「平成 30 年度 高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果 (全体版)」 <<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h30/zentai/index.html>> (2020/04/13 閲覧)
- 中釜 陽子・野末 武義・布柴 靖枝・無藤 清子 (2020). 家族心理学 <第2版>, 有斐閣ブックス
- 中谷内 一也・Cvetkovich, G. (2008). リスク管理機関への信頼——SVS モデルと伝統的信頼モデルの統合—— 社会心理学研究, 23, 259-268.
- 中谷内 一也・長谷和久・横山広美 (2018). 科学的基礎知識とハザードへの不安との関係. 心理学研究, 89 (2), 171-178.

- 中山満子 (2016) . PTA 活動経験が向社会活動への参加意図に及ぼす影響, 対人社会心理学研究, 16, pp.41-46.
- Newby N. M. (1996). Chronic illness and the family life-cycle. *Journal of advanced nursing*, 23(4), 786–791.
- 日本家族心理学会編 (2017). 個と家族を支える心理臨床実験 III: 支援者支援の理解と実践, 金子書房
- 日本経済新聞 (2012) 「更生施設開設にハードル 埼玉で住民同意要件の条例案」 2012/8/1 付
- 日工組社会安全研究財団 (2019) . 犯罪に対する不安感等に関する調査研究: 第6回調査報告書
- 西村和泉 (2006) . 地域ボランティアからの提言 袋井市の事例. 警察学論集, 59 (6)
- 西日本新聞 (2012) 「【再起を支える】 (9) すみ分け描けず迷走 自立更生促進センター」 (連載 罪と更生) 2012年6月5日付
- 信田 俊宏・小池 誠 (2013). 生をつなぐ家, 風響社
- Noller, P., Feeney, J. A., & Peterson, C. (2001) . *International series in social psychology: Personal relationships across the lifespan*. New York: Psychology Press.
- 野澤 真由美 (2008). 中年期夫婦における関係の満足度, 問題対処, 感情との関連 お茶の水女子大学人間文化創成科学論叢, 11, 207-216.
- OECD (2019) . 環境ナッジの経済学——行動変容を促すインサイト, 明石書店
- 大山 智也・雨宮 護 (2019) .ATMにおける還付金等詐欺の発生予測, 都市計画論文集, 54 (3) , pp.780-787
- 岡部 眞貴子 (2012) .罪を犯した人の社会復帰についての一考察 —矯正施設から社会生活への継続性に着目して—, 東洋大学大学院紀要, 49 (社会学・福祉社会) , 163-182.
- 沖縄県 (2020) 「ちゅらさん運動 子ども・女性等安全・安心見守り事業 (フラワーポット事業) に つ い て 」
<<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/churasan/flowerpot.html>> (2021/04/26 閲覧)
- 小俣 謙二・古曳 牧人・川邊 讓 (2021). 更生保護施設建設に対する市民の態度に影響を及ぼす要因. 犯罪心理学研究, 58 (2) , 1-17.
- 小俣 謙二・島田 貴仁 (2011) . 犯罪と市民の心理学—犯罪リスクに社会はどうかかわるか, 北大路書房
- Payne, B. K., Tewksbury, R., & Ehrhardt, E. (2010) . Attitudes about rehabilitating sex offenders : Demographic , victimization , and community-level in fluences. *Journal of Criminal Justice*, 38 (4) , 580–588.
- Peters, David H., Nhan T. Tran and Taghreed Adam (2013) *Implementation Rresearch in Health: A Practical Guide*, Wold Health Organization.

- Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. (1986) . The elaboration likelihood model of persuasion. In L. Berkowitz (Ed.) , *Advances in experimental social psychology*
- Peyrot, M., McMurry, J. F., & Hedges, R. (1988) . Marital adjustment to adult diabetes: Interpersonal congruence and spouse satisfaction. *Journal of Marriage and the Family*, 50, 363–376.
- Piquero, A. R., & Steinberg, L. (2010) . Public preferences for rehabilitation versus incarceration of juvenile offenders. *Journal of Criminal Justice*, 38 (1) , 1–6.
- Posey, C., Lowry, P. B., Roberts, T. L., & Ellis, T. S. (2010) . Proposing the online community self-disclosure model: The case of working professionals in France and the U.K. who use online communities. *European Journal of Information Systems*, 19, 181–195.
- Prochaska, J. O., Norcross, J. C., & DiClemente, C. C. (2010) . *Changing for Good: A Revolutionary Six-Stage Program for Overcoming Bad Habits and Moving Your Life Positively Forward*. HarperCollins e-books.
- Putnam, R., (2000) . *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon&Schuster paperbacks, NY, 2000 (柴内康文訳 『孤独なボウリング←米国コミュニティの崩壊と再生』, 柏書房, 2006.)
- Raynor, P., & Robinson, G. (2009) . Why Help Offenders? Arguments for Rehabilitation as a Penal Strategy. *European Journal of Probation*, 1 (1) , 3–20.
- Rempel, J. K., Holmes, J. G., & Zanna, M. P. (1985) . Trust in close relationships. *Journal of Personality and Social Psychology*, 49, 95–112.
- Richard H. T., & Cass R. S. (2009) *Nudge : improving decisions about health, wealth, and happiness*. Penguin (リチャード・セイラー, キャス・サンステーション 遠藤真美 (訳) (2009). *実践行動経済学* 日経 BP 社)
- Robert C.Davis., & Barbara E.Smith. (1994) . Victim impact statements and victim satisfaction: An unfulfilled promise?
- Roberts, L., & Indermaur, D. (2009) . What Australians think about crime and justice: results from the 2007 Survey of Social Attitudes. *Research and Public Policy Series*, 101, 34.
- Rogers, P., Hirst, L., & Davies, M. (2011) . An Investigation Into the Effect of Respondent Gender, Victim Age, and Perpetrator Treatment on Public Attitudes Towards Sex Offenders, Sex Offender Treatment, and Sex Offender Rehabilitation. *Journal of Offender Rehabilitation*, 50 (8) , 511–530.
- Rosenberg, M. J. (1956) . Cognitive structure and attitudinal affect. *The Journal of Abnormal and Social Psychology*, 53 (3) , 367–372.
- Rosenfeld, L. B., & Bowen, G. L. (1991) . Marital disclosure and marital satisfaction: Direct - effect versus interaction - effect models. *Western Journal of Speech Communication*, 55, 69-84.
- 齊藤 知範 (2000). 傍観者の意識構造といじめの集団構造, *学校臨床研究*, 1(1), 38-48.
- Sampson, R. J., Raudenbush, S. W., & Earls, F. (1997) . Neighborhoods and violent crime: a multilevel

- study of collective efficacy. *Science* (New York, N.Y.), 277 (5328), 918–924.
- 讃井 知・上市 秀雄 (2019). 一般市民の更生支援に対する認知および参加意図の向上にむけた検討 更生保護学研究, 15, 54-64
- Sanford, K. (2003). Problem-solving conversations in marriage: Does it matter what topics couples discuss? *Personal Relationships*, 10, 97–112.
- 産経新聞 (2005) 「防犯ボランティア大学生取り込め」進む高齢化 大阪府警 若返りへ積極アプローチ」 <<http://www.sankei.com/west/news/151125/wst1511250066-n1.html> > (2018/10/31 閲覧)
- 産経新聞 (2021) 「【日曜に書く】HOGOSHIのハードル 論説委員・長戸雅子」 <<https://www.sankei.com/column/news/210418/clm2104180004-n1.html>> (2021/4/29 閲覧)
- 佐佐木 智絵・赤松 公子・陶山 啓子・前神 有里 (2008). 民生委員からみた家庭内での高齢者虐待の現状, *日本公衆衛生雑誌*, 55 (9), 640-646
- 佐藤 岩夫 (2007). <心理学化される現実>と法の公共性. *学術の動向*, 12 (8), 30-34.
- 妹尾 香織・高木 修 (2002). 援助行動経験が援助者自身に与える効果：地域で活動するボランティアに見られる援助成果, *社会心理学研究*, 8 (2), pp.106-118
- Sheeran, P. (2002). Intention-behavior relations: A conceptual and empirical review. *European Review of Social Psychology*, 12, 1–36.
- Shehan, C. L. (1987). Spouse support and Vietnam veterans' Adjustment to Post-traumatic stress disorder. *Family Relations*, 36, 55–60.
- Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B C., & Mackenzie, D. L. (Eds.) (2002). Evidence-based crime prevention. Routledge.
- 敷島鶴・安藤寿康 (2004) 「社会的態度の家族内伝達, 家族社会学研究」, 16 (1), pp.12-20
- 島田 貴仁 (2021). 犯罪予防の社会心理学. ナカニシヤ出版
- 島田 貴仁 (2019). 関係性が被害者の意思決定に与える影響——通報と援助要請を中心に—— 被害者学研究, 29, 139-152.
- 島田 貴仁・荒井 崇史 (2017). 脅威アピールでの被害の記述と受け手の脆弱性が犯罪予防行動に与える影響. *心理学研究*, 88-3, 230-240
- 島田 貴仁・荒井 崇史 (2012) 犯罪情報と対処行動の効果が犯罪対処行動意図に与える影響 *心理学研究*, 82, 523-531.
- 島田 貴仁・荒井 崇史 (2017) 脅威アピールでの被害の記述と受け手の脆弱性が犯罪予防行動に与える影響 *心理学研究*, 88, 230-240.
- 清水 裕士 (2016). フリーの統計分析ソフト HAD：機能の紹介と統計学習・教育, 研究実践における利用方法の提案 *メディア・情報・コミュニケーション研究*, 1, 59-73.
- 首相官邸 (2003) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画-「世界一安全な国、日本」の復活を目指して-」

- Slovic, P. (2007) . “If I look at the mass I will never act”: Psychic numbing and genocide. *Judgment and Decision Making*, 2, 79-95
- Somu 総務省 (2014) . 刑務所出所者等の社会復帰支援対策に関する行政評価・監視<調査結果に基づく勧告> 第3 満期釈放者に対する指導・支援の充実<http://www.soumu.go.jp/main_content/000280467.pdf> (2019/06/20 閲覧)
- 総務省 (2020) 「令和2年版情報通信白書」<<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/pdf/index.html>>(2021/4/26 閲覧)
- Souza, K. A., & Dhimi, M. K. (2008) . A Study of Volunteers in Community-Based Restorative Justice Programs. *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, 50 (1) , 31–57.
- Spiranovic, C. A., Roberts, L. D., Indermaur, D., Warner, K., Gelb, K., & Mackenzie, G. (2011) . Public preferences for sentencing purposes: What difference does offender age, criminal history and offence type make? *Criminology & Criminal Justice*, 12 (3) , 289–306.
- Stanovich, K. E., & West, R. F (2000) . Individual differences in reasoning: Implications for the rationality debate? *Behavioral and Brain Sciences*, 23, 645-726.
- Steel, J. L. (1991) . Interpersonal correlates of trust and self-disclosure. *Psychological Reports*, 68, 1319–1320.
- Sullivan, K. O., Holderness, D., Hong, X. Y., Bright, D., & Kemp, R. (2017) . Public Attitudes in Australia to the Reintegration of ex-Offenders : Testing a Belief in Redeemability (BiR) scale. *European Journal on Criminal Policy and Research*, 387, 409–424.
- Sullivan, K. O., Holderness, D., Hong, X. Y., Bright, D., & Kemp, R. (2017) . Public Attitudes in Australia to the Reintegration of ex-Offenders : Testing a Belief in Redeemability (BiR) scale. 409–424.
- 田渕 恵・三浦 麻子 (2018) . 中・高齢期の親子・夫婦における制御焦点の類似性, *心理学研究*, 89 (6) , pp.632-637.
- Taddei, S., & Contena, B. (2013) . Privacy, trust and control: Which relationships with online self-disclosure? *Computers in Human Behavior*, 29, 821–826.
- 高木 修 (1997) . 援助行動の生起過程に関するモデルの提案. *関西大学社会学部紀要*, 29 (1) , 1-21.
- Takagi, D., Yokouchi, N., & Hashimoto, H. (2020) . Smoking behavior prevalence in one’s personal social network and peer’s popularity: A population-based study of middle-aged adults in Japan. *Social Science & Medicine*, 260, 113207.
- 高木 修 (監修) 西川正之 (編集) (2005) 「シリーズ 21 世紀の社会心理学 4 援助とサポートの社会心理学助けあう人間のこころと行動」 北大路書房
- 高橋 尚也 (2018) . 「住民と行政の協働における社会心理学 –市民参加とコミュニケーションのかたち–」 ナカニシヤ出版

- 高橋 勇太・植竹 香織・津田 広和・大山 紘平・佐々木 周作 (2019). 地方自治体におけるナッジの実装に向けた体制構築と普及戦略：横浜市行動デザインチーム (YBiT) の取組事例に基づく提案 (プロGRESS・レポート). 行動経済学, 12 (Special_issue), S9-S13.
- 高瀬 唯・古谷 勝則 (2016). 地方自治体による緑地保全活動への市民参加促進に関する研究. 都市計画論文集, 51 (3), 1016-1023.
- Tanasichuk, C. L., & Wormith, J. S. (2012). Changing attitudes toward the criminal justice system: Results of an experimental study. *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, 54 (4), 415-441.
- Taniguchi, K., Akechi, T., Suzuki, S., Mihara, M., & Uchitomi, Y. (2003). Lack of marital support and poor psychological responses in male cancer patients. *Supportive Care in Cancer*, 11, 604-610.
- 谷口 綾子 (2018). 自動運転システムの社会的受容－賛否意識とリスク認知. 自動車交通研究, 2018, 26-27.
- 谷口 守・松中 亮治・芝池 綾 (2008). ソーシャル・キャピタル形成とまちづくり意識の関連, 土木計画学研究・論文集, 25, 311-318
- 田尾 雅夫 (1993). モチベーション入門, 日経文庫
- Taylor, T. R., & Meares, T. L., “Procedural Justice Policing”. (2019). In D. Weisburd & A. Braga (Eds.), *Police Innovation: Contrasting Perspectives* (pp. 69-118). Cambridge: Cambridge University Press.
- Tewksbury, R., & Dabney, D. (2004). Prison Volunteers Profiles, Motivations, Satisfaction RICHARD. *Journal of Offender Rehabilitation*, 40 (1-2), 173-183.
- The British Psychological Society (2019). How can we embed psychology in public policy? <<https://thepsychologist.bps.org.uk/volume-32/may-2019/how-can-we-embed-psychology-public-policy>> (2021/04/27 閲覧)
- Tomczak, P. J., & Albertson, K. E. (2016). Prisoner Relationships with Voluntary Sector Practitioners. *The Howard Journal of Crime and Justice*, 55 (1-2), 57-72.
- Tomczak, P., & Buck, G. (2019). The Criminal Justice Voluntary Sector: Concepts and an Agenda for an Emerging Field. *The Howard Journal of Crime and Justice*, 58 (3), 276-297.
- Triplett, N. (1898). The Dynamogenic Factors in Pacemaking and Competition. *The American Journal of Psychology*, 9 (4), 507-533.
- つくば市 (2018) 「つくば市ジョギングパトロール (ジョグパト)」 <<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/anshin/bouhan/1000612.html>> (2021/04/26 閲覧)
- つくば市 (2020) 「つくば市ジョギングパトロール社会実験」の終了と実施結果について <https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/activity/j_patrol_result.html> (2021/04/26 閲覧)
- Turner, R. N., Hewstone, M., & Voci, A. (2007). Reducing explicit and implicit outgroup prejudice via direct and extended contact: The mediating role of self-disclosure and intergroup anxiety. *Journal of Personality and Social Psychology*, 93, 369-388.

- 上市秀雄 (2006) . 犯罪不安研究の最前線：現代の犯罪不安の実情と問題点の再考. 日本心理学第 70 回大会発表論文集, W117.
- Ueichi, H., & Kusumi, T. (2008) . Structural equation modeling of risk avoidance in everyday life. *New Trends in Psychometrics: Universal Academic Press*, 491-500
- 植村 勝彦・高島 克子・箕口 雅博・原 裕視・久田 満 (2017). よくわかるコミュニティ心理学. ミネルヴァ書房
- 上野 千鶴子 (2020). 近代家族の成立と終焉, 岩波書店
- 上野 千鶴子・鶴見 俊輔・中井 久夫・中村 達也・宮田 登・山田 太一 (1991). 家族の社会史. 岩波書店
- 梅垣 佑介 (2017). 心理的問題に関する援助要請行動と援助要請態度・意図の関連 心理学研究, 88, 191-196.
- Verhofstadt, L. L., Buysse, A., Devoldre, I., & De Corte, K. (2007) . The influence of personal characteristics and relationship properties on marital support. *Psychologica Belgica*, 47, 195–217.
- Wang, Q., Wang, D., Li, C., & Miller, R. B. (2014) . Marital satisfaction and depressive symptoms among Chinese older couples. *Aging and Mental Health*, 18, 11–18.
- Watson, A. (2019) . Probation and volunteers in Japan. *Advancing Corrections Journal*, 7, 46–59.
- Weitzer, R., & Kubrin, C. E. (2004) . Breaking News : How Local Tv News and Real World Conditions Affect Fear of Crime *, 21 (3) .
- Wheless, L. R., & Grotz, J. (1977) . The measurement of trust and its relationship to self - disclosure. *Human Communication Research*, 3, 250-257.
- Wicker, Allan W. (1984) . *An Introduction to Ecological Psychology*. Cambridge University Press.
- Willis, G. M., Levenson, J. S., & Ward, T. (2010) . Desistance and Attitudes Towards Sex Offenders: Facilitation or Hindrance? *Journal of Family Violence*, 25 (6) , 545–556.
- Wilson, R. J., Cortoni, F., & McWhinnie, A. J. (2009) . Circles of Support & Accountability: A Canadian National Replication of Outcome Findings. *Sexual Abuse*, 21 (4) , 412–430.
- Wilson, R. J., McWhinnie, A., Picheca, J. E., Prinzo, M., & Cortoni, F. (2007) . Circles of Support and Accountability: Engaging Community Volunteers in the Management of High-Risk Sexual Offenders. *The Howard Journal of Criminal Justice*, 46 (1) , 1–15.
- Wilson, R. J., Picheca, J. E., & Prinzo, M. (2007) . Evaluating the Effectiveness of Professionally-Facilitated Volunteerism in the Community-Based Management of High-Risk Sexual Offenders: Part One – Effects on Participants and Stakeholders. *The Howard Journal of Criminal Justice*, 46 (3) , 289–302.
- Wurtele, S. K. (2018) . University Students’ Perceptions of Child Sexual Offenders: Impact of Classroom Instruction. *Journal of Child Sexual Abuse*, 27 (3) , 276–291.
- 柳下 実 (2019). 世帯のマネジメントという家事労働, 社会学評論, 70(4), 343-359.

本研究に関する報告

(1) 査読付き論文

- 1) 讚井 知・上市秀雄 (2019). 一般市民の更生支援に対する認知および参加意図の向上にむけた検討, 更生保護学研究, 15, 54-64.
- 2) 讚井 知・雨宮 護 (2020). 特殊詐欺抑止のための情報提供行動の促進: 平時の地域および夫婦の関わりに焦点をあてて, 都市計画論文集, 55 (3), 858-863.
- 3) 讚井 知・島田 貴仁・雨宮 護 (2021). 詐欺電話接触時の夫婦間における相談行動意図の規定因, 心理学研究, 92 (3), 167-177.

(2) 国際会議

- 1) Sato Sanai, Hideo Ueichi (2016). The relationship between quantity of information contact and public evaluation of volunteer probation officers to promote understanding for social reintegration support, ICP2016: 31st International Congress of Psychology, Yokohama. (査読なし)
- 2) Sato Sanai (2017). What is an effective way to promote understanding for social reintegration support? -Focusing on public evaluation and psychological factor for Social Reintegration-, The Third World Congress on Probation, Tokyo, September. (シンポジウム企画・査読あり)

(3) 口頭発表・ポスター発表

査読無し・口頭

- 1) 讚井 知・上市 秀雄 (2019). 加害者の処遇に対する有効性認知と更生支援活動参加意図の関係, 日本社会心理学会第 60 回大会

査読無し・ポスター

- 2) 讚井 知・上市 秀雄 (2015). 更生支援活動受け入れ態度に影響を及ぼす感情・認知要因, 日本心理学会第 79 回大会
- 3) 讚井 知・上市 秀雄・楠見 孝 (2017). 一般市民の更生支援に対する認識: 性別, 未婚・既婚, 子どもの有無に着目して, 日本心理学会第 81 回大会
- 4) 讚井 知 (2017). 社会内処遇に関する情報提供の現状と展望, 犯罪心理学会第 55 回大会, 国学院大学
- 5) 讚井知 (2018). 犯罪予防に関する社会的行動の促進に向けて: 二重過程理論に基づく検討, 犯罪心理学会第 56 回大会, 奈良文化会館
- 6) 讚井 知・雨宮 護 (2019). 高齢者の犯罪被害を防ぐ共助を促進する情報の活用方策: 住民に対するニーズ調査の結果と展望, 日本犯罪心理学会第 57 回大会, 日本女子大学
- 7) 讚井 知・上市 秀雄 (2020). 刑事司法に対する一般市民の認知と関与意図, 日本心理学

会第 84 回大会発表論文集，日本心理学会第 84 回大会準備委員会

- 8) 島田 貴仁・讃井 知 (2020). 防犯ボランティア団体の活動継続の規定因：支援の内容と主体による差異，日本社会心理学会第 61 回大会

付録

- 付録1 第3章・第4章で使用した質問紙
- 付録2 第5章（研究3-1）で使用した質問項目
- 付録3 第5章（研究3-2）で使用した質問紙

令和元年12月12日

「特殊詐欺予防に関するコミュニケーション についてのアンケート」ご協力のお願い

いつも足立区政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび足立区では、筑波大学との共同により、今後の特殊詐欺対策に役立てるため「特殊詐欺予防に関するコミュニケーションについてのアンケート調査」を実施することといたしました。

ご多用のところ大変恐縮ではございますが、アンケートの趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

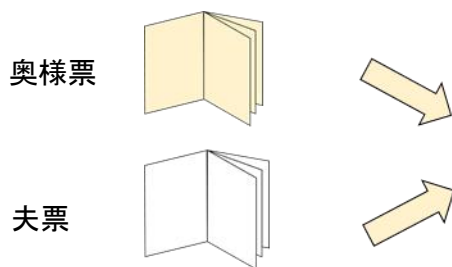
アンケートは2部ございます。それぞれ奥様票（クリーム色）、夫票（白色）があります。**お二人それぞれご記入が終わりましたら、アンケート用紙を三つ折にし、同封した封筒にお二人分をまとめて入れて**ご返送していただければ幸いです。

なお、本調査は令和元年11月1日を基準日として、アンケート対象世帯は無作為に選ばせていただきました。

また、お答えいただいた内容は、全体でまとめた上で統計的に処理されるため、個人が特定されることはありません。

調査に関するお問合せ
足立区危機管理課 本間
電話03(3880)5838

①アンケートに記入



②折りたたんで 封筒に入れて



③郵便ポストに 投函ください



ご記入後のアンケート用紙は12月25日（水）までに、
同封の返信用封筒に入れてご投函くださいますようお願いいたします。

特殊詐欺予防に関する コミュニケーションについてのアンケート

令和元年12月 足立区・筑波大学

ご回答にあたってのお願い

- ・この調査票は、区内にお住まいのご夫婦世帯の奥様が対象です。
- ・回答に○をつけていただく際、「1つに○」「すべてに○ (いくつでも)」などと指定しています。その範囲内でお答え下さい。

質問1 あなたは、過去一年の間に、次のような電話やはがきを受けたことはありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください (いくつでも)。いずれもない場合は、「7. いずれもない」に○をつけてください。

1. あなたのお子さんやお孫さんを装った人からの「電話番号が変わった」「カバンをなくした」などの電話
2. 公的機関を装った人からの「税金や医療費が還付される」などの電話
3. 警察や公的機関、金融機関を装った人からの「キャッシュカードが使われている」などの電話
4. あなたが覚えのない、未払い代金を要求する電話
5. 身に覚えのない訴訟や不動産差し押さえ等の、不安をあおる言葉が書かれたはがき
6. 商品やサービスについての、しつこいセールス電話
7. いずれもない

最近、ご自宅に一人でいるときを狙った詐欺電話が増えています。以下の質問について、あなたがご自宅に一人でいる時に詐欺電話がかかってきたことを想像してお答えください。

質問2 あなたは、詐欺電話がかかってきたときに、ご自分がお金をだましとられる被害にあう可能性がどの程度あると思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
被害にあうかもしれないと思う	どちらかという被害にあうかもしれないと思う	どちらともいえない	どちらかという被害にあわないと思う	被害にあわないと思う

質問3 あなたは、詐欺電話がかかってきたことを誰かに相談すると思いますか。

ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	必ず相談 する と思う	たぶん 相談する と思う	どちら とも いえない	たぶん 相談しな いと思う	相談しな いと思う
ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 夫	1	2	3	4	5
エ) 夫以外の家族 (子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹)	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

付録1

質問4 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、その電話を詐欺だと見抜くことができると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

必ず見抜ける	たぶん見抜ける	どちらともいえない	たぶん見抜けない	全く見抜けない
--------	---------	-----------	----------	---------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 夫	1	2	3	4	5
エ) 夫以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

質問5 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、誠実に対応したいと思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

誠実に対応する	たぶん誠実に対応する	どちらともいえない	たぶん誠実に対応しない	誠実に対応しない
---------	------------	-----------	-------------	----------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 夫	1	2	3	4	5
エ) 夫以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

質問6 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、あなたの気持ちをわかってくれると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

必ずわかってくれる	たぶんわかってくれる	どちらともいえない	たぶんわかってくれない	わかってくれない
-----------	------------	-----------	-------------	----------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 夫	1	2	3	4	5
エ) 夫以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

付録1

次に、あなたが外出していて、夫が自宅に一人にいる時に詐欺電話がかかってきた場合を想像してお答えください。

質問7 あなたは、夫がご自宅に一人にいる時に詐欺電話がかかってきた際、夫がだまされてしまう可能性がどの程度あると思いますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
だまされないと思う	どちらかというのだまされないと 思う	どちらとも いえない	どちらかというのだまされると 思う	だまされると 思う

質問8 夫から「詐欺かもしれない電話がかかってきた」という相談を受けたら、あなたはそれが詐欺であるかどうかを見抜くことができると思いますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
全く見抜けない	たぶん見抜けない	どちらともいえない	たぶん見抜ける	必ず見抜ける

特殊詐欺の対策についておたずねします。

質問9 ご自身やご家族が詐欺の被害にあわないために、次のようなことを行っていますか。または、行いたいと思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号に それぞれ○をつけてください。

すでに 行っている	現在は行って いないが、 今後行いたい	現在行って おらず、 今後も行う つもりがない
--------------	---------------------------	----------------------------------

- | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|---|-------|---|-------|---|
| ア) 着信番号が表示される電話の機能(ナンバーディスプレイ)を使う | ----- | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 |
| イ) 在宅時でも電話を留守番設定にして、すぐ出ない | ----- | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 |
| ウ) 自動通話録音機能付き電話を使う | ----- | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 |
| エ) 迷惑電話防止(ブロック)機能付き電話を使う | ----- | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 |
| オ) 家族と合言葉などのルールを定める | ----- | 1 | ----- | 2 | ----- | 3 |

質問10 詐欺かもしれないと思った時に相談できる窓口として、下記をご存知でしたか。知っているもの すべてに○をつけてください(いくつでも)。いずれもない場合は、「8. 知っているものはない」に○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 110番(警察) | 5. 足立区消費者センター |
| 2. #9110番(警視庁総合相談センター) | 6. 188番(消費者ホットライン) |
| 3. 警察署相談窓口(交番を含む) | 7. その他() |
| 4. 足立区の窓口(お問い合わせコールあだち) | 8. 知っているものはない |

付録1

詐欺かもしれないと思う不審な電話や郵便物を受けた皆様からの情報が共有されることにより、将来の誰かの被害を減らす可能性があります。

質問 1 1 あなたが、詐欺かもしれないと思う不審な電話を受けた時、そのことを、次の人に知らせると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	必ず知らせる	たぶん知らせる	どちらともいえない	たぶん知らせない	知らせない
ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 夫以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
エ) 地域の組織（町内会やサークルなど）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人（友人など）	1	2	3	4	5

質問 1 2 あなたは、詐欺かもしれないと思う不審な電話に関する情報を、他の人に提供することについてどのように思いますか。ア)～キ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
ア) 情報提供することで被害を減らすことができる	1	2	3	4	5
イ) 情報提供することで犯人の逮捕等につながる	1	2	3	4	5
ウ) 情報提供するには通報窓口の連絡先等を調べなければならず、手間がかかる	1	2	3	4	5
エ) 情報提供すると事情を聞かれて面倒なことになる	1	2	3	4	5
オ) 未遂に終わった（現金などを振り込まなかった）なら情報提供する必要はないと思う	1	2	3	4	5
カ) 他人に話しても信じてもらえないと思う	1	2	3	4	5
キ) 他人に話すことは自分や家族の恥になると思う	1	2	3	4	5

質問 1 3 あなたは次の点についてどのように思いますか。ア)～カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
ア) 警察は何もしてくれないので知らせても無駄だ	1	2	3	4	5
イ) 警察とは関わり合いを持ちたくない	1	2	3	4	5
ウ) 警察に親しみやすさを感じない	1	2	3	4	5
エ) 地域の人は何もしてくれないので知らせても無駄だ	1	2	3	4	5
オ) 地域の人とは関わり合いを持ちたくない	1	2	3	4	5
カ) 地域の人に親しみやすさを感じない	1	2	3	4	5

次に、普段の暮らしについておたずねします。

質問14 あなたは、普段夫と次のような話題についてどのくらい話しますか。

ア)~ク)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	ほぼ 毎日 話す	週に 2,3回 程度話す	週に 1回程度 話す	月に 1回程度 話す	ほとんど 話さ ない
ア) 嬉しかったこと、楽しかったことについて	1	2	3	4	5
イ) 腹が立ったり疑問に思っていることについて	1	2	3	4	5
ウ) 自分の趣味や活動にかかわることについて	1	2	3	4	5
エ) 互いの健康について	1	2	3	4	5
オ) 家計のことについて	1	2	3	4	5
カ) 家族のことについて	1	2	3	4	5
キ) TVや新聞などのニュースで報道される内容について	1	2	3	4	5
ク) 住んでいる地域のことやご近所のことについて	1	2	3	4	5

質問15 あなたは、普段どのくらい次のような行動をすることがありますか。

ア)~オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	ほぼ 毎日 する	週に 2,3回 程度する	週に 1回程度 する	月に 1回程度 する	ほとんど しない
ア) 夫と一緒に買い物をする	1	2	3	4	5
イ) 夫と一緒に外食をする	1	2	3	4	5
ウ) 夫と一緒に旅行に行く	1	2	3	4	5
エ) 夫と一緒に運動（散歩など）をする	1	2	3	4	5
オ) 夫と一緒に趣味の活動をする	1	2	3	4	5

質問16 もし、夫との間でなにか問題が生じたとき、あなたはどのくらい次のような行動をとりますか。ア)~カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	いつも そうして いる	そうする ことが 多い	どちらと もいえ ない	あまり そうして いない	全く そうして いない
ア) 夫と話しあおうとする	1	2	3	4	5
イ) 問題を話し合えるよう、夫との時間をもつ	1	2	3	4	5
ウ) 互いに楽しめることを夫と一緒にする	1	2	3	4	5
エ) 夫とは別に、ふだんより社交的な催しに参加する	1	2	3	4	5
オ) 友人と多くの時間を過ごす	1	2	3	4	5
カ) 仕事や地域などで、 新たに手間のかかる役割を引き受ける	1	2	3	4	5

付録1

質問17 あなたは、夫との関係についてどの程度満足していますか。
あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
おおいに満足	まあ満足	どちらとも いえない	どちらかと いうと不満	おおいに不満

ここからは、安全なまちづくりに関するあなたのご意見をおたずねします。

質問18 あなたのお住まいの地区（町丁目名）をお答え下さい。

（例：住所が足立区中央本町1丁目17番1号の場合→「中央本町1丁目」）

足立区	
-----	--

以下では、上記のお住まいの地区についておたずねします。

質問19 お住まいの地区に関するあなたのお考えについて、ア)~カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ア) 防犯や安全安心なまちづくりに

そう 思う	やや そう 思う	どちら ともい えない	あまり 思わ ない	そう 思わ ない
----------	----------------	-------------------	-----------------	----------------

関して、地区の住民全体で貢献できる----- 1-----2-----3-----4-----5

イ) 地区の住民が協力することで、犯罪の数を減らせる -- 1-----2-----3-----4-----5

ウ) 住民は自分達の住む地区のまちづくりに積極的だ ---- 1-----2-----3-----4-----5

エ) 地区の住民は、考え方や暮らしぶりが似ている ----- 1-----2-----3-----4-----5

オ) 地区の住民は、みなお互い顔見知りだ----- 1-----2-----3-----4-----5

カ) 地区に愛着を感じる----- 1-----2-----3-----4-----5

質問20 あなたのお住まいの地区の中に、家族や親せきを除いて、次のような方は何人くらい
いますか。ア)~ウ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ア) 道で会えば、挨拶をする人----- 1-----2-----3-----4

イ) 立ち話をする人----- 1-----2-----3-----4

ウ) 家を訪問して付き合う人----- 1-----2-----3-----4

質問21 あなたは、お住まいの地区の中で、次のような団体やサークルに入っていますか。
あてはまる番号 すべてに○をつけてください (いくつでも)。いずれもない場合は、「5.
団体やサークルには入っていない」に○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. 趣味の活動をする団体 | 4. その他の団体 |
| 2. 防犯ボランティア団体 | () |
| 3. 地域の環境整備をする団体
(公園・道路の清掃や草取り等) | 5. 団体やサークルには入っていない |

さいごに、あなたご自身のことについておうかがいします。

質問22 ご自宅にかかってきた電話に主にでる方は、次のうちどなたですか。
あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| 1. あなたご自身 | 2. 夫 | 3. それ以外 () |
|-----------|------|-------------|

質問23 あなたは、固定電話と携帯電話（スマートホンを含む）のどちらを使うことが多いですか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1. 固定電話 | 2. 携帯電話 | 3. 電話は使わない |
|---------|---------|------------|

質問24 あなたの年齢をお答えください。

年齢 () 歳

質問25 平日の日中（10時～16時頃）、あなたお一人だけで在宅している頻度は、どのくらいですか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日	2. 週に何回かある	3. たまにある (月に数回程度)	4. ほとんどない
-----------	------------	----------------------	-----------

質問26 あなたと別居している家族を教えてください (あてはまるものすべてに○)。
別居している家族がない場合は「8.別居している家族はいない」に○をつけてください。

- | | | |
|---------|----------|-----------------|
| 1. 息子 | 4. 孫(女) | 7. その他 () |
| 2. 娘 | 5. 兄弟・姉妹 | 8. 別居している家族はいない |
| 3. 孫(男) | 6. おい・めい | |

質問27 あなたは、足立区に合計何年間お住まいでしょうか。

--	--

年 ※1年未満の場合は、「0」とお答えください。

質問28 あなたが現在お住まいの家は次のどれにあたりますか。
あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 一戸建て(持ち家) | 3. 集合住宅(民間分譲) | 5. 公営住宅・公務員宿舎 |
| 2. 一戸建て(賃貸) | 4. 集合住宅(民間賃貸) | 6. その他 () |

付録1

質問29 あなたが現在の暮らしに対して感じる「ゆとり」の度合いを教えてください。

ア)~エ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	とても ある	やや ある	どちらと もいえ ない	やや ない	全く ない
ア)モノの面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
イ)時間の面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
ウ)お金の面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
エ)精神的なゆとり-----	1	2	3	4	5

質問30 あなたは、次のことについてどのように思いますか。

ア)~コ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう 思う	やや そう 思う	どちら でも ない	あまり 思わ ない	そう 思わな い
ア)自分は周りとの調和を重んじている-----	1	2	3	4	5
イ)自分は社会のために役立つ人間になりたい-----	1	2	3	4	5
ウ)自分は人との繋がりを大切にしている-----	1	2	3	4	5
エ)自分は人に対して誠実であるように心がけている-----	1	2	3	4	5
オ)自分は他の人から尊敬される人間になりたい-----	1	2	3	4	5
カ)社会の中で自分が果たすべき役割がある-----	1	2	3	4	5
キ)一般的に、ほとんどの人は信頼できる-----	1	2	3	4	5
ク)自分自身が被害に遭わないための対策はできる---	1	2	3	4	5
ケ)自分はまちづくりに積極的に参加している-----	1	2	3	4	5
コ)防犯や安心安全なまちづくりに関して、 自分にできることがある-----	1	2	3	4	5

質問31 その他、ご意見がありましたらお聞かせください。

質問は以上です。お忙しいところ、ご協力いただき大変ありがとうございました。
記入漏れがないかご確認のうえ、**夫票とともに**封筒に入れてご返送下さい。

特殊詐欺予防に関する コミュニケーションについてのアンケート

令和元年12月 足立区・筑波大学

ご回答にあたってのお願い

- ・この調査票は、区内にお住まいのご夫婦世帯の**夫が対象です**。
- ・回答に○をつけていただく際、「1つに○」「**すべてに○**（いくつでも）」などと指定しています。その範囲内でお答え下さい。

質問1 あなたは、過去一年の間に、次のような電話やはがきを受けたことはありますか。あてはまる番号**すべてに○**をつけてください（いくつでも）。いずれもない場合は、「7. いずれもない」に○をつけてください。

1. あなたのお子さんやお孫さんを装った人からの「電話番号が変わった」「カバンをなくした」などの電話
2. 公的機関を装った人からの「税金や医療費が還付される」などの電話
3. 警察や公的機関、金融機関を装った人からの「キャッシュカードが使われている」などの電話
4. あなたが覚えのない、未払い代金を要求する電話
5. 身に覚えのない訴訟や不動産差し押さえ等の、不安をあおる言葉が書かれたはがき
6. 商品やサービスについての、しつこいセールス電話
7. いずれもない

最近、ご自宅に一人でいるときを狙った詐欺電話が増えています。以下の質問について、あなたがご自宅に一人でいる時に詐欺電話がかかってきたことを想像してお答えください。

質問2 あなたは、詐欺電話がかかってきたときに、ご自分がお金をだましとられる被害にあらう可能性がどの程度あると思いますか。あてはまる番号**1つに○**をつけてください。

1	2	3	4	5
被害にあうかもしれないと思う	どちらかという被害にあうかもしれないと思う	どちらともいえない	どちらかという被害にあわないと思う	被害にあわないと思う

質問3 あなたは、詐欺電話がかかってきたことを誰かに相談すると思いますか。

ア)～オ)のあてはまる番号に**それぞれ○**をつけてください。

	必ず相談 する と思う	たぶん 相談する と思う	どちら とも いえない	たぶん 相談しな いと思う	相談しな いと思う
ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 奥様	1	2	3	4	5
エ) 奥様以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

付録1

質問4 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、その電話を詐欺だと見抜くことができると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	必ず見抜ける	たぶん見抜ける	どちらともいえない	たぶん見抜けない	全く見抜けない
--	--------	---------	-----------	----------	---------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 奥様	1	2	3	4	5
エ) 奥様以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

質問5 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、誠実に対応したいと思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	誠実に対応する	たぶん誠実に対応する	どちらともいえない	たぶん誠実に対応しない	誠実に対応しない
--	---------	------------	-----------	-------------	----------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 奥様	1	2	3	4	5
エ) 奥様以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

質問6 あなたが詐欺電話について相談した場合、次の相談の相手は、あなたの気持ちをわかってくれると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	必ずわかってくれる	たぶんわかってくれる	どちらともいえない	たぶんわかってくれない	わかってくれない
--	-----------	------------	-----------	-------------	----------

ア) 警察	1	2	3	4	5
イ) 区役所	1	2	3	4	5
ウ) 奥様	1	2	3	4	5
エ) 奥様以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）	1	2	3	4	5
オ) 近所の人	1	2	3	4	5

付録1

次に、あなたが外出していて、奥様が自宅に一人にいる時に詐欺電話がかかってきた場合を想像してお答えください。

質問7 あなたは、奥様をご自宅に一人にいる時に詐欺電話がかかってきた際、奥様がだまされてしまう可能性がどの程度あると思いますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
だまされないと思う	どちらかというのだまされないと思う	どちらともいえない	どちらかというのだまされると思う	だまされると思う

質問8 奥様から「詐欺かもしれない電話がかかってきた」という相談を受けたら、あなたはそれが詐欺であるかどうかを見抜くことができると思いますか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1	2	3	4	5
全く見抜けない	たぶん見抜けない	どちらともいえない	たぶん見抜ける	必ず見抜ける

特殊詐欺の対策についておたずねします。

質問9 ご自身やご家族が詐欺の被害にあわないために、次のようなことを行っていますか。または、行いたいと思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号に それぞれ○をつけてください。

すでに 行っている	現在は行って いないが、 今後行いたい	現在行って おらず、 今後も行う つもりがない
--------------	---------------------------	----------------------------------

- ア) 着信番号が表示される電話の機能(ナンバーディスプレイ)を使う ----- 1 ----- 2 ----- 3
- イ) 在宅時でも電話を留守番設定にして、すぐ出ない ----- 1 ----- 2 ----- 3
- ウ) 自動通話録音機能付き電話を使う ----- 1 ----- 2 ----- 3
- エ) 迷惑電話防止(ブロック)機能付き電話を使う ----- 1 ----- 2 ----- 3
- オ) 家族と合言葉などのルールを定める ----- 1 ----- 2 ----- 3

質問10 詐欺かもしれないと思った時に相談できる窓口として、下記をご存知でしたか。知っているもの すべてに○をつけてください(いくつでも)。いずれもない場合は、「8. 知っているものはない」に○をつけてください。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 110番(警察) | 5. 足立区消費者センター |
| 2. #9110番(警視庁総合相談センター) | 6. 188番(消費者ホットライン) |
| 3. 警察署相談窓口(交番を含む) | 7. その他() |
| 4. 足立区の窓口(お問い合わせコールあだち) | 8. 知っているものはない |

付録1

詐欺かもしれないと思う不審な電話や郵便物を受けた皆様からの情報が共有されることにより、将来の誰かの被害を減らす可能性があります。

質問 1 1 あなたが、詐欺かもしれないと思う不審な電話を受けた時、そのことを、次の人に知らせると思いますか。ア)～オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	必ず知らせる	たぶん知らせる	どちらともいえない	たぶん知らせない	知らせない
ア) 警察-----	1	2	3	4	5
イ) 区役所-----	1	2	3	4	5
ウ) 奥様以外の家族（子供や、自分や配偶者の兄弟姉妹）-----	1	2	3	4	5
エ) 地域の組織（町内会やサークルなど）-----	1	2	3	4	5
オ) 近所の人（友人など）-----	1	2	3	4	5

質問 1 2 あなたは、詐欺かもしれないと思う不審な電話に関する情報を、他の人に提供することについてどのように思いますか。ア)～キ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
ア) 情報提供することで被害を減らすことができる-----	1	2	3	4	5
イ) 情報提供することで犯人の逮捕等につながる-----	1	2	3	4	5
ウ) 情報提供するには通報窓口の連絡先等を調べなければならず、手間がかかる-----	1	2	3	4	5
エ) 情報提供すると事情を聞かれて面倒なことになる-----	1	2	3	4	5
オ) 未遂に終わった（現金などを振り込まなかった）なら情報提供する必要はないと思う-----	1	2	3	4	5
カ) 他人に話しても信じてもらえないと思う-----	1	2	3	4	5
キ) 他人に話すことは自分や家族の恥になると思う-----	1	2	3	4	5

質問 1 3 あなたは次の点についてどのように思いますか。ア)～カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう思う	ややそう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
ア) 警察は何もしてくれないので知らせても無駄だ-----	1	2	3	4	5
イ) 警察とは関わり合いを持ちたくない-----	1	2	3	4	5
ウ) 警察に親しみやすさを感じない-----	1	2	3	4	5
エ) 地域の人は何もしてくれないので知らせても無駄だ-----	1	2	3	4	5
オ) 地域の人とは関わり合いを持ちたくない-----	1	2	3	4	5
カ) 地域の人に親しみやすさを感じない-----	1	2	3	4	5

次に、普段の暮らしについておたずねします。

質問 1 4 あなたは、普段奥様と次のような話題についてどのくらい話しますか。

ア)~ク)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ほぼ 毎日 話す	週に 2,3回 程度話す	週に 1回程度 話す	月に 1回程度 話す	ほとんど 話さ ない
----------------	--------------------	------------------	------------------	------------------

- ア) 嬉しかったこと、楽しかったことについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- イ) 腹が立ったり疑問に思っていることについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- ウ) 自分の趣味や活動にかかわることについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- エ) 互いの健康について ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- オ) 家計のことについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- カ) 家族のことについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- キ) TV や新聞などのニュースで報道される内容について ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- ク) 住んでいる地域のことやご近所のことについて ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5

質問 1 5 あなたは、普段どのくらい次のような行動をすることがありますか。

ア)~オ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ほぼ 毎日 する	週に 2,3回 程度する	週に 1回程度 する	月に 1回程度 する	ほとんど しない
----------------	--------------------	------------------	------------------	-------------

- ア) 奥様と一緒に買い物をする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- イ) 奥様と一緒に外食をする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- ウ) 奥様と一緒に旅行に行く ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- エ) 奥様と一緒に運動（散歩など）をする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- オ) 奥様と一緒に趣味の活動をする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5

質問 1 6 もし、奥様との間でなにか問題が生じたとき、あなたはどのくらい次のような行動をとりますか。ア)~カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

いつも そうして いる	そうする ことが 多い	どちらと もいえ ない	あまり そうして いない	全く そうして いない
-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-------------------

- ア) 奥様と話しあおうとする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- イ) 問題を話し合えるよう、奥様との時間をもつ ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- ウ) 互いに楽しめることを奥様と一緒にする ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- エ) 奥様とは別に、ふだんより社会的な催しに参加する ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- オ) 友人と多くの時間を過ごす ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5
- カ) 仕事や地域などで、
新たに手間のかかる役割を引き受ける ----- 1 ----- 2 ----- 3 ----- 4 ----- 5

付録1

質問17 あなたは、奥様との関係についてどの程度満足していますか。
あてはまる番号 1つに○ をつけてください。

1	2	3	4	5
おおいに満足	まあ満足	どちらとも いえない	どちらかと いうと不満	おおいに不満

ここからは、安全なまちづくりに関するあなたのご意見をおたずねします。

質問18 あなたのお住まいの地区（町丁目名）をお答え下さい。

（例：住所が足立区中央本町1丁目17番1号の場合→「中央本町1丁目」）

足立区	
-----	--

以下では、上記のお住まいの地区についておたずねします。

質問19 お住まいの地区に関するあなたのお考えについて、ア)~カ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ア) 防犯や安全安心なまちづくりに

そう 思う	やや そう 思う	どちら ともい えない	あまり 思わ ない	そう 思わ ない
----------	----------------	-------------------	-----------------	----------------

関して、地区の住民全体で貢献できる----- 1-----2-----3-----4-----5

イ) 地区の住民が協力することで、犯罪の数を減らせる -- 1-----2-----3-----4-----5

ウ) 住民は自分達の住む地区のまちづくりに積極的だ ---- 1-----2-----3-----4-----5

エ) 地区の住民は、考え方や暮らしぶりが似ている ----- 1-----2-----3-----4-----5

オ) 地区の住民は、みなお互い顔見知りだ----- 1-----2-----3-----4-----5

カ) 地区に愛着を感じる----- 1-----2-----3-----4-----5

質問20 あなたのお住まいの地区の中に、家族や親せきを除いて、次のような方は何人くらい
いますか。ア)~ウ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

ア) 道で会えば、挨拶をする人----- 1-----2-----3-----4

イ) 立ち話をする人----- 1-----2-----3-----4

ウ) 家を訪問して付き合う人----- 1-----2-----3-----4

質問21 あなたは、お住まいの地区の中で、次のような団体やサークルに入っていますか。
あてはまる番号 すべてに○ をつけてください (いくつでも)。いずれもない場合は、「5.
団体やサークルには入っていない」に○をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|--------------------|
| 1. 趣味の活動をする団体 | 4. その他の団体 |
| 2. 防犯ボランティア団体 | () |
| 3. 地域の環境整備をする団体
(公園・道路の清掃や草取り等) | 5. 団体やサークルには入っていない |

さいごに、あなたご自身のことについておうかがいします。

質問22 ご自宅にかかってきた電話に主にでる方は、次のうちどなたですか。
あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|-----------|-------|-------------|
| 1. あなたご自身 | 2. 奥様 | 3. それ以外 () |
|-----------|-------|-------------|

質問23 あなたは、固定電話と携帯電話（スマートフォンを含む）のどちらを使うことが多いですか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|---------|---------|------------|
| 1. 固定電話 | 2. 携帯電話 | 3. 電話は使わない |
|---------|---------|------------|

質問24 あなたの年齢をお答えください。

年齢 () 歳

質問25 平日の日中（10時～16時頃）、あなたお一人だけで在宅している頻度は、どのくらいですか。あてはまる番号 1つに○をつけてください。

1. ほとんど毎日	2. 週に何回かある	3. たまにある (月に数回程度)	4. ほとんどない
-----------	------------	----------------------	-----------

質問26 あなたと別居している家族を教えてください (あてはまるものすべてに○)。
別居している家族がない場合は「8.別居している家族はいない」に○をつけてください。

- | | | |
|---------|----------|-----------------|
| 1. 息子 | 4. 孫(女) | 7. その他 () |
| 2. 娘 | 5. 兄弟・姉妹 | 8. 別居している家族はいない |
| 3. 孫(男) | 6. おい・めい | |

質問27 あなたは、足立区に合計何年間お住まいでしょうか。

--	--

年 ※1年未満の場合は、「0」とお答えください。

質問28 あなたが現在お住まいの家は次のどれにあたりますか。
あてはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 一戸建て(持ち家) | 3. 集合住宅(民間分譲) | 5. 公営住宅・公務員宿舎 |
| 2. 一戸建て(賃貸) | 4. 集合住宅(民間賃貸) | 6. その他 () |

付録1

質問29 あなたが現在の暮らしに対して感じる「ゆとり」の度合いを教えてください。

ア)～エ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	とても ある	やや ある	どちらと もいえ ない	やや ない	全く ない
ア)モノの面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
イ)時間の面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
ウ)お金の面でのゆとり-----	1	2	3	4	5
エ)精神的なゆとり-----	1	2	3	4	5

質問30 あなたは、次のことについてどのように思いますか。

ア)～コ)のあてはまる番号にそれぞれ○をつけてください。

	そう 思う	やや そう 思う	どちら でも ない	あまり 思わ ない	そう 思わな い
ア)自分は周りとの調和を重んじている-----	1	2	3	4	5
イ)自分は社会のために役立つ人間になりたい-----	1	2	3	4	5
ウ)自分は人との繋がりを大切にしている-----	1	2	3	4	5
エ)自分は人に対して誠実であるように心がけている-----	1	2	3	4	5
オ)自分は他の人から尊敬される人間になりたい-----	1	2	3	4	5
カ)社会の中で自分が果たすべき役割がある-----	1	2	3	4	5
キ)一般的に、ほとんどの人は信頼できる-----	1	2	3	4	5
ク)自分自身が被害に遭わないための対策はできる---	1	2	3	4	5
ケ)自分はまちづくりに積極的に参加している-----	1	2	3	4	5
コ)防犯や安心安全なまちづくりに関して、 自分にできることがある-----	1	2	3	4	5

質問31 その他、ご意見がありましたらお聞かせください。

質問は以上です。お忙しいところ、ご協力いただき大変ありがとうございました。
記入漏れがないかご確認のうえ、**奥様票とともに**封筒に入れてご返送下さい。

令和元年12月23日

「特殊詐欺予防に関するコミュニケーション についてのアンケート」ご協力をお願い

いつも足立区政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日、「特殊詐欺予防に関するコミュニケーションについてのアンケート」をお送りさせていただきました。足立区では、区内にお住まいの皆さまのお考えやご意見を、更なる安全安心なまちづくりに活用したいと思っております。

アンケートへのお答えは、すべて全体でまとめた上で統計的に処理されるため、個人が特定されることはありません。

回答期限は、12月25日（水）です。アンケート用紙のご返送がまだお済みでない方は、なるべくお早めに、投函くださいますようお願い申し上げます。アンケート用紙の不着・不備・紛失などがございましたら、下記までご連絡ください。早急にアンケート用紙をお送りいたします。

再度のお願いで大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

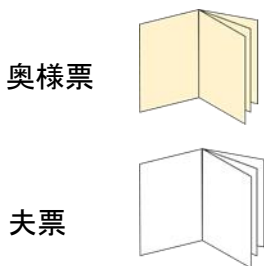
すでにご返送いただいた方には、ご協力に御礼申し上げますとともに、行き違いになりましたことをご容赦いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【調査に関するお問合せ先】

足立区 危機管理課 生活安全推進担当 本間

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1 電話 03(3880)5838

①アンケートに記入



②折りたたんで 封筒に入れて



③郵便ポストに 投函ください



ご記入後のアンケートの締め切りは12月25日（水）です。
アンケート用紙のご返送がまだお済みでない方は、なるべくお早めに、先日
お送りした返信用封筒に入れてご投函くださいますようお願いいたします。

【更生支援ボランティア参加意図】

1. 更生支援に関係するイベント（講演会、シンポジウム、勉強会など）に参加する機会にめぐまれたら、参加する
2. 自身の身に何の危険も及ばないのであれば、保護観察対象者の更生を支援してもよいと思う
3. 自分は犯罪の種類によっては更生を支援してもよいと思う
4. 自分は更生支援を頼まれた時、その保護観察対象者の事をよく知っていれば支援してもよいと思う
5. 周囲（家族等）の協力があれば、保護観察対象者の更生を支援してもよいと思う
6. 多少の報酬がもらえるのであれば、保護司などのような更生支援活動に参加してもよいと思う
7. 多少なりとも社会的名声を得られるのであれば、更生支援をしてもよいと思う
8. もし自分の身近な人から頼まれたら更生支援活動をすると思う
9. 犯罪加害者の家族に対する支援であればしてもよいと思う
10. 更生支援活動をしてみたいと思う（すでに行っている人は、「継続したいと思う」）

【加害者の再犯可能性認知】

1. 更生せずに出所してくるかもしれないと思う
2. 一度犯罪を犯した人は、再び犯罪を犯すのではないかと思う
3. 性犯罪者などが出所後、また性犯罪を犯すかもしれないと思う
4. 再犯率の高い犯罪を犯した人はまた犯罪を犯すかもしれないと思う

【更生保護制度に対する評価】

1. 更生保護は再犯防止のために重要な役割を果たしていると思う
2. 更生保護に関する講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動は、非行・犯罪の防止に役に立っていると思う
3. 更生保護は出所者に対して、罪や非行を反省させる仕組みだと思う

【保護司をすることのベネフィット認知】

1. 更生支援活動を行うことによって、経験がより豊かになると思う
2. 更生支援活動を行うことで学んだことは、自身の役にも立つと思う
3. 更生支援活動はやりがいを感じると思う

【保護司をすることのコスト認知】

1. 更生支援者は活動を行うにあたり、ストレスを抱えていると思う
2. 更生支援活動は忙しいので、私生活を犠牲にすると思う
3. 更生支援は、元加害者・非行少年等と身近に接するため、保護司自身または身近な者（家

族など)が危険な目にあう可能性があると思う

4. 更生支援をすることは、家族や自分の身近な人に何かしらの迷惑をかけるかもしれないと思う

【警察に対する信頼】

1. 日本の警察は優秀だと思う
2. 警察は誠実に対応してくれると思う
3. 警察は気持ちをわかってくれると思う
4. 警察は犯罪を未然に防ぐことに貢献できる

【刑事司法手続きに対する正統性認知】

1. 裁判では被害者の人権が十分に守られていないと思う
2. 判決で下される量刑(刑の重さ)と一般市民の感覚にはズレがあると思う
3. 「なぜ犯罪を犯したのか」という理由が裁判で十分に解明されていないと思う
4. 凶悪な犯罪であったとしても、未成年者の犯罪であるという理由だけで、成人よりも罪が軽くなることには納得がいかない
5. 凶悪犯罪(殺人、強盗、放火、強姦)に関して、加害者がおこなったことに比べ、軽い判決(罪が軽い)が出ていると思う
6. 無期懲役の受刑者が、おおむね20~40年の服役で仮釈放(一定の制約はあるが、刑務所からでて生活することができる)が認められることには、納得がいかない

【犯罪予防における自己効力感】

1. 地域の犯罪を防ぐために自分は貢献できる
2. 自分自身が被害にあわないために対策はできる

【社会志向性】

1. 自分は周りとの調和を重んじている
2. 自分は社会のために役立つ人間になりたい
3. 自分は人とのつながりを大切にしている
4. 自分は人に対して誠実であるように心がけている
5. 自分はほかの人から尊敬される人間になりたい
6. 社会の中で自分が果たすべき役割がある

～アンケート用紙から切り取ってお読みください～

◎＜更生支援活動とは＞

更生支援活動とは、国と一般市民が協力して、非行少年（少女）や犯罪加害者を適切に保護（生活指導、定期的な面会、生活環境の調整 等）することにより、彼らの立ち直りを助けることです。更生支援は地域社会の中で行う為、彼らの住む地域の事情に詳しい一般市民の方々の協力が必要となります。

◎＜保護司とは＞

保護司とは、更生支援活動を行う一般市民のボランティア（報酬は無く、実費のみ支給）の方の事です。法務省の出先機関や市町村役場の窓口等で一般市民への公募を行っており、応募すると保護司選考会を経て保護司になることができます。保護司は保護観察官（更生保護に関する専門的な知識を持つ国家公務員）と協力して、主に次のような活動を行います。

＜保護司の活動＞

①＜保護観察＞

- ・ 保護観察対象者（非行少年や犯罪加害者）を保護し、生活指導を行います
更生をするための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導します（夜間の外出を控えさせる 等）
- ・ 毎月面会を行います（保護司が対象者の家を訪問、または保護観察対象者が保護司の家を訪問するなど）
ここで保護司は保護観察対象者の気持ちや生活状況などについて相談に応じて、指導・助言を行います
- ・ 月に一度これらの内容を「報告書」にまとめ、保護観察所（法務省の出先機関）に提出します

②＜生活環境調整＞

- ・ 保護観察になることが決まった少年院や刑務所に収容されている人の、釈放後の帰住先の調査、身元引受人（釈放後引き取り、生活を共にする人）との話し合い、就職先の確保をします

③＜犯罪予防活動＞

- ・ 犯罪や非行に対する理解を深めるための講演会、シンポジウム、非行防止教室（学校等で行う授業形式のもの）、非行相談、街頭補導活動などの様々な学びの場の提供、相談活動を行います

＜保護司の現状＞ 平成26年調べ

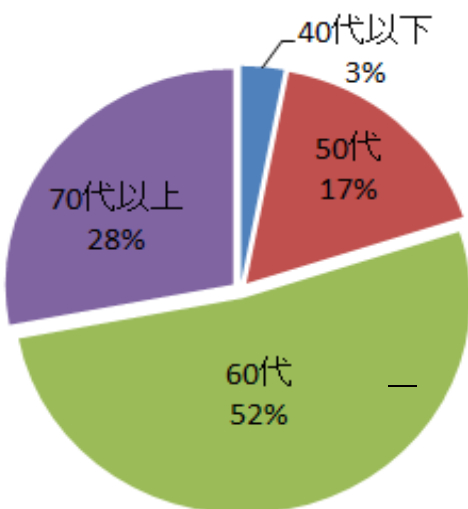
- ・ 保護司人員＝47,990人 定数 52,500人 【全国】
保護司の任期は2年ですが、希望すれば続けることが出来るので実質任期は決まっています。
また、保護司の高齢化と人員不足という問題を抱えています

- ・ 男女比＝4：1
- ・ 平均年齢＝64歳
- ・ 年齢構成（％）

＜保護観察対象者について＞

保護観察対象者	保護観察期間
保護観察処分少年	20歳まで又は二年
少年院仮退院者	20歳まで
仮釈放者	残刑期間
保護観察付執行猶予者	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者込め	補導処分期間

※婦人補導…20歳以上の女子の売春が理由の補導



なお保護観察には、更生施設（少年院・刑務所）に収容された人達全員がなるというわけではありません。社会の中で生活させた方が、更生する可能性が高いと裁判所などで判断された人のみが保護観察対象者となります。

更生支援活動に関するアンケート

更生支援活動とは、犯罪や非行をした人に対して、国と一般市民が協力して、適切に処遇（管理・指導）することにより、立ち直りを助けるものです。

今回の調査では、更生支援活動の中でも特に、『保護司』として更生支援活動に携わる一般市民の方について、皆様のご意見をお伺いすることを目的としております。

得られた回答は統計的に処理され、個人を特定するようなことは一切ございません。

お一人で最後までご回答ください。

皆様のご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

筑波大学 社会工学類 4年
讃井 知
s1110056@sk.tsukuba.ac.jp

学籍番号：()

氏名：()

付録3

【質問1】あなたは、前述の◎＜更生支援活動とは＞、◎＜保護司とは＞を読む前、保護司の活動についてご存知でしたか。

以下の事柄についてあてはまる程度を5段階（1:あてはまらない～5:あてはまる）でお答えください。

- | | <small>あてはまらない</small> | <small>あてはまる</small> |
|---|------------------------|----------------------|
| 1. 保護司という言葉聞いたことがあった | | |
| 2. …………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 3. 保護司の人数は想像していたより多かった…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 4. 保護司は一般市民がなっていることを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 5. 保護司は一般公募しており、審査に合格すれば誰でもなれることを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 6. 保護司の活動はボランティア（実費のみ支給）であることを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 7. 保護司と保護観察官（専門的知識を持つ国家公務員）は違うということを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 8. 保護司は非行や犯罪を行った人の生活を指導していることを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 9. 保護司は保護観察対象者と月一回面会（自宅訪問等）していることを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 10. 保護司は少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の生活環境の調整（身元引受人との面会、就職先の確保等）を行つて知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 11. 保護司は、更生支援活動、犯罪・非行防止に関わる勉強会等のイベントを行っているということを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 12. 更生施設（少年院・刑務所）の人の全員が保護観察になるという訳ではなく、更生の可能性が高い人だけが保護観察処分になるという事を、知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 13. 保護司の任期は実質無い（希望すれば続けられる）ということを知っていた…………… | 1 | 2—3—4—5 |

あなたは、前述の◎＜更生支援活動とは＞、◎＜保護司とは＞を読む前、保護司についてどのようにお考えでしたか。あてはまる記号（a～f）を○で囲ってください。

14. 保護司は（a. 20代 b. 30代 c. 40代 d. 50代 e. 60代 f. 70歳以上）の人が最も多いと考えていた。

【質問2】更生支援活動に関するあなたのお考えについてお伺いします。

あてはまる程度を5段階（1:あてはまらない～5:あてはまる）でお答えください。

<①制度について>

- | | <small>あてはまらない</small> | <small>あてはまる</small> |
|---|------------------------|----------------------|
| 1. 更生支援に関する講演会、シンポジウム、非行防止教室、非行相談、街頭補導活動は、非行・犯罪の防止に役に立っていると思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 2. 保護観察は再犯防止のために重要な役割を果たしていると思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 3. 保護観察は保護観察対象者に対して、非行や罪を反省させる仕組みだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 4. 保護司の活動を充実させるために、今より多くの税金を利用してよいと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 5. 行政機関は保護観察の制度について、もっと市民の意見を取り入れるべきだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 6. 行政機関は保護観察の制度について、もっと市民に知らせるべきだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 7. 保護観察を行っても、保護観察対象者はなかなか更生しないと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 8. 保護観察とは非行少年・加害者が保護観察処分と言う形で社会に早くでてくるので、よくない制度だと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 9. 保護観察という制度は今後も続けられるべきだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 10. 保護観察は収容期間＊を満了せずに社会復帰することであるため、犯罪被害者の感情を考えると、不適切な制度だと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| <small>*収容期間：非行・罪の大きさに応じて更生施設（少年院・刑務所）に入ることを定めた期間</small> | | |
| 11. 収容期間を満了することが罪を償うということであるため、保護観察は不適切な制度だと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 12. 一般市民である保護司にまかせるのではなく、公的機関の人達が保護観察対象者の社会復帰をさせるための行動をするべきだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 13. 加害者の更生支援より被害者のケアの方が社会にとって重要だと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 14. 保護司の活動について世の中の人はずっと知っておくべきだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 15. 世の中からは、保護観察対象者が保護観察中にどのような生活をしているのかについて、知っていた方がよいと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |
| 16. 更生施設に入っている非行少年や加害者は、将来地元に戻ることが多いため、地元の事情に詳しい保護司が生活基盤の調整（身元引受人との面会、就職先の確保等）をするのは適切なことだと思う…………… | 1 | 2—3—4—5 |

付録3

<②保護司（更生支援者）について>

- | | あてはまらない | あてはまる |
|--|---------|---------|
| 1. 保護司をしている人は立派な人だと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 2. 保護司を行っている人に対して漠然としたあこがれの気持ちを持っている | 1 | 2—3—4—5 |
| 3. もし自分の身近な人（家族、恋人、親しい友人等）が保護司として更生支援活動を行おうとしていたら、自分は応援すると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 4. 保護司は更生支援活動を行うことによって、充実感を得ていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 5. 保護司は更生支援の活動に主体的に取り組んでいると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 6. 保護司は更生支援活動を行うことによって、人脈がよりひろがると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 7. 保護司は更生支援活動を行うことによって、保護司自身の経験もより豊かになると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 8. 保護司は、非行少年・加害者と身近に接するため、保護司自身または彼らの身近な者（家族など）が危険な目にあう可能性があると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 9. 保護司は更正支援活動を行うにあたり、大変なストレスを抱えていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 10. 保護司は更正支援活動を行うにあたり、不安を抱えていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 11. 保護司は更正支援活動を行うにあたり、非行少年・加害者のためにたくさんの時間を割いていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 12. 保護司の活動は忙しいので、保護司は自分自身の私生活を犠牲にしていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 13. 保護司としての活動をしていることによって、周りからなんらかの偏見の目（批判や不信の目）でみられると思う | 1 | 2—3—4—5 |

<③保護観察対象者（非行少年・犯罪加害者等）について>

- | | あてはまらない | あてはまる |
|--|---------|---------|
| 1. 非行を繰り返す少年の生い立ちは、不幸なものだったのではないかと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 2. 非行を繰り返す少年の立ち直りを手助けしてあげたいと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 3. 過去に犯罪や非行を犯したからといって、罪をつぐなった後も差別的な目でみるのはおかしいと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 4. 収容期間満了して社会復帰する非行少年・加害者より、保護観察処分ですべての中で更生支援を受けている非行少年・加害者に対しての方が、不信感が少ない | 1 | 2—3—4—5 |
| 5. 過去に犯罪や非行を犯した人であっても、きちんと更生しているのであれば、自分はわけへだてなく接すると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 6. 現在保護観察処分中の人がある自分の勤務先にいると分かった場合、少し距離をおくと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 7. 現在保護観察処分中の人がある近所にいたら不信感を感じると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 8. 現在保護観察処分中の人と自分の親しい人（家族・恋人・仲の良い友人）が仲よくしていたら、なんとなく不安を感じる | 1 | 2—3—4—5 |
| 9. 保護観察対象者は、保護司とコミュニケーションをとる事で適切な社会生活をする上での対人関係スキルを身に付けることができると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 10. 保護観察対象者は、保護観察期間中、有意義な経験をすると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 11. 保護観察対象者は、保護観察期間中、「自分は充実した毎日を送っている」と感じていると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 12. 保護観察対象者にとって、保護観察中に保護司の元に訪問しに行ったり、面会をすることは負担が大きいと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 13. 保護観察対象者は保護観察期間終了後、「更正するために自分は頑張った」という達成感があると思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 14. 保護観察対象者と保護司は保護観察期間終了後もよい関係が続くと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 15. 保護観察対象者にとって、保護司の指導下で生活する保護観察処分になるよりも、更生施設内で収容期間を満了するほうが彼らの更正に役立つと思う | 1 | 2—3—4—5 |
| 16. 保護観察は、保護観察対象者のプライバシーを侵害するものだと思う | 1 | 2—3—4—5 |

付録3

【質問3】あなた自身のことについてお伺いいたします。

あてはまる程度を5段階（1:あてはまらない～5:あてはまる）でお答え下さい。

- | | あてはまらない | あてはまる |
|---|-----------|-------|
| 1. 自分は人の役に立つために、たとえ無償のボランティアであっても活動したいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 2. 自分が更生支援に関係するイベント（講演会、シンポジウム、勉強会など）に参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う | 1—2—3—4—5 | |
| 3. 自分が非行防止教室にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う | 1—2—3—4—5 | |
| 4. 自分が街頭補導活動にボランティアとして参加する機会にめぐまれたら、参加すると思う | 1—2—3—4—5 | |
| 5. ボランティア活動の一環で、自分が保護観察対象者の相談にのる機会にめぐまれたら、参加すると思う | 1—2—3—4—5 | |
| 6. 保護司の公募を見つけたら興味を持つと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 7. 自分は将来保護司の活動をしたいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 8. 身近な人が何らかの更生支援に携わっていたら自分の出来る範囲で手伝うと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 9. 一度更生支援活動の手伝いを行ったら
その後も様々な仕事を頼まれるような気がする | 1—2—3—4—5 | |
| 10. 自分は将来、なんらかの条件が改善されれば、保護司の活動をしてよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 11. 自分は更生支援をたのまれた時、その対象者（元非行少年・元加害者）
のことをよく知っていれば、支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 12. 自分は犯罪者が犯罪を犯した事情によっては対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 13. 自分は犯罪の種類によっては対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 14. 自身の身に何の危険も及ばないのであれば対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 15. 多少なりとも社会的名声を得られれば対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 16. （実費支給の他に）多少であっても手当があれば
対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 17. 周囲（家族等）の協力があれば、対象者の更生を支援してもよいと思う | 1—2—3—4—5 | |
| 18. 自分は更生支援活動に関わりたくはない | 1—2—3—4—5 | |
| 19. 自分自身が更生支援活動に関わるのは少し抵抗を感じる | 1—2—3—4—5 | |
| 20. 自分が更生支援活動に関する情報を発信することで、
人々の更生支援活動に関する意識を高められると思う | 1—2—3—4—5 | |
| 21. 自分が保護司だったら、担当した保護観察対象者が
きちんと更生したらうれしく思う | 1—2—3—4—5 | |
| 22. 自分が保護司だったら、保護観察対象者の役に立つことができると思う | 1—2—3—4—5 | |

【質問4】皆さんの今までのご経験についてお伺いいたします。あてはまるものに○をつけてください。

1. あなたは今までに何らかの「社会貢献活動（無償のボランティアであれば全て含みます）に参加したことはありますか。学校等所属している組織全体で参加したものでも結構です。

（どのような内容でも構いません。人や社会の役に立てたと思う経験が一度でもあれば、「ある」をお選びください）

ある / ない

◎上記で「ある」を選択した方はそのボランティアの具体的な内容を教えて下さい。

複数回経験のある方は、その中でとくに記憶に残っている物を一つ教えて下さい。

例：高校で放課後の学習支援を行った/道で具合悪そうにしている人を助けた/近所のゴミ拾い 等
()

◎上記の活動の期間を教えてください

（各期間：a.単発で数時間 b.1日 c.数日 d.1週間 e.1ヶ月 f.数か月 g.1年 h.3年以上 i.その他）

i を選んだ方は具体的に期間を記述してください。（例：一年に一度、夏休みの間数週間）

()

2. 身近な人（親戚や仲のよい人）に更生支援に関係のある活動をしている人はいましたか

はい / いいえ （続柄：)

付録3

3. 保護司に関してどのようなメディアから情報を得たことがありますか。

下の中から当てはまるものを全て選んでください。

(本 / テレビ / 新聞 / ラジオ / PC / スマートフォン / 家族 / 友人 / 保護司の情報を見聞きしたことはない / その他 ())

以下の4~8の問いについて、あてはまる程度を5段階(1:全くない~5:たくさんある)でお答え下さい。

- | | 全くない | たくさんある |
|--|------|--------|
| 4. 犯罪被害者の支援に関する記事やニュースをみたことはありますか | 1 | 2 |
| 5. 犯罪加害者の更生支援に関する記事やニュースをみたことはありますか | 1 | 2 |
| 6. 大学時代までに犯罪・非行・更生支援に関わる授業を受けたことはありますか | 1 | 2 |
| 7. ご家庭で刑事事件加害者に対する処遇(裁判所の判決やマスコミの取り扱い方に関する意見等)についての話題が出たことがありますか | 1 | 2 |
| 8. ニュースなどをみて家族で犯罪被害者の悲しみや苦しみについて、話題が出たことがありますか | 1 | 2 |

【質問5】 あなたが物事を決めるときについてお伺いします。

あてはまる程度を5段階(1:あてはまらない~5:あてはまる)でお答え下さい。

- | | あてはまらない | あてはまる |
|-------------------------------------|---------|-------|
| 1. 迷ってしまうと、どれか一つに決められなくなってしまう | 1 | 2 |
| 2. 最終的な決断を下すことがなかなかできない | 1 | 2 |
| 3. いつまでもいろいろと考えてしまう | 1 | 2 |
| 4. 常にベストのことを考える | 1 | 2 |
| 5. 何をするにしても、自分なりの最高の基準がある | 1 | 2 |
| 6. 最も満足できるものを手に入れたいと思う | 1 | 2 |
| 7. 最高の結果のことを想像しながら、どれを選ぶかを決める | 1 | 2 |
| 8. 相対的によいものではなく、絶対的によいものを選びたい | 1 | 2 |
| 9. 大きな目標を立てる時は、必ず目標達成に必要な課題を明らかにする | 1 | 2 |
| 10. 最高の結果を得たとしても、将来その価値が下がったら意味がない | 1 | 2 |
| 11. 何かを決めるときは、できる限り様々な選択肢を比較する | 1 | 2 |
| 12. 何かを決めるときは、様々な条件を総合的に判断して決める | 1 | 2 |
| 13. さまざまな選択肢の良いところを取り上げて比較検討する | 1 | 2 |
| 14. さまざまな選択肢の悪いところを取り上げて比較検討する | 1 | 2 |
| 15. 自分で決めたことなら、どんな結果であったとしても受け入れる | 1 | 2 |
| 16. 人のアドバイスで決定したとしても失敗した場合の責任は自分にある | 1 | 2 |
| 17. 何事も自分の責任で決める | 1 | 2 |
| 18. 選択を誤って失敗したとしても、失敗もよい経験になると思う | 1 | 2 |
| 19. 今すぐやらなくても、そのうち何とかなるだろうと思う | 1 | 2 |
| 20. 何かものを決めることを先延ばしにしてしまう | 1 | 2 |
| 21. どうせやらなければならないのなら、さっさと終わらせておきたい | 1 | 2 |
| 22. 情報が多すぎると、どうしたらいいのかわからなくなる | 1 | 2 |
| 23. 情報が氾濫しすぎていて、どの情報が有益なのか判断するのが難しい | 1 | 2 |
| 24. 様々な情報から、有益な情報を取り出すことが得意である | 1 | 2 |
| 25. 自分自身がおかれている現状を把握できないことがある | 1 | 2 |
| 26. そのときの思いつきで行動することがある | 1 | 2 |
| 27. 感情的になってしまうことがある | 1 | 2 |
| 28. その時の自分の気持ちに従って、自分の行動を決める | 1 | 2 |
| 29. 何事も計画的に考えて行動する | 1 | 2 |
| 30. 自分の気持ちと行動とが一致しないことがある | 1 | 2 |
| 31. 様々なことを考慮して、自分の行動を決める | 1 | 2 |
| 32. 他の人の事例を参考にする | 1 | 2 |
| 33. 自分の過去の経験を参考にする | 1 | 2 |
| 34. 何事も成功した場合と、失敗した場合のことを考える | 1 | 2 |

付録3

	あてはまらない	あてはまる
35. 今後の将来のことまで考えた上で、自分の行動を決める……………	1—2—3—4—5	
36. 他人の評価が気になる……………	1—2—3—4—5	
37. 最悪の結果が生じたことを想像して、どれを選ぶかを決める……………	1—2—3—4—5	
38. 絶対失敗はしたくないと思う……………	1—2—3—4—5	
39. 絶対に後悔はしたくない……………	1—2—3—4—5	
40. どんなに考えても、運が悪ければ悪い結果が生じてしまうと思う……………	1—2—3—4—5	
41. どんなに情報をあつめても、将来どうなるかは誰にもわからない……………	1—2—3—4—5	
42. 人の意見を参考にしても、良い結果が得られるとは限らないと思う……………	1—2—3—4—5	
43. そこそこ満足できるものであれば、それで十分である……………	1—2—3—4—5	
44. 自分の最低限の基準を満たしていれば良い……………	1—2—3—4—5	
45. 今さえよければよいと思う……………	1—2—3—4—5	
46. 自分にとって必要な情報だけを集めてしまう……………	1—2—3—4—5	
47. できるだけ幅広い情報を集めたい……………	1—2—3—4—5	
48. 嫌な情報はできるだけ避けたい……………	1—2—3—4—5	
49. 周りが良いと言っていることでも、自分が納得していなかったら 実行しない……………	1—2—3—4—5	
50. 周囲と異なる言動をすることは、批判の矛先が自分を向く可能性があり 恐怖や不安を感じる……………	1—2—3—4—5	
51. 自分の意見があっても、人の意見にあわせてしまうことがある……………	1—2—3—4—5	
52. 大きな決断をするときは必ず家族に相談してから行うようにしている……………	1—2—3—4—5	

【質問6】最後にあなた自身のことについてお伺いいたします。年齢、性別をお答えください。

1. 年齢： () 歳
2. 性別： a. 男性 b. 女性

★更生支援に関して、何か思うことがございましたら以下にご自由にお書きください。
ご意見ご感想もお待ちしております。

記入漏れがないかももう一度確認をお願いいたします。

ご協力いただきありがとうございます。ありがとうございました。